

令和 6 年度 認証評価

岡山学院大学 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	9
【基準Ⅰ ミッションと教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A ミッション]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	24
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	37
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	37
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	58
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	72
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	72
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	87
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	92
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	96
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	109
[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]	109
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	113
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	117
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～22] 基礎データ	
[様式 23] 法令遵守状況一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、岡山学院大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 24 日

大学設置法人の長

原田 博史

学 長

原田 博史

A L O

原田 俊孝

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 大学設置法人及び大学の沿革

＜大学設置法人の沿革＞

昭和 25 年 12 月	学校法人原田学園設置認可(岡山県山陽中学校・岡山県山陽高等学校)
昭和 26 年 2 月	岡山県浅口郡鴨方町に岡山女子短期大学(家政科 入学定員 80 名)を開設
昭和 28 年 4 月	岡山県山陽中学校休校
昭和 31 年 4 月	岡山女子短期大学附設幼稚園教員養成所(入学定員 20 名)を附設
昭和 33 年 4 月	保育科(定員 40 名)を増設
昭和 34 年 3 月	附設幼稚園教員養成所を廃止
昭和 38 年 4 月	栄養科(定員 40 名)を増設
昭和 39 年 4 月	保育科定員増(定員 50 名)、栄養科定員増(定員 60 名)
昭和 40 年 4 月	栄養科定員増(定員 80 名)
昭和 43 年 4 月	保育科定員増(定員 100 名)、栄養科を食物栄養科とし、定員増(定員 100 名)
昭和 45 年 4 月	家政科を家政学科、食物栄養科を食物栄養学科、保育科を幼児教育学科と改める
昭和 45 年 11 月	倉敷市有城に校地を取得
昭和 47 年 10 月	家政学科、食物栄養学科を倉敷に移転
昭和 49 年 4 月	学校法人原田学園経営の岡山県山陽高等学校を寄附行為変更により、新設の学校法人第一原田学園に移管
昭和 51 年 4 月	幼児教育学科定員増(定員 150 名)
昭和 53 年 4 月	幼児教育学科を倉敷に移転
昭和 59 年 12 月	カナダ BC 州立マラスピナレッジ(現カナダ BC 州立バンクーバー・アイランド・ユニバーシティ)と姉妹校提携する
昭和 60 年 12 月	英語科(定員 100 名)設置認可
昭和 61 年 4 月	岡山県山陽中学校廃止、家政学科定員減(定員 50 名)
昭和 61 年 4 月	英語科(定員 100)を増設
平成 元年 4 月	家政学科の名称を生活情報学科に変更
平成 3 年 4 月	食物栄養学科期間付定員増(定員 150 名)、英語科期間付定員増(定員 150 名)
平成 9 年 4 月	専攻科食物栄養学専攻が学位授与機構の認定を受ける
平成 10 年 4 月	専攻科食物栄養学専攻が 3 年制栄養士養成施設の指定を受ける
平成 11 年 6 月	平成 12 年 4 月 1 日より「岡山短期大学」に名称変更認可
平成 12 年 4 月	校名を「岡山短期大学」に変更し男女共学とする 食物栄養学科及び英語科の期間付入学定員を期間終了により解消
平成 13 年 12 月	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科(定員 100) 及び生活情報コミュニケーション学科(定員 100)設置認可
平成 14 年 1 月	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科(定員 100)が管理栄養士養成施設の指定認可を受ける
平成 14 年 4 月	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科(定員 100) 及び生活情報コミュニケーション学科(定員 100)新設
平成 14 年 4 月	岡山短期大学生生活情報学科(定員 50)、 食物栄養学科(定員 100)及び英語科(定員 100)の学生募集を停止する
平成 15 年 3 月	岡山短期大学生生活情報学科(定員 50)、英語科(定員 100)を廃止する
平成 16 年 3 月	岡山短期大学食物栄養学科(定員 100)を廃止する
平成 16 年 4 月	岡山学院大学人間生活学部生活情報コミュニケーション学科の名称を人間情報学科に変更
平成 18 年 3 月	岡山短期大学が財団法人短期大学基準協会の第三者評価により適格認定を受ける
平成 19 年 4 月	岡山学院大学人間生活学部人間情報学科(定員 100)の学生募集を停止する
平成 19 年 4 月	岡山学院大学キャリア実践学部キャリア実践学科(定員 40)開設
平成 22 年 3 月	岡山学院大学人間生活学部人間情報学科(定員 100)を廃止する
平成 22 年 4 月	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科入学定員を 100 名から 40 名に変更

岡山学院大学

平成 22 年 4 月	岡山短期大学幼児教育学科入学定員を 150 名から 100 名に変更
平成 22 年 4 月	岡山学院大学キャリア実践学部キャリア実践学科(定員 40)の学生募集を停止する
平成 23 年 3 月	岡山学院大学が財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の認定を受ける
平成 25 年 3 月	岡山短期大学が一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価により第 2 評価期間の適格認定を受ける
平成 25 年 3 月	岡山学院大学キャリア実践学部キャリア実践学科を廃止する
平成 30 年 3 月	岡山学院大学が公益財団法人日本高等教育評価機構の平成 29 年度大学機関別認証評価による第 2 評価期間の認定を受ける
平成 31 年 1 月	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教職課程(栄養教諭一種免許状)が再課程認定を受ける 岡山短期大学幼児教育学科の教職課程(幼稚園教諭二種免許状)が再課程認定を受ける
令和 2 年 3 月	岡山短期大学が一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価により第 3 評価期間の適格認定を受ける
令和 2 年 4 月	原田学園寄附行為の変更が令和 2 年 2 月 12 日付元文科高第 940 号にて認可され令和 2 年 4 月 1 日付で施行した。
令和 4 年 12 月	岡山短期大学幼児教育学科入学定員を 100 名から 70 名に変更
令和 5 年 12 月	岡山短期大学幼児教育学科入学定員を 70 名から 40 名に変更

<大学の沿革>

平成 13 年 12 月	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科(定員 100)及び生活情報コミュニケーション学科(定員 100)設置認可
平成 14 年 1 月	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科(定員 100)が管理栄養士養成施設の指定認可を受ける
平成 14 年 4 月	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科(定員 100)及び生活情報コミュニケーション学科(定員 100)新設
平成 16 年 4 月	岡山学院大学人間生活学部生活情報コミュニケーション学科の名称を人間情報学科に変更
平成 19 年 4 月	岡山学院大学人間生活学部人間情報学科(定員 100)の学生募集を停止する
平成 19 年 4 月	岡山学院大学キャリア実践学部キャリア実践学科(定員 40)開設
平成 22 年 3 月	岡山学院大学人間生活学部人間情報学科(定員 100)を廃止する
平成 22 年 4 月	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科入学定員を 100 名から 40 名に変更
平成 22 年 4 月	岡山学院大学キャリア実践学部キャリア実践学科(定員 40)の学生募集を停止する
平成 23 年 3 月	岡山学院大学が財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の認定を受ける
平成 25 年 3 月	岡山学院大学キャリア実践学部キャリア実践学科を廃止する
平成 30 年 3 月	岡山学院大学が公益財団法人日本高等教育評価機構の平成 29 年度大学機関別認証評価による第 2 評価期間の認定を受ける
平成 31 年 1 月	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教職課程(栄養教諭一種免許状)が再課程認定を受ける

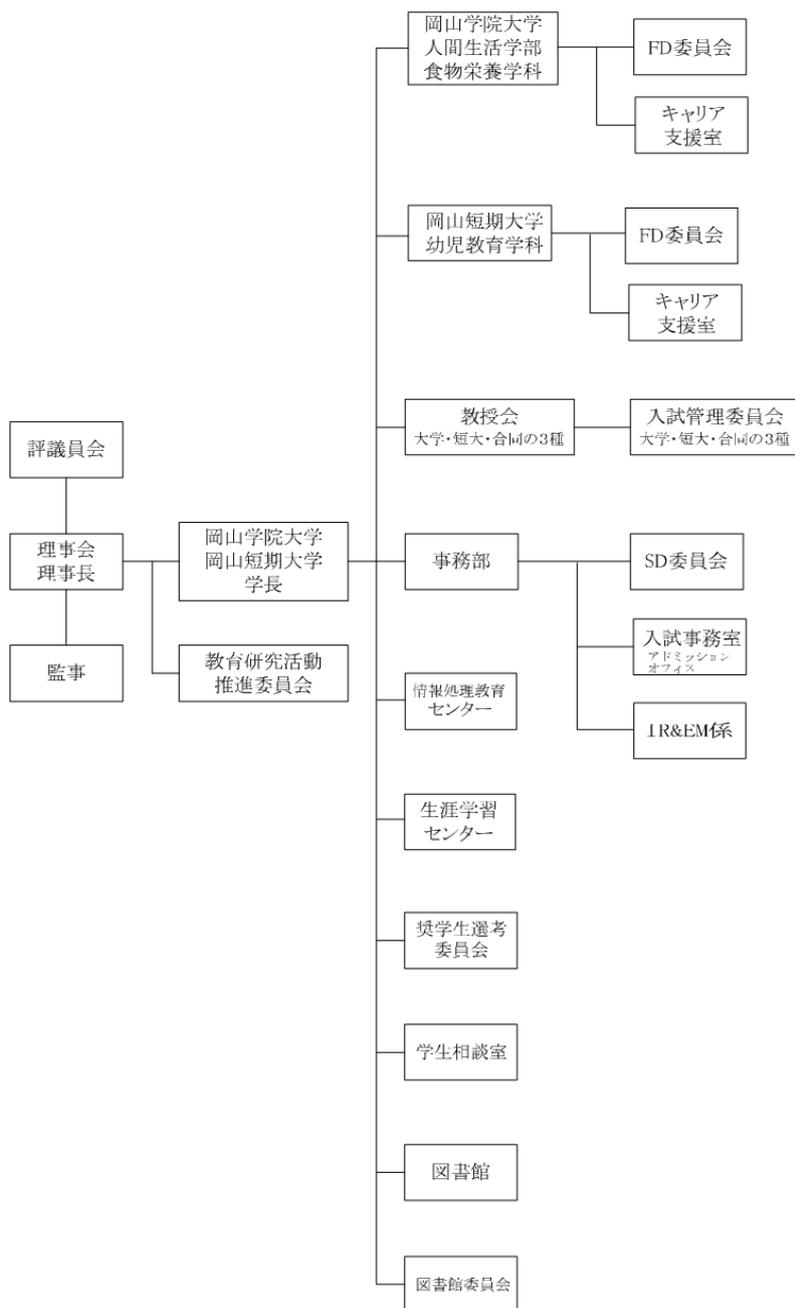
(2) 大学設置法人の概要

- 大学設置法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和6年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
岡山学院大学	倉敷市有城 787 番地	40 人	160 人	76 人
岡山短期大学	倉敷市有城 787 番地	40 人	80 人	69 人

(3) 大学設置法人・大学の組織図

- 組織図
- 令和6年5月1日現在



(4) 学部長名、研究科長名一覧

- 全ての学部、研究科について
- 令和6年5月1日現在

教育機関名	研究科・学部名	役職名	氏名
岡山学院大学	人間生活学部	学部長	原田 博史

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の認証評価結果において改善を要すると指摘された事項への対応について記述してください。

(a) 改善を要すると指摘された事項
<p>「基準3. 経営・管理と財務」について 入学者の確保により経営の安定を図ることを目指し経営改善計画を実施しているところであり、収容定員充足を実現し安定した財務基盤を早急に確立するよう改善を要する。</p> <p>「基準4. 自己点検・評価」について 開学以来支出超過となっていることから、入学者の確保により経営の安定化を目指し経営改善計画を実行しているところであり、特色、長所を十分発揮して早急な改善を進めることが求められる。</p>
(b) 対応状況
<p>収容定員充足を実現するために、高校生との接触機会を増やすことが求められる。具体的には、進学ガイダンスの増加し face to face の学生募集及び学生が活躍するオープンキャンパスを実施し接触機会の向上を図った。</p> <p>経営改善計画（平成31年度～令和5年度）に則り、学生から評判が低い教員の入れ替えや本学独自のエンrollmentサポート「スマート OKAGAKU アクション」を令和4年度から実施するなど、学生満足度の向上を図った。</p>
(c) 成果
<p>高校生との接触機会の向上を図ったが、収容定員未充足となり学生確保に繋がらなかった。また、令和5年度に評判が低い高年齢の教員から若い教員を採用してきたところ、一部の学生から高評価を得たが、教員経験が短いため、学生の満足度の向上まで至っていない。さらに、スマート OKAGAKU アクションは令和4年度より実施してきたところ、令和5年度のベストスタートプログラムは好評を得たが、キャンパスライフプログラム及びキャリアコネクトプログラムについては狙った効果は得ていない。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を図った事項
なし
(b) 対応状況

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和5年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

次の規程等を整備して公的資金の適正管理に努めるとともに、担当部署である経理課において毎年教職員に対して注意を促している。

公的研究費の適正な運営・管理について

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則

岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画

岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

この自己点検・評価報告書の作成のための自己点検・評価委員会は理事長を先頭に原田副学長をALOとして自己点検・評価を行った。また、その他の構成員は全学科教員及び事務の関係部署員である。

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

自己点検評価組織 ALO＝原田俊孝、ALO 補佐（ALO 不在の時など大学・短期大学基準協会および評価チームの窓口を代理する）＝黒明	
教員団 原田俊孝 狩山、小松、堀口、佐藤 内田、平野、岡田、氏峰 坂本	事務職員団 黒明、作永、川口、 横井、西澤、岡部、長谷川、宮下、三宅、奥野、有松、大橋

- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

令和5年度の自己点検・評価は、令和6年度に大学・短期大学基準協会の第三者評価を受審するために令和5年度から学生の学習成果、三つの方針、充実向上のための査定サイクル、PDCAサイクルの共有化を徹底した。

委員長である理事長は、教職員に対して学生の学習成果の獲得のための学習支援を要請し、FD活動およびSD活動のワークショップにおいてその成果の発表を求め教職員でより良い学習成果の獲得に対する意見交換を実現している。令和5年度FD・SDワークショップは次の通りである。

日 時： 令和5年12月22日（金）9：10～

場 所： 本学情報処理教育センター D302

時 間	内 容
9：10～10：00	岡山学院大学・岡山短期大学事務部 SD 委員会報告（15分の質疑応答含む） (1) SD 会議実施報告について (2) オープンキャンパス実施結果について (3) 学生食堂のキャッシュレス化について (4) 事務部の業務改善にかかる教職協働について
10：00～11：00	岡山短期大学FD委員会 報告（15分の質疑応答含む） (1) FD 委員会報告 (2) 幼児教育学科在学生 DS（ディプロマサプリメント）の作成について (3) 学生の学習成果の獲得に向けた相互による授業評価の実施について (4) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について (5) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検評価について (6) 外部評価の実施について ① 令和5年3月卒業生就職先学習成果に関するアンケートについて ② 平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月卒業生アンケートについて ③ 外部評価（地域・高大接続連携校）について (7) Society5.0 保育者養成コース及び公務員養成コースの実施状況について (8) 学生の学習成果及び3つの方針の点検について (9) 査定（アセスメント）とPDCA ① 学生の学習成果のPDCA サイクル

	<ul style="list-style-type: none"> ② 教育課程編成・実施の方針 (CP) の PDCA サイクル ③ 卒業認定・学位授与の方針 (DP) の PDCA サイクル ④ 入学者受入れの方針 (AP) の PDCA サイクル
11 : 00 ~ 12 : 30	<p>岡山学院大学 FD 委員会 報告 (15 分の質疑応答含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) FD 委員会報告 (2) 食物栄養学科在学生 DS (ディプロマサプリメント) の作成について (3) 学生の学習成果の獲得に向けた相互による授業評価の実施について (4) Society5.0 人材養成プログラムの実施について <ul style="list-style-type: none"> ① 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検評価について ② 健康寿命延伸教室の自己点検評価について ③ 栄養アセスメントの自己点検評価について (5) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について (6) 国試対策ゼミ PDCA サイクルについて <ul style="list-style-type: none"> ① 国試対策ゼミ PDCA サイクルの策定について ② 令和 5 年度国試対策ゼミ PDCA サイクルの経過報告 (7) 外部評価の実施について <ul style="list-style-type: none"> ① 令和 5 年 3 月卒業生就職先学習成果に関するアンケートについて ② 平成 31 年 3 月、令和 2 年 3 月、令和 3 年 3 月卒業生アンケートについて ③ 外部評価 (地域・高大接続連携校) について (8) スマート OKAGAKU アクションの実施と改善について (9) 学生の学習成果及び 3 つの方針の点検結果について <ul style="list-style-type: none"> ① 査定 (アセスメント) と PDCA ② 学生の学習成果の PDCA サイクル ③ 教育課程編成・実施の方針 (CP) の PDCA サイクル ④ 卒業認定・学位授与の方針 (DP) の PDCA サイクル ⑤ 入学者受入れの方針 (AP) の PDCA サイクル
12 : 30 ~ 12 : 50	<p>講演：「倉敷市が目指す保育者像と岡山短期大学幼児教育学科への期待」 講師：倉敷市保健福祉局 子ども未来部保育・幼稚園課 課長 岡野一郎 様</p>
12 : 50 ~ 13 : 00	講演に対する質疑応答
13 : 00 ~ 13 : 05	総括 (学長 原田博史)

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録 (自己点検・評価を行った令和5年度を中心に)

委員長である理事長は、令和 5 年 6 月 1 日に開催した FD 会議にて、教授会報告議題 (1) FD 委員会規程について取り上げ、FD 委員会規程に則った委員会を実施するために畑委員から原田副学長を議長とすることを決定した。令和 5 年 7 月 6 日から自己点検・評価を行うための岡山学院大学 FD 委員会 (議長：原田副学長) と従来の食物栄養学科 FD 会議の内容を行うための学科会議 (議長：原田学長) と分けて実施している。しかし、改組転換を図ることになり、2 月から 5 月まで実施することが出来なかった。

さらに、令和 6 年 1 月に令和 6 年度の認証評価の準備をするための認証評価委員会 (議長：原田副学長) を立ち上げた。認証評価委員会の構成員は、自己点検評価の教員団・事務組織団を基としている。その他の岡山学院大学 FD 委員会に属している特別専任教員は、教員オブザーバーとして属しており様々な意見が出やすいように整備し全教職員が認証評価に関与できるようにしている。認証評価委員会は毎月実施する予定としていたが、改組転換を図ることになり、

2月から4月まで実施することが出来なかった。

令和5年度 食物栄養学科 FD 会議

会議日	出席者	議事内容
令和5年3月30日	学長、副学長、畑、次田、清水、狩山、山田、佐藤、津村、高槻、平野、岡田、堀口三宅、吉田、長谷川、内田（書記）	1. 国試受験結果報告 2. 国試対策案 3. ゼミ配属報告 4. 新人歓迎会報告 5. 前期臨地実習報告 6. 5月オープンキャンパス 7. 卒業生アンケート報告
令和5年5月11日	畑、次田、清水、狩山、山田、高槻、津村、平野、内田、塩津、小松、岡田、氏峰、堀口、坂本、作永、横井、川口、黒明、三宅、吉田、長谷川、宮下、佐藤（書記）	1. 教授会報告 2. 岡山県栄養士養成施設協議会について 3. 市町村研究協議会について 4. 第53回健康寿命延伸教室について 5. 5月27日(土)、28日(日)オープンキャンパスについて 6. 5月13日模擬試験及び国試対策ゼミについて 7. 各学年のクラスメンターより 8. その他
令和5年6月1日	学長、副学長、畑、次田、清水、狩山、山田、高槻、津村、佐藤、内田、岡田、小松、氏峰、坂本 事務部 作永、長谷川、平野（書記）	1. 教授会報告※ 2. ワーキンググループとして、今後のオープンキャンパスの検討 3. オープンキャンパス (6/1 1) 企画と時間割提案 4. NST 募集について 5. 各学年のクラスメンター報告 6. 第1回岡山県栄養士養成施設協議会理事会 (5月26日) 及ワーキング会議報告 次回は(7月12日 zoom 対応) 7. 臨地実習報告 (6月開催) 8. その他

令和5年度岡山学院大学 FD 委員会

会議日	出席者	議事内容
令和5年7月6日	原田俊孝、畑伸秀、次田隆志、清水健二、狩山玲子、山田治来、高槻悦子、津村哲司、佐藤幸枝、内田雅子、塩津敦子、平野聡、岡田只士、	(1) FD 委員会委員長について (2) FD 委員会議事録作成者について (3) 内部質保証の点検・評価について

	小松正直、氏峰栞里、坂本沙祐里、堀口のぞみ(議事録作成者)	
令和5年8月7日	原田俊孝、畑伸秀、次田隆志、清水健二、狩山玲子、佐藤幸枝、内田雅子、塩津敦子、平野聡、岡田只士、小松正直、氏峰栞里、坂本沙祐里(議事録作成者)	(1) 内部質保証の点検・評価について 令和3年度自己点検評価報告書の点検について
令和5年9月4日	原田俊孝、畑伸秀、次田隆志、狩山玲子、高槻悦子、津村哲司、佐藤幸枝、内田雅子、塩津敦子、平野聡、小松正直、氏峰栞里、坂本沙祐里、岡田只士(議事録作成者)	(1) 令和5年度FD・SDワークショップについて
令和5年10月10日	原田俊孝、畑伸秀、次田隆志、清水健二、狩山玲子、津村哲司、佐藤幸枝、内田雅子、塩津敦子、岡田只士、坂本沙祐里、小松正直(議事録作成者)	(1) 令和5年度FD・SDワークショップの議題の追加について(12月22日開催) (2) 内部質保証の点検・評価について 令和3年度自己点検評価報告書の点検について 令和4年度自己点検評価報告書について ①基準Ⅰミッションと教育の効果 ②基準Ⅱ教育課程と学生支援 ③基準Ⅲ教育資源と財的資源 (3) 「食物栄養学科在学生DS(ディプロマサプリメント)の作成について」の目的 (4) 「学生の学習成果の獲得に向けた相互による授業評価の実施について」の目的 (5) 「Society5.0人材養成プログラムの実施について」の目的 (6) 「進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について」の目的 (7) 「国試対策ゼミPDCAサイクルについて」の目的 (8) 「外部評価の実施について」の

		<p>目的</p> <p>(9)「スマート OKAGAKU アクションの実施と改善について」の目的</p> <p>(10)「学生の学習成果及び 3 つの方針の点検結果について」の目的</p>
令和5年11月2日	<p>原田俊孝、畑伸秀、次田隆志、狩山玲子、高槻悦子、津村哲司、佐藤幸枝、内田雅子、塩津敦子、平野聡、岡田只士、坂本沙祐里、氏峰栞里(議事録作成者)</p>	<p>(1)教授会報告</p> <p>(2)FD 委員会報告に関する中間報告または報告事項</p> <p>1)FD 委員会報告</p> <p>2)食物栄養学科在学生 DS (ディプロマサプリメント) の作成について</p> <p>3)学生の学習成果の獲得に向けた相互による授業評価の実施について</p> <p>4)Society5.0 人材養成プログラムの実施について</p> <p>5)進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について</p> <p>6)国試対策ゼミ PDCA サイクルについて</p> <p>7)外部評価の実施について</p> <p>8)スマート OKAGAKU アクションの実施と改善について</p> <p>9)学生の学習成果及び 3 つの方針の点検結果について</p>
令和5年12月7日	<p>原田俊孝、畑伸秀、次田隆志、狩山玲子、山田治来、高槻悦子、佐藤幸枝、塩津敦子、平野聡、小松正直、岡田只士、氏峰栞里、堀口のぞみ、坂本沙祐里、内田雅子</p>	<p>1 FD 委員会報告に関する中間報告について</p> <p>1)FD 委員会報告</p> <p>2)食物栄養学科在学生 DS (ディプロマサプリメント) の作成について</p> <p>3)学生の学習成果の獲得に向けた相互による授業評価の実施について</p> <p>4)Society5.0 人材養成プログラムの実施について</p> <p>①数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検評価について</p> <p>②健康寿命延伸教室の自己点検評価について</p>

		<p>③栄養アセスメントの自己点検評価について</p> <p>5) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について</p> <p>6) 国試対策ゼミ PDCA サイクルについて</p> <p>7) 外部評価の実施について</p> <p>8) スマート OKAGAKU アクションの実施と改善について</p> <p>9) 学生の学習成果及び 3 つの方針の点検結果について</p>
令和6年1月18日	<p>原田俊孝、畑伸秀、次田隆志、狩山玲子、山田治来、高槻悦子、津村哲司、佐藤幸枝、内田雅子、塩津敦子、小松正直、岡田只士、氏峰菜里、堀口のぞみ</p> <p>坂本沙祐里、平野聡（議事録作成者）</p>	<p>1. 令和5年度FD・SDワークショップからの今後の方向について</p> <p>1) 学生の学習成果及び3つの方針の点検結果について</p> <p>①査定（アセスメント）とPDCA</p> <p>②学生の学習成果のPDCAサイクル</p> <p>③教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクル</p> <p>④卒業認定・学位授与の方針（DP）のPDCAサイクル</p> <p>⑤入学者受入れの方針（AP）のPDCAサイクル</p> <p>2) 国試対策ゼミ PDCA サイクルについて</p>

令和5年度 食物栄養学科会議

会議日	出席者	議事内容
令和5年7月13日	<p>学長、副学長、畑、次田、清水、狩山、山田、高槻、津村、平野、内田、塩津、小松、岡田、氏峰、坂本、作永、三宅、奥野、長谷川、宮下（敬称略）、横井（書記）</p> <p>（16：40～）黒明、（17：40～）堀口</p>	<p>①教授会報告（学長なし）</p> <p>②2年生の教科の出席回数について（佐藤）</p> <p>③給食経営管理臨地実習Ⅰ・Ⅱおよび公衆栄養学臨地実習について（佐藤・高槻）</p> <p>④令和5年度 後期オリエンテーションについて（畑）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月4日～6日の各学年の日程確認・・・資料配布予定 ・9月6日午前スポーツ大会実施について <p>⑤学年ごとの履修状況に関する連絡（平野）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年ごとの履修状況で変わったことがないか、対応が困難な事例等ないかの情報交換 ⑥国家試験対策ゼミの得点状況に関する報告(平野) ・ 直近の模試の結果の報告と必要な場合、対策を話し合う
令和5年8月3日	<p>原田博史、原田俊孝、畑伸秀、清水憲二、狩山玲子、次田隆志、山田治来、佐藤幸枝、津村哲司、平野聡、内田雅子、塩津敦子、岡田只士、氏峰栞里、堀口のぞみ、小松正直、坂本沙祐里</p> <p>作永大樹、黒明良貴、三宅ちはる、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢、川口貴子(書記)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学科長の交代について (2) 学校法人運営調査(8月10日)について (3) 学生の学習成果と三つの方針について (4) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて (5) 8月5日オンラインオープンキャンパスについて (6) 9月4日後期オリエンテーションについて (7) 9月4日防災訓練実施計画 (8) 各学年履修状況の連絡について (9) 国試ゼミ内の復習試験と今後の対応の検討について (10) 「倉敷市食育フェア」(8月26日(土)、学生と参加予定)
令和5年11月9日	<p>原田博史、原田俊孝、畑伸秀、狩山玲子、次田隆志、高槻悦子、山田治来、佐藤幸枝、津村哲司、平野聡、内田雅子、塩津敦子、岡田只士、氏峰栞里、堀口のぞみ、小松正直、坂本沙祐里</p> <p>作永大樹、黒明良貴、横井隆志、川口貴子、岡部麻耶、三宅ちはる、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢、有松真伊</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 11月21日(火) 関東信越厚生局による指導調査について (2) 1年生の出席状況について (3) オープンキャンパスについての報告 (4) 2年生の履修状況について (5) 教員の退勤時刻と学生の下校時刻の厳格化について (6) 第43回倉敷市食育栄養まつりへの参加について (7) 臨床栄養臨地実習の評価について (8) 高等学校ガイダンス参加の広報活動について (9) 国試対策ゼミ参加状況について
令和5年10月5日	<p>原田博史、原田俊孝、畑伸秀、清水憲二、狩山玲子、</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 11月21日(火) 関東信越厚生局による指導調査について(学長)

	<p>次田隆志、山田治来、高槻悦子、佐藤幸枝、平野聡、内田雅子、塩津敦子、岡田只士、氏峰栞里、堀口のぞみ(17:11)、小松正直、坂本沙祐里 作永大樹、黒明良貴、三宅ちはる、長谷川奈美、宮下翔矢、川口貴子、横井隆志(書記)</p>	<p>(2) 令和6年度大学認証評価評価校の決定について(副学長) (3) 令和5年前期授業評価アンケートの公表について(副学長) (4) 1年生の欠席状況について(氏峰) (5) 2年生授業の出席について(佐藤) (6) 2年生後期実力テストについて(佐藤) (7) 3年生の履修状況について(平野) (8) 4年生学生動向について(畑) (9) 令和5年度4年生就職内定状況について(平野) (10) 国試対策ゼミの現状報告(畑) (11) その他(畑)</p>
<p>令和5年12月14日</p>	<p>原田博史(17:00)、原田俊孝、畑伸秀、狩山玲子、次田隆志、山田治来、高槻悦子、津村哲司、佐藤幸枝、平野聡、内田雅子、塩津敦子(16:42)、岡田只士、氏峰栞里、堀口のぞみ、小松正直、坂本沙祐里 作永大樹、黒明良貴、岡部麻耶、三宅ちはる、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢、横井隆志(書記)</p>	<p>(1) 令和6年度健康寿命延伸教室の運営について(平野) (2) 令和6年度卒業研究Iに関する依頼(平野) (3) 4年生受験・進路状況について(小松) (4) 令和6年度倉敷市食育栄養まつりの参加について(高槻) (5) 国試対策ゼミの現状報告(畑)</p>
<p>令和6年1月11日</p>	<p>原田博史、原田俊孝、畑伸秀、清水憲二、狩山玲子、次田隆志、高槻悦子、山田治来、佐藤幸枝、津村哲司、平野聡、内田雅子、塩津敦子、岡田只士、氏峰栞里、堀口のぞみ、小松正直 作永大樹、黒明良貴、横井隆志、川口貴子(書記)、三宅ちはる、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢</p>	<p>(1) 卒業研究Iのテーマ及び担当教員の決定について (2) 次年度のクラスメンターについて (3) 別表2食物栄養学科専門科目の栄養士取得のための必修指定について (4) 別表2食物栄養学科専門科目の調理学実習Ⅲの担当者について (5) 別表2現代生活基礎科目のプレゼンテーションについて (6) 別表1基礎教育科目の倉敷学・キャリアガイダンスについて</p>
<p>令和6年2月22日</p>	<p>原田博史、畑伸秀、狩山玲</p>	<p>(1) 岡山学院大学人間生活学部食</p>

	<p>子、清水憲二、高槻悦子、山田治来、佐藤幸枝、津村哲司、平野聡、内田雅子、塩津敦子、岡田只士、氏峰栞里、堀口のぞみ、小松正直、坂本沙祐里 作永大樹、黒明良貴、横井隆志（書記）、岡部麻耶、三宅ちはる、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢</p>	<p>物栄養学科の改組転換及び新設組織について(学長) (2) 令和6年度岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科事務分掌等(学長) (3) 卒業研究Iのテーマの決定について(学長) (4) 新2年生学力テスト問題作成依頼について (5) 1年生の状況について (6) 2年生の現在の状況 (7) 4年生現状報告 1) 卒業式表彰者一覧(添付通り) 2) 就職者100%報告(2月19日現在) 3) 国試会場報告(川崎医療福祉大学) (8) その他(氏峰)</p>
--	---	--

令和5年度 SD 会議

会議日	出席者	議事内容
令和5年4月26日	作永大樹、藤原秀夫、川口貴子、西澤利基、長谷川奈美、宮下翔矢、植田真伊、大橋紗織、吉田楓、三宅ちはる	(1) 諸連絡 (2) 入試広報に関するデータ・情報収集等について
令和5年5月24日	作永大樹、藤原秀夫、川口貴子、西澤利基、黒明良貴、橋本慎一朗、吉田楓、長谷川奈美、大橋紗織	(1) 諸連絡 (2) 入試広報活動の実績確認について
令和5年6月21日	作永大樹、藤原秀夫、川口貴子、横井隆志、西澤利基、長谷川奈美、宮下翔矢、橋本慎一朗、有松真伊、大橋紗織、奥野楓、三宅ちはる	(1) 諸連絡 (2) 入試広報用DMについて
令和5年7月19日	作永大樹、川口貴子、横井隆志、西澤利基、黒明良貴、板谷英樹、三宅ちはる、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢、有松真伊、大橋紗織、	(1) 諸連絡 (2) 7/21(金)夏祭りについて
令和5年8月24日	作永大樹、川口貴子、横井隆志、西澤利基、黒明良貴、板谷英樹、三宅ちはる	(1) 諸連絡 (2) 令和5年度新入生アンケートについて

	る、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢、橋本慎一朗、有松真伊、大橋紗織	
令和5年9月20日	作永大樹、川口貴子、黒明良貴、板谷英樹、岡部麻耶、三宅ちはる、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢、橋本慎一朗、有松真伊、大橋紗織	(1) 諸連絡 (2) 令和5年度FD・SDワークショップについて
令和5年10月27日	作永大樹、川口貴子、横井隆志、西澤利基、黒明良貴、板谷英樹、岡部麻耶、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢、橋本慎一朗、有松真伊、大橋紗織	(1) 諸連絡 (2) 事務部の業務改善にかかる教職協働について
令和5年11月29日	作永大樹、川口貴子、西澤利基、黒明良貴、板谷英樹、岡部麻耶、三宅ちはる、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢、橋本慎一朗、有松真伊、大橋紗織	(1) 諸連絡 (2) 令和5年度学生生活アンケートについて (3) オープンキャンパス実施結果について
令和5年12月13日	作永大樹、川口貴子、横井隆志、西澤利基、黒明良貴、板谷英樹、岡部麻耶、三宅ちはる、奥野楓、長谷川奈美、宮下翔矢、橋本慎一朗、有松真伊、大橋紗織	(1) 諸連絡 (2) FD・SDワークショップについて

認証評価委員会

- 第1回 令和6年1月5日（教員団、事務職員団）認証評価スケジュールの説明
- 第2回 令和6年5月23日（教員団）基準Ⅰ、基準Ⅱの点検・評価
- 第3回 令和6年6月7日（教員団）基準Ⅱの点検・評価の続き
- 第4回 令和6年6月14日（教員団）基準Ⅲ、基準Ⅳの点検・評価
- 第5回 令和6年6月20日（教員団）提出資料、備付資料の点検

【基準 I ミッションと教育の効果】

[テーマ 基準 I-A ミッション]

＜根拠資料＞

提出資料

1. ウェブサイト「建学の精神」 <https://owc.ac.jp/about/kengaku/>
2. 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針
3. 学生便覧 [令和 5 年度]
4. 学則施行細則
5. 学校案内パンフレット [令和 6 年度入学者用]

備付資料

1. ウェブサイト「健康寿命延伸教室を行いました」
<https://owc.ac.jp/20230520kennkou-2/>
2. ウェブサイト「健康寿命延伸教室を行いました」
<https://owc.ac.jp/20230715kennkou/>
3. ウェブサイト「健康寿命延伸教室を行いました」
<https://owc.ac.jp/20231111kennkou/>
4. ウェブサイト「健康寿命延伸教室を行いました」
<https://owc.ac.jp/20231202kennkou/>
5. アクティブラーニング I (健康寿命延伸教室) シラバス
6. アクティブラーニング II (健康寿命延伸教室) シラバス
7. 令和 5 年度岡山学院大学 FD 委員会報告 pp12-30
8. 令和 5 年度 地域に飛び出せ大学生！おかやま元気集落研究・交流事業取組概要一覧
9. プロジェクト未来 生涯学習編 (令和 5 年度)
10. 食育栄養まつりの開催状況 (令和 5 年度)
11. 吉備創生カレッジ (令和 5 年度)
79. 経営改善計画 (令和 5 年度～令和 9 年度 (5 ヶ年))

[区分 基準 I-A-1 ミッションを確立している。]

＜現状＞

岡山学院大学は私立大学であるので「ミッション」を「建学の精神」と表現する。本学の建学の精神は、本学の創立者である原田林市初代理事長・学長が大正 13 年に岡山県浅口郡鴨方町六条院に設立した「岡山県生石高等女学校」の建学の精神、教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を継承し、本学公式ウェブサイト（提出-1）において次のように示し、学内外に表明している。

教育三綱領（1924 年制定）

創立者がその私学で養成する人物像を示したものが「建学の精神」です。

岡山学院大学・岡山短期大学の建学の精神は、「教育三綱領」です。
 教育三綱領を基に、岡山学院大学では管理栄養士、そして岡山短期大学では保育者を育成します。

「自律創生」
 道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

「信念貫徹」
 目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

「共存共栄」
 社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

この教育三綱領の意味は「人間は信念をもって生きるものであり、信念のない人間は舵のない船のようなものである。信念とは人間の生きる道であり、道は道路と同じで、必ず踏み行わなければならない、道を行かなければけがをし、あやまちをする。信念をもって如何なることがあるとも道はずさず生きるとの信念を徹底しなければならない。そして、この道は人間により拓かれ、道徳的理想に向かって人間の本務を体得するもので、価値としての自我の創造につとめるとともに校風の発展に努力し、更にはその道によって世界の人間と交流し、日本国民としての自覚をもって世界の平和に貢献せよ。」ということです。

また、本学は「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」（提出-2）を定め、建学の精神は教育理念、教育目標、学生の学習成果、三つの方針と関連し、学生便覧（提出-3）に明確に示している。

第1章 教育理念および学科の教育目標

第1条 教育理念

岡山学院大学の建学の精神「教育三綱領」は、
 自律創生：道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。
 信念貫徹：目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。
 共存共栄：社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

であり、教育理念は、21世紀の我が国の少子高齢化の時代において、15歳から65歳までの生産年齢人口の縮小を抑止するために、国民一人一人の健康維持及び増進をはかり、我が国の労働生産力の向上に寄与するSociety 5.0時代の人材を本学の「人間教育」と免許・資格を取得する「技術・技能教育」をもって育成することである。そしてそのために、本学はアセスメント・ポリシーに基づく高等教育の質保証を図り、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士養成の教育目標を達成することを使命とする。

人間生活学部食物栄養学科の教育目標

人間生活学部食物栄養学科では、高度な専門知識や技能を修得し、健康寿命延伸・QOL向上のための栄養の指導を行う専門家を育成する。

4年間じっくり学ぶことで、栄養士免許を取得するとともに、管理栄養士の国家試験受験資格を得る。管理栄養士とは、「人」の健康の維持増進をはかるための栄養の指導に携わる専門家である。高齢化が進むこれからの社会にあってはチーム医療のスタッフとして大いに期待され、また、食品技術系の企業においても、管理栄養士に人材ニーズが高まっている。食物栄養学科では将来、こうした栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士を育てるために次の教育目標を掲げている。

- ① 生活習慣病の予防と改善に貢献する管理栄養士の養成
- ② 疾病の予防や治療において栄養評価・判定に基づく高度な専門知識・技能による栄養指導及び栄養管理等に携わることのできる管理栄養士の養成
- ③ 豊かな人間性に富み、カウンセリングや福祉・介護分野の知識を修得した管理栄養士の養成
- ④ 人材ニーズが高まっている食品技術系の企業で活躍する管理栄養士の育成
- ⑤ 学校における食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等や給食における食に関する指導方法を修得し、管理栄養士として学んだことを学校教育の現場で生かすことができる栄養教諭の育成

※ Society 5.0とは（内閣府 https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/）
 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）である。
 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28～令和2年度）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
 Society 5.0で実現する社会は
 IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する。

また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。

社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となる。

Society 5.0 時代に必要な 3 つの力（岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科 基礎教育科目の教育課程編成・実施の方針）

クリエイティブ力

基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できる力

マネジメント力

Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげる技術に必要な数量的スキルや ICT リテラシー、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーションの能力などのホスピタリティ力

心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために社会人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理能力などの力

学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基、自律した信念のある社会人となることである。

Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるために、学科の教育課程（基礎教育科目および専門教育科目）の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。

I. 専門的学習成果

学科の専門学習では、Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるため、学科の教育課程の学習をとおして、専門知識と専門的能力を獲得する。

- ①多様な専門領域に関する基本となる専門的知識を獲得する。
- ②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を獲得する。
- ③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力を獲得する。
- ④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を獲得する。
- ⑤子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導（学校における食育）をする能力を獲得する。

II. 汎用的学習成果

基礎教育科目の学習をとおして、

- ①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得する。
- ②数量的スキルや ICT リテラシーで Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、円滑なチームワーク、リーダーシップ、対人コミュニケーションで、Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげるマネジメント力を獲得する。
- ③心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために信頼される社人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理能力などのホスピタリティ力を獲得する。

卒業認定・学位授与の方針

学位：学士（栄養学）

Society 5.0 時代の現場に即応できる管理栄養士になるため、基礎教育科目および管理栄養士課程の専門教育科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

卒業を認める卒業生の学習成果は次のとおりである。

1. 学位授与に必要な単位を修得している。
2. 卒業後社会人として求められるコミュニケーション能力、態度（心構え）や職業に対する知識、理解、価値、意見を獲得している。

尚、単位認定は科目の成績評価を基礎として単位認定の教授会において、学習成果を基準に判定する。

教育課程編成・実施の方針

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るための専門教育科目を編成し、実施する。

また、同時に「食品衛生資格履修コース」を専門教育科目の中に科目指定し、実施する。

栄養教諭一種免許状を得るための教職課程を編成し、実施する。

Society 5.0 時代に求める 3 つの力を汎用的学習成果として獲得させる基礎教育科目にクリエイティブ力基礎

科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施する。
希望者に対して、フードスペシャリスト資格認定証、専門フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書などが取得できるサブカリキュラムも編成し、実施する。

入学者受入れの方針

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・ 栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
- ・ 卒業後、管理栄養士として働く意思が強い。
- ・ Society 5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- ・ 本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・ 生物、化学を基礎とする学習に努力できる。

本学の建学の精神「教育三綱領」は、本学の自主性を備えつつ教育基本法及び私立学校法に合致したものであり、法に基づいた公共性を有している。

教育基本法第六条において、「法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる」とある。これは、学校の事業の性質が公のものであり、それが国家公共の福利のためにつくすことを目的とすべきものであって、私のために仕えてはならないという考えである。

同法第一条に、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とある。この目的を実現するために、同法第二条に五項目の目標が示されている。すなわち、「一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」、「二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」、「三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」、「四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」、「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」である。

また、私立学校法第一条には、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」とある。私立学校の特性を認めつつ教育基本法に示された教育の目的及び目標と矛盾しないことを求めているのである。

建学の精神「教育三綱領」は入学式当日に配付する学生便覧(提出-3)の内表紙に教育三綱領と岡山学院大学校歌を示し、さらに学則施行細則(提出-4)においても教育三綱領とその説明を示している。学長は入学式式辞において教育三綱領について説明している。また、基礎教育科目「栄養士基礎理解」において、学長が1コマの授業を担当し教育三綱領に関する学びがある。さらに、学長は卒業式式辞において学生の学習成果の獲得並びに教育三綱領の基で人生のステージを歩むよう説明している。このようにして入学と同時に新入生、教職員一同で建学の精神を共有し、保護者にも周知し、在学中の授業で学生に対する教育三綱領の理解、さらに、卒業式において教育三綱領の基で卒業後のキャリア形成につなげていくようにしている。

また、学外に対しては本学公式ウェブサイト(提出-1)、学校案内パンフレット(提出-5)

等において教育三綱領を示し、オープンキャンパス等の場でも説明している。

日常の学生生活においては教室などに教育三綱領とその解説を掲示して啓発にも努めている。このようにして学生は教育課程内、学生生活の様々な場面で建学の精神「教育三綱領」について学び、学内において共有している。

本学は、平成 20 年度から 24 年度まで、及び 25 年度から 29 年度まで、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 ヶ年の経営改善計画を実施してきた。現在は令和 5 年度から令和 9 年度までの経営改善計画（備付-79）を実施しているところである。経営改善計画は、高等教育の現況および将来展望に即した計数管理をするために、学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルにより高等教育の使命の検証を含めた 5 ヶ年計画を策定し、年度予算への落とし込みをすることで Plan-Do-Check & Action の体制を確立させるとともに、経営基盤の安定化を図ることを目標として策定した。査定サイクルは学生の学習成果を焦点とするものであるが、その前提として建学の精神、教育理念、教育目標、学生の学習成果及び三つの方針の関連性の点検が基本となる。そのため、本学は建学の精神をこの査定サイクルの中で定期的に点検し確認している。

【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

<現状>

本学独自の地域・社会への貢献の取組は、全年齢を対象とした「健康寿命延伸教室」（備付-1, 2, 3, 4）を実施し健康教育に取り組んでいる。基礎教育科目「アクティブラーニング I（健康寿命延伸教室）」（備付-5）及び「アクティブラーニング II（健康寿命延伸教室）」（備付-6）の授業を開講し学生の学習成果が地域社会に貢献している。また、岡山学院大学 FD 委員会で「Society5.0 人材養成プログラムの実施について」の議題で健康寿命延伸教室 PDCA サイクルを取り上げ、健康寿命延伸教室の自己点検・評価を実施している。（備付-7）

また、若者の視点や発想を生かした課題解決・地域活性化方法の企画立案を促すとともに、若者と中山間地域等との交流を促進し、若者の中山間地域等への関心や愛着の醸成等を図ることを目的した「地域に飛び出せ大学生！おかやま元気集落研究・交流事業」（備付-8）に採択され、本学は、笠岡諸島最南端にある「六島」の特産品の研究を行っている。学生が、六島の農作物や水産物を調査し、地域特有の文化や自然環境に触れる。また、地域住民との密接な交流を通じて、地域の魅力や価値を再発見し、特産品の新たな活用法を模索する。このプロジェクトでは、六島の豊かな食文化を反映した「島御膳」の開発が重要な目的である。今後は、「島御膳」を「関係人口」や「観光客」の方へ提供し、伝統や文化の継承および六島の魅力発信に寄与する。

さらに、本学は、地域住民のために教員の持つ専門的知識・技術を社会に積極的に提供するように対応し、「食と健康」テーマにした「大学公開講座」を提供している。「プロジェクト未来 生涯学習編（令和 5 年度）」（備付-9）のとおり提供している。本学が地域・社会の地方公共団体と連携しているものに「食育栄養まつり」（備付-10）がある。令和 5 年度倉敷市倉敷地区食育栄養まつりの実施状況は 2 回参加し貢献した。山陽新聞社が共催する生涯学習事業の「吉備創生カレッジ（令和 5 年度）」（備付-11）において、4 月から 9 月までを前期、10 月から 3 月までを後期として開講し、地域に根ざした生涯学習拠点を目指している。本学は大学コンソーシアム岡山の加盟校である。

＜テーマ 基準 I-A ミッションの課題＞

特になし

＜テーマ 基準 I-A ミッションの特記事項＞

特になし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

＜根拠資料＞

提出資料

2. 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針
3. 学生便覧 [令和 5 年度]
4. 学則施行細則
5. 学校案内パンフレット [令和 6 年度入学者用]
7. 学則
8. ウェブサイト「教育方針と学生の学習成果」
https://owc.ac.jp/daigaku/ogu_entrance/
9. 食物栄養学科栄養教諭養成課程の学生の学習成果と三つの方針

備付資料

12. 岡山学院大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
13. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程
14. 岡山学院大学科目等履修生及び聴講生規程
15. 岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程
22. 令和 5 年度岡山学院大学 FD 委員会報告 pp44-62
23. 令和 5 年度岡山学院大学 FD 委員会報告 pp74-78

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

＜現状＞

本学は、「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」（提出-2）に基づき、本学の学則施行細則（提出-4）に「第 1 章 教育理念および学科の教育目標」を明確に示し、食物栄養学科が管理栄養士の養成のための学科であることを建学の精神に基づき十分に反映させている。

学科の教育目的・目標は、様々な機会や場面において学内外に明確に表明している。学内に対しては、学長は入学式式辞及び卒業式式辞において、建学の精神である教育三綱領と併せて、教育目的・目標について述べている。また、入学式当日に配付する学生便覧（提出-3）には、学則施行細則（提出-4）第 1 章「教育理念および学科の教育目標」第 1 条「教育理念」において、教育目的・目標を明記している。これにより、学生および保護者

は、入学と同時に教育目的・目標を知り、意識することが出来る。学外に対しては、学長はオープンキャンパスにおいて、建学の精神である教育三綱領と併せて、教育目的・目標について説明している。学校案内パンフレット（提出-5）及び本学公式ウェブサイト（提出-8）において、「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針（卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）」を公開し、学科教員は入試懇談会等で高等学校教員に対して説明している。また、教職員は進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して説明している。

【人間生活学部食物栄養学科の教育目標】

人間生活学部食物栄養学科では、高度な専門知識や技能を修得し、健康寿命延伸・QOL向上のための栄養の指導を行う専門家を育成する。

4年間じっくり学ぶことで、栄養士免許を取得するとともに、管理栄養士の国家試験受験資格を得る。管理栄養士とは、「人」の健康の維持増進をはかるための栄養の指導に携わる専門家である。高齢化が進むこれからの社会にあってはチーム医療のスタッフとして大いに期待され、また、食品技術系の企業においても、管理栄養士に人材ニーズが高まっている。食物栄養学科では将来、こうした栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士を育てるために次の教育目標を掲げている。

- ① 生活習慣病の予防と改善に貢献する管理栄養士の養成
- ② 疾病の予防や治療において栄養評価・判定に基づく高度な専門知識・技能による栄養指導及び栄養管理等に携わることのできる管理栄養士の養成
- ③ 豊かな人間性に富み、カウンセリングや福祉・介護分野の知識を修得した管理栄養士の養成
- ④ 人材ニーズが高まっている食品技術系の企業で活躍する管理栄養士の育成
- ⑤ 学校における食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等や給食における食に関する指導方法を修得し、管理栄養士として学んだことを学校教育の現場で生かすことができる栄養教諭の育成

（中略）

Society 5.0 時代に必要な 3 つの力（岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科 基礎教育科目の教育課程編成・実施の方針）

クリエイティブ力

基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できる力
マネジメント力

Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげる技術に必要な数量的スキルや ICT リテラシー、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーションの能力などの力

ホスピタリティ力

心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために社会人として

の態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理能力などの力

人間生活学部食物栄養学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
えているか定期的に点検している。本学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社
会の要請にえているかどうかについて、岡山学院大学 FD 委員会の中で教育目的・目標を
確認するとともに、その妥当性、適切性について話し合い、繰り返し点検している。さら
に、前後期の授業実施後にその評価を行う中で、教育目的・目標に照らして妥当性、適切
性を再確認している。また、学外における定期的な点検は、毎年卒業生の就職先訪問を実
施し、施設長等から、本学の教育目的・目標に基づいた人材養成が管理栄養士の現場の要
請にえているかどうかについて率直な意見を聴取している。その際に就職先アンケート
も持参し、量的、質的な調査も実施している。この結果は、12月に開催する全学FD・SDワ
ークショップの場で報告し、点検結果を確認している。(備付-22)

【区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

＜現状＞

本学は学生の学習成果を「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」(提出-2)
及び「食物栄養学科栄養教諭養成課程の学生の学習成果と三つの方針」(提出-9)として規
程整備してある。したがって学習成果は、学生便覧(提出-3)の学則施行細則(提出-4)
第1章 教育理念および学科の教育目標の第1条において、建学の精神「教育三綱領」、教
育理念、食物栄養学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針(学位授与の方針&卒業
認定、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)を建学の精神に基づいて一
体的に定めている。

学則施行細則第1章第1条において、食物栄養学科の教育目標①②③④⑤および学生の
学習成果であるⅠ. 専門的学習成果、Ⅱ. 汎用的学習成果が示されている。教育目標①②
③④⑤は主に専門的学習成果に対応している。Society5.0時代に必要な3つの力を編成し
汎用的学習成果に対応している。

【人間生活学部食物栄養学科の学生の学習成果】

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基、自律した信念の
ある社会人となることである。

Society 5.0時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる
管理栄養士になるために、学科の教育課程(基礎教育科目および専門教育科目)の学習を
とおして、次の学習成果を獲得する。

I. 専門的学習成果

学科の専門学習では、Society 5.0時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健
康と幸福に貢献できる管理栄養士になるため、学科の教育課程の学習をとおして、専門知
識と専門的能力を獲得する。

- ①多様な専門領域に関する基本となる専門的知識を獲得する。
- ②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能
力を獲得する。

- ③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力を獲得する。
- ④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を獲得する。
- ⑤子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導（学校における食育）をする能力を獲得する。

II. 汎用的学習成果

基礎教育科目の学習をとおして、

- ①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得する。
- ②数量的スキルや ICT リテラシーで Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、円滑なチームワーク、リーダーシップ、対人コミュニケーションで、Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげるマネジメント力を獲得する。
- ③心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために信頼される社人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理能力などのホスピタリティ力を獲得する。

本学は学生の学習成果を様々な場面において示すようにしている。まず学内に対しては、学長は入学式式辞において、学習成果について述べている。また、入学式当日に配付する学生便覧（提出-3）には、前掲の通り学生の学習成果が明記してある。これにより、学生および保護者は、入学と同時に学習成果を意識することが出来る。さらにシラバスでは、科目レベルの各科目の学習成果が明記されており、その内容は授業担当者が第 1 回の授業時に学生に対して説明している。シラバスは岡山学院大学・岡山短期大学シラバス作成規則に則って作成し岡山学院大学・岡山短期大学シラバスチェック規則に則って点検する。シラバスには根拠となる専門的学習成果や汎用的学習成果の評価をどのように行うのか、その評価方法も明記している。

次に、学外に対しては、本学公式ウェブサイトにおいて「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針」（提出-8）を表明している。食物栄養学科の学習成果と三つの方針について、学科教員は入試懇談会等で高等学校教員に対して学生の学習成果について説明している。また、食物栄養学科の学習成果と三つの方針について、教職員は進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して学校案内パンフレット（提出-5）等を使って説明している。

学校教育法第八十三条において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とある。本学では岡山学院大学 FD 委員会の中で学生の学習成果を確認するとともに、その妥当性、適切性について話し合い、繰り返し点検している。また、12 月に開催される全学 FD・SD ワークショップで、学習成果の点検の過程（PDCA サイクル）について評価に基づいて学習成果を検討している。（備付-23）

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

＜現状＞

本学は三つの方針を「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」（提出-2）及び「食物栄養学科栄養教諭養成課程の学生の学習成果と三つの方針」（提出-9）として規程整備してある。規程により建学の精神「教育三綱領」、教育理念、食物栄養学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針を関連付けて一体的に定めた三つの方針は学生便覧（提出-3）「学則施行細則」（提出-4）第1章第1条に規定してある。

【人間生活学部食物栄養学科の3つの方針】

卒業認定・学位授与の方針

学位：学士（栄養学）

Society 5.0 時代の現場に即応できる管理栄養士になるため、基礎教育科目および管理栄養士課程の専門教育科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

卒業を認める卒業生の学習成果は次のとおりである。

1. 学位授与に必要な単位を修得している。
2. 卒業後社会人として求められるコミュニケーション能力、態度（心構え）や職業に対する知識、理解、価値、意見を獲得している。

尚、単位認定は科目の成績評価を基礎として単位認定の教授会において、学習成果を基準に判定する。

教育課程編成・実施の方針

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るための専門教育科目を編成し、実施する。

また、同時に「食品衛生資格履修コース」を専門教育科目の中に科目指定し、実施する。

栄養教諭一種免許状を得るための教職課程を編成し、実施する。

Society 5.0 時代に求める3つの力を汎用的学習成果として獲得させる基礎教育科目にクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施する。

希望者に対して、フードスペシャリスト資格認定証、専門フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書などが取得できるサブカリキュラムも編成し、実施する。

入学者受入れの方針

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
- ・卒業後、管理栄養士として働く意思が強い。
- ・Society 5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。

岡山学院大学

- ・生物、化学を基礎とする学習に努力できる。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

特になし

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

10. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD (ファカルティ・ディベロプメント) 委員会規程
11. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 SD (スタッフ・ディベロプメント) 委員会規程
12. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
13. 学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程
14. 岡山学院大学評価項目
15. 岡山学院大学評価項目観点表

備付資料

16. 令和 5 年度自己点検評価・報告書
17. 令和 4 年度自己点検評価・報告書
18. 令和 3 年度自己点検評価・報告書
19. 令和 2 年度自己点検評価・報告書
20. 令和元年度自己点検評価書
21. 令和 5 年度高校訪問記録
22. 令和 5 年度岡山学院大学 FD 委員会報告 pp44-62
79. 経営改善計画 (令和 5 年度～令和 9 年度 (5 ヶ年))

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<現状>

本学の通常の自己点検・評価は、「学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程」(提出-12, 13)により、理事会に教育研究活動推進委員会を組織し、教育研究活動の充実改善に資する点検評価を行う。また点検評価の項目は、岡山学院大学評価項目(提

出-14) 及び岡山学院大学評価項目観点表 (提出-15) を定めている。

岡山学院大学 FD 委員会 (提出-10) 及び SD 委員会 (提出-11) が自己点検・評価活動を日常的に行っている。毎年 12 月の岡山学院大学・岡山短期大学 FD・SD ワークショップでその結果を報告し併設の短期大学教員の質疑応答を経るとともに評価を受ける。自己点検・評価報告書 (備付-16, 17, 18, 19, 20) を本学公式ウェブサイトで公表している。

自己点検・評価活動は岡山学院大学 FD 委員会、SD 委員会で全教職員が関わる。

高等学校に対してアンケートによる学外 (地域) 外部評価等を行いその結果を令和 5 年 12 月の岡山学院大学・岡山短期大学 FD・SD ワークショップで報告した。(備付-22)

自己点検・評価結果は、理事会の教育研究活動推進委員会の点検・評価および経営改善計画 (令和 5 年度～令和 9 年度 (5 カ年)) を実施しているプロジェクトチーム (PT) の実施計画に活かされている。(備付-79)

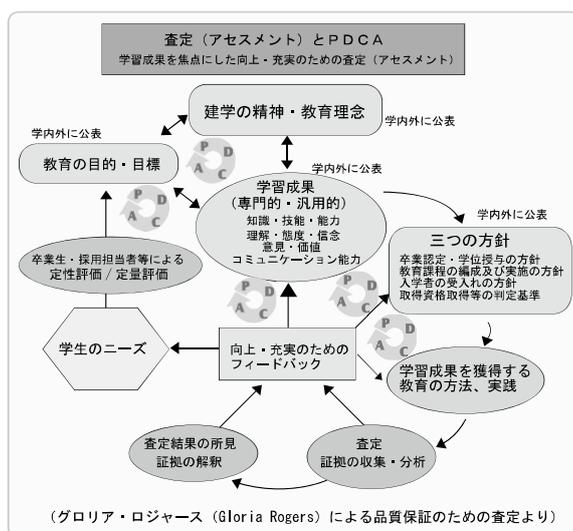
[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

<現状>

学習成果を焦点とする査定 (アセスメント) の手法は、教学マネジメントの強化から、「岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー (学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の方針)」に則り教育の質保証を図っている。

学習成果を査定する PDCA サイクルの概念図は下図のとおりであり、授業の改善・充実を図るため各教員が日常的に実施し、岡山学院大学 FD 委員会で定期的に点検している。

岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー
学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の方針



1. 本学は自己点検・評価に積極的に取り組む。
2. 自己点検・評価には理事長・学長が率先して関わり、ALO (連絡調整責任者) の教員を任命して全学的な教育の質保証の体制を構築する。

3. 自己点検・評価活動に際しては、大学・学科内および関係部署の対話を通じて学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルと日常的な PDCA サイクルで実施する。

4. 自己点検および評価活動の結果は、新たな事業計画、カリキュラム改革、授業改善活動および研究環境の改善など学生の学習成果を向上させるための学内の諸活動にフィードバックする。

5. 査定のサイクルは1年間または前期・後期（セメスター）の期間でサイクルを継続して実施するが、PDCA はセメスター毎で行う授業評価と学期中の成績評価等によって改善改良を加えていく仕組みである。

6. 査定サイクルの流れは、学内・学外に対して表明している「建学の精神と教育理念」、「教育の目的・目標」、「学生の学習成果」の相互の関係の点検、および同様に表明している「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（三つの方針）や取得資格取得等の判定基準が明解であることを点検する。

7. 教育は、学習成果を獲得させるために、三つの方針のもとに「学習成果を基にした教育の方法、実践」を行い、その結果について「査定：証拠の収集、分析」と「査定結果の所見：証拠の解釈」の部分で事実に基づく量的・質的データを収集し、学習成果の獲得状況について分析を行う。

8. 「向上・充実のためのフィードバック」では、「学生の学習成果、三つの方針の点検、教育の方法・実践、および学生のニーズ」の点検・評価と評価後の適否について関係する行為や動作を修正・調整して学習成果の獲得に向けて改善・充実を図るための PDCA サイクルを FD、SD および教授会等によって継続して実施し向上・充実を図る。

9. また「学生のニーズ」は学生自身の要求ではなく、卒業生が社会の求める人材であるか否かを学生の進路先から得た量的・質的データを基にして点検し、否の場合には「教育の目的・目標」を点検する。従って卒業後の学生についての情報を得て、学科の教育目標等が社会の実状にあっているかどうかということ点を点検する。

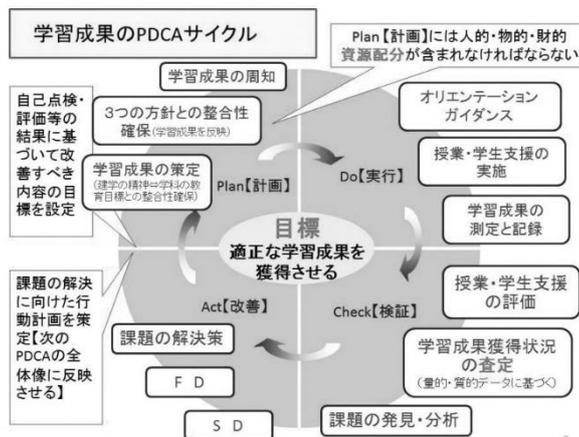
10. 「向上・充実のためのフィードバック」において、適否に関係する行為や動作を修正・調整し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図るための PDCA サイクルを学科 FD 会議、SD 委員会で継続して実施し、経営改善計画を実施しているプロジェクトチームにおいて実施結果を点検する。

本学では以上のような「査定（アセスメント）の手法」をもとに「向上・充実のためのフィードバック」によって、適否に関係する行為や動作を継続的に修正・調整している。

また、経営改善計画（令和5年度～令和9年度（5カ年））を実施しているプロジェクトチーム（PT）において実施結果を定期的に点検している。

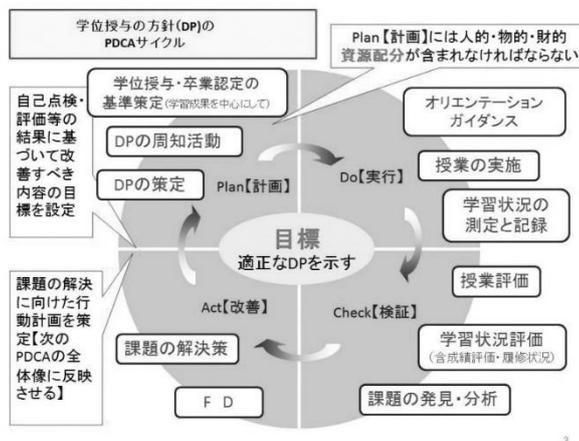
「学習成果を焦点にした向上・充実のための査定（アセスメント）」の『学習成果を獲得する教育の方法、実践』の部分である。『学習成果を基にした教育の方法、実践』の表現は、学習成果を獲得させるようにした教育の方法で実践するという意味である。具体的には、教育研究活動そのものであり、主として授業を行うことである。評価は学生の成績や授業評価を量的・質的なデータを収集して、分析し、向上充実のためにフィードバックして以下の PDCA サイクルにより改善を図る。

学習成果のPDCA サイクル



Plan の学習成果の策定では建学の精神と学科の教育目標との整合性を確保するとともに三つの方針との整合性も確保させるので、建学の精神、教育の目標、学習成果の相互関係と合わせて教育課程の卒業・取得資格・学習成果の判定基準との連携を図る。また、学習成果は、Do の前にどのような学習成果を身につけさせるか、汎用的なものや専門的なもの、態度や多様な動作など、学生が獲得する学習成果を学内外に周知しておく。また周知した学習成果が獲得できたかどうかということの Check の指標等も Plan の中で組み立てておく。続いて Do に入ると、学生に対してオリエンテーションやガイダンスでどのような授業の方法を行うかなどシラバスにおいても示すようになるが、さらに、ガイダンスではシラバスの学習成果を詳しく説明しそして授業を行い学習のための学生の支援を実施し授業終了後の学習成果を測定し記録する。担当する授業科目のシラバスには学科の学習成果のどの部分の学習成果を獲得するかということを示すことになる。Check では、授業内容と学生支援に対する学生による評価や、学生の成績評価や履修状況などから学習成果の獲得状況を査定し、その結果から課題を発見し分析をする。そして、Act では授業で獲得する専門的な学習成果にかかわるものは教員の FD で、汎用的な学習成果は事務職員の支援も重要であるので SD も取り入れる。したがって FD・SD を経て課題の解決策を見つけて、次の新しい Plan に入っていくことになる。このサイクルがスパイラルアップで進行する PDCA を作って行く。

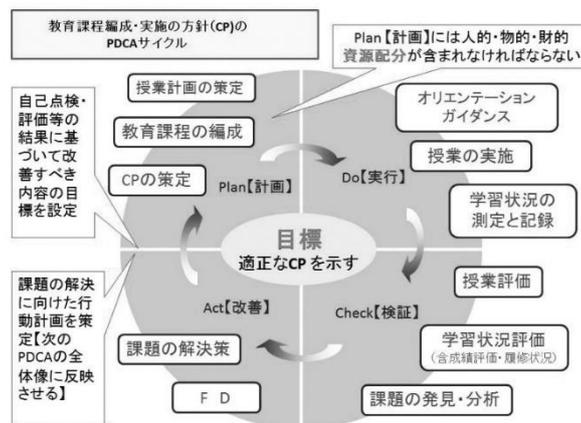
卒業認定・学位授与の方針(DP)のPDCA サイクル



卒業認定・学位授与の方針の PDCA も学習成果を獲得させることを目的とする PDCA にな

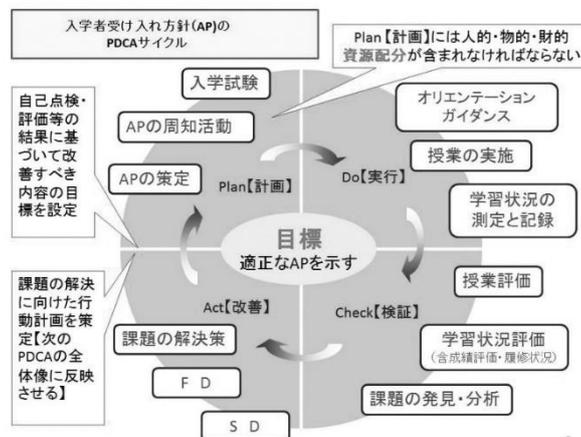
るので学習成果と関連した DP（ディプロマポリシー）を策定し学内外に周知を図る。Plan の学位授与・卒業認定の基準策定（学習成果を中心にして）では、DP は単に学位授与ということだけではなく、卒業のための判定基準も取り入れる。学習成果の獲得は、必要単位を修得すれば卒業ではなく、社会人としての人間形成の判定の方法も Plan の中に入れる。Do ではこのことをオリエンテーションやガイダンスで学生に対して周知し、授業を実施し、学生の学習状況の測定と記録を行う。そして Check において、学生の授業評価、学習状況の評価による課題の発見・分析を行い、Act では FD または教授会等で、この課題の解決策を見つけ、次の Plan へと進めていく。

教育課程編成・実施の方針(CP)のPDCA サイクル



教育課程編成・実施の方針の PDCA も学習成果を獲得させることを目的とする PDCA になるので、Plan において CP（カリキュラムポリシー）の策定と教育課程を編成し授業計画を策定するが、同時に CP が実際に成功したかどうかという Check の際の課題の発見、分析などの検証の方法を定める。Do ではこのことをオリエンテーションやガイダンスで学生に対して周知し、授業を実施し、学生の学習状況の測定と記録を行う。そして Check において、学生の授業評価、学習状況の評価による課題の発見・分析を行い、Act では FD または教授会等で、この課題の解決策を見つけ、次の Plan へと進めていく。

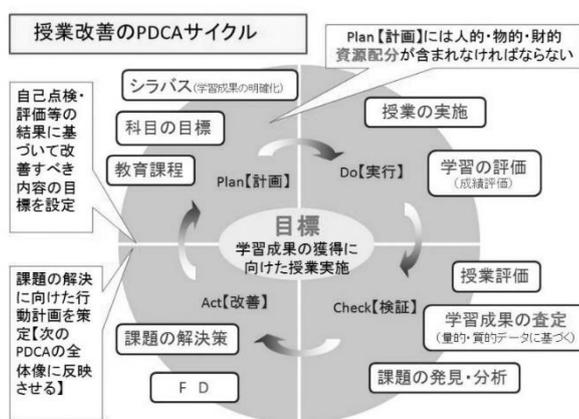
入学者受け入れの方針(AP)のPDCA サイクル



入学者受け入れの方針は、学生の学習成果、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方

針を明確に示してどのような学生に入学して欲しいかという方針である。したがって、Plan では AP(アドミッションポリシー)の策定を行い、その周知活動が重要になってくる。入学生は AP を理解して入ってこなければならないので AP の説明においては学生の学習成果を十分に示す。そして求める学生を判定するための入学試験を計画する。そして受験生には AP をしっかり示して本学を受験してもらうということになる。入学後は、Do の部分でオリエンテーションやガイダンス、それから授業の実施へと DP、CP の PDCA サイクルと同じ流れになるが、AP については、事務職員の関与も重要になってくるので SD 委員会も取り入れる。

授業改善の PDCA サイクル



教員は、授業改善の PDCA サイクルで自らの授業の改善を図る。Plan では、教育課程の授業科目の目標からシラバスの作成を行うが、学生の学習成果は、大学全体の建学の精神・教育理念と合わせて学科の教育目的・目標から定まっております、そしてその学習成果を獲得させるよう学科の教育課程を編成しているため、教育課程の中の単体の授業科目にも、学科の学生の学習成果を反映させなければならぬ。Do における授業の実施、学習の評価の中には単体の授業科目としての専門的学習成果と併せて学科が定めた汎用的学習成果も含まれる。そして Check において、学生の授業評価、学習状況の評価による課題の発見・分析を行い、Act では FD 委員会または教授会等で、この課題の解決策を見つけ、次の Plan へと進めていく。

これらについて、令和 5 年度は岡山学院大学 FD 委員会（提出-10）の場において周知している。本学は法令、省令の変更などを適宜確認し、対応に遺漏のないよう努めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

令和 4 年度自己点検・評価報告書において、大学・短期大学基準協会の内部質保証のルーブリックの Level IV の各項目について自己判定し「人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。」にチェックをすることはできなかった。令和 4 年度は、教員が担当する

授業の中で学習成果との関係について建学の精神が学生の中でどの程度認識できているかを判定する仕組みが出来ていないためであった。

授業の中で学生の学習成果との関係について建学の精神が学生の中でどの程度認識できているかを判定する仕組みの一環として、令和5年度は新たに「教学マネジメント」(3年前期)の授業を開講した。岡山学院大学FD委員会で「教学マネジメント」PDCAサイクルを取り上げ点検した。さらに、「教学マネジメント」PDCAサイクルをした結果を令和5年度FD・SDワークショップで報告した。

「教学マネジメント」で、「ディプロマサプリメントの成果とキャリア的思考」において、設定した汎用的学習成果を獲得できた学生は24名中4名で少なかった。また、教員とのコミュニケーションから授業に参加した教員でも理解している者は少数であったと考える。新しい授業であり、学生や教員にとって授業の位置付けが難しいためである。したがって、令和5年度も大学・短期大学基準協会の内部質保証のルーブリックのLevel IVの各項目について自己判定し「人材養成の目的の中に入れて学生に認識させている。」にチェックをすることはできない。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画>

教学マネジメントにおいて、少数であるが設定した汎用的学習成果を獲得できている学生も確実に存在している。また、岡山学院大学FD委員会で今後も内部質保証を取り上げ学生の学習成果の獲得を焦点とすることにより、内部質保証の向上を図ることができると考える。教学マネジメントPDCAサイクルで得た課題を解決して内部質保証の改善につなげる。

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回は日本高等教育評価機構で受審したため、その報告書に記述した改善計画及び実施状況を報告する。

1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

建学の精神・大学の基本理念の学内外への周知については、各種の媒体・機会を通じて行ってきたこれまでの活動を継続し、今後とも強化していく方針である。本学の使命・目的などの本学独自の基本的理念の理解がなければ、大学の改革・発展にも繋がらないと考えており、努力の継続と積極的発信に一層取り組みたい。本学の使命・目的については明確であるので、今後はこれを教育の成果として実りあるものとするため作業をFDおよびSD研修の機会などを通して継続する必要がある。

1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

管理栄養士養成施設は、文部科学省並びに厚生労働省を所轄庁としており、それぞれの法令に従って教育研究活動を推進しなければならない。法令等の改正は、社会情勢の変化の直接的に対応を図るものであるが法改正そのものは国会による法制、省庁による省令な

ど決定までに時間がかかることが多い。従って、各省庁の動きを敏感に察知することを心がけ、それぞれの対応に遅延することのないよう心掛ける。

1-3 の改善・向上方策（将来計画）

各種法令に従った情報公開を実行しているところであるが、本学独自の自己点検評価の報告が遅れている。今後は、速やかに報告書の作成へと進めていく。尚、例年、管理栄養士養成課程として求められている管理栄養士養成施設指定基準にかかる自己点検表を自主的に公表しているので法令違反には至っていない。

《実施状況》

1-1 の改善・向上方策に対する実施状況

建学の精神・大学の基本理念の学内外への周知については、各種の媒体・機会を通じて行ってきたこれまでの活動を継続し強化した。

1-2 の改善・向上方策に対する実施状況

管理栄養士養成施設は、文部科学省並びに厚生労働省を所轄庁としており、それぞれの法令に従って教育研究活動を推進した。

1-3 の改善・向上方策に対する実施状況

平成30年以降も自己点検・評価の報告が遅れていた。日本高等教育評価機構の評価項目が曖昧であり、自己点検・評価を全学的に実施することが難しいためである。令和2年度に改正し、評価項目を大学・短期大学基準協会の基準に合わせたことにより情報共有を図ることが可能となった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和5年度岡山学院大学FD委員会の実施について、人間生活学部食物栄養学科の改組転換を図ることになり、計画通りに実施することが出来なかった。岡山学院大学FD委員会は「教員の大学教育に対する教育研究の使命及び教育意識の改革を含めて、大学の教育、研究、社会サービスの機能の充実を図るための教員の資質開発を目的」とし、学生の学習成果の獲得において重要な位置付けとなっており、継続的に実施することが求められる。継続に実施するために、岡山学院大学FD委員会を対面開催もしくはオンライン開催と実施法の幅を広げて確実に改善する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

2. 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針
3. 学生便覧 [令和 5 年度]
4. 学則施行細則
5. 学校案内パンフレット [令和 6 年度入学者用]
7. 学則
8. ウェブサイト「教育方針と学生の学習成果」
https://owc.ac.jp/daigaku/ogu_entrance/
16. 「臨地実習」履修に関する規則
17. 「栄養教育実習」履修に関する規則
18. 岡山学院大学管理栄養士国家試験対策ゼミに関する規則
19. 学生募集要項 [令和 6 年度入学者用]
21. シラバス [令和 5 年度]
22. ウェブサイト「学生向け情報」
<https://owc.ac.jp/daigaku/gakuseimuke/>

備付資料

5. アクティブラーニングⅠ（健康寿命延伸教室）」シラバス
6. アクティブラーニングⅡ（健康寿命延伸教室）」シラバス
22. 令和 5 年度岡山学院大学 FD 委員会報告 pp44-62
24. 栄養士基礎理解のシラバス
25. 国試対策ゼミ模試の分析シート
26. チェックシート
44. GPA の数値の分布状況

[区分 基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

<現状>

食物栄養学科の卒業認定・学位授与の方針は、学則施行細則（提出-4）第 1 条に次のとおり示している。

学位：学士（栄養学）

Society 5.0 時代の現場に即応できる管理栄養士になるため、基礎教育科目および管理栄養士課程の専門教育科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。卒業を認める卒業生の学習成果は次のとおりである。

1. 学位授与に必要な単位を修得している。

2. 卒業後社会人として求められるコミュニケーション能力、態度（心構え）や職業に対する知識、理解、価値、意見を獲得している。

尚、単位認定は科目の成績評価を基礎として単位認定の教授会において、学習成果を基準に判定する。

また、学生の学習成果は同じく、学則施行細則第1条に次のとおり示している。

学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基、自律した信念のある社会人となることである。

Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるために、学科の教育課程（基礎教育科目および専門教育科目）の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。

I. 専門的学習成果

学科の専門学習では、Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるため、学科の教育課程の学習をとおして、専門知識と専門的能力を獲得する。

- ①多様な専門領域に関する基本となる専門的知識を獲得する。
- ②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を獲得する。
- ③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力を獲得する。
- ④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を獲得する。
- ⑤子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導（学校における食育）をする能力を獲得する。

II. 汎用的学習成果

基礎教育科目の学習をとおして、

- ①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得する。
- ②数量的スキルや ICT リテラシーで Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、円滑なチームワーク、リーダーシップ、対人コミュニケーションで、Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげるマネジメント力を獲得する。
- ③心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために信頼される社人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理能力などのホスピタリティ力を獲得する。

これは、「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」（提出-2）に定められており、本学の建学の精神、教育理念、教育目標、学生の学習成果、三つの方針と関連して定めてあるので、食物栄養学科の卒業認定・学位授与の方針は、学生の学習成果に対応している。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、岡山学院大学学則（提出-7）第4章に則り、学生便覧（提出-3）に記載されている内容に基づいて実施している。

学習評価は、各期 15 回の授業終了後に実施する定期試験あるいは提出物または日常的なレポート（主として実験実習）によって評価している。定期試験等の不合格者には再試験を実施する。評価方法などは、学生便覧の中（岡山学院大学学則（提出-7）第4章 単位・授業及び卒業の要件、学則施行細則（提出-4）第5章 単位修得の認定及び評価について）に明記して周知している。授業への出席は、全授業時間数の 3 分の 2 以上の出席者に受験資格を与えている。授業科目の学習評価は、100 点法をもって採点し、80 点以上を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可、60 点未満を不可としている。本学では、学則施行細則第7条（5）項に示す通り、成績評価に GP（グレードポイント）を用い

て学生の学習成果を目視できる形にしている。GPは授業評価に対して優を4、良を3、可を2、不可を1とし、出席時間数が足りず受験資格なしとなったものを0としている。このGPを学期ごとに単位当たり平均GPA（グレードポイントアベレージ）を算出し総合的な成績評価の判定等に使用している。また、各学年クラスメンターは全学生のGPAを学年ごとに一覧にし、学生の成績の分布状況を把握している。各科目の成績評価基準等の明示等及び単位の授与は、大学設置基準第25条の2及び第27条を遵守している。

なお、定期試験等の成績結果は、日程を定めて発表すると同時に、各学生に対して既取得単位の確認を徹底してオリエンテーション期間で指導している。定期試験等の単位取得については学生及び保護者に学期ごとに通知している。

進級要件については、学則施行細則第7条(9)項に規定しており、GPAが2.5未満の者は2年生から3年に進級できないとしている。各学年クラスメンターは進級できない学生が出ないように履修科目の履修指導の面から、学習に取り組む熱意を図り学力の向上などを目指すようにしている。クラスメンターを中心に学生一人一人のGPAの状況についてオリエンテーション期間で点検及び指導し、令和5年度学科FD会議並びに令和5年度食物栄養学科会議で情報共有を図る。さらに、学長は、単位認定会議を開き、岡山学院大学教授会規程に則り、教授会の意見を聴いて単位認定および進級を決定している。

卒業要件は、岡山学院大学学則第12条に明示している。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業は学科が定める基礎教育科目及び専門科目、計124単位を充足した者を教授会で認定している。また、栄養士、管理栄養士国家試験受験資格、食品衛生管理者及び食品衛生監視員、栄養教諭、司書、社会教育主事任用資格の取得の有無の確認をしている。

前述のように、単位は岡山学院大学学則の規定に則って厳正に認定している。その中で幾つかの単位を取得できずに進級する学生がいる。その学生には前期・後期の開始時に、履修登録に関する綿密なオリエンテーションを実施している。クラスメンターが主となって、単位を取得した科目の確認と履修できる科目について個別に指導し、学務課教務係員との教職協働で履修可能な科目を再度履修させるようにしている。

進級制度の他に、実習等の履修条件として、「臨地実習」については「臨地実習」履修に関する規則（提出-16）に、教職課程の「栄養教育実習」については「栄養教育実習」履修に関する規則（提出-17）に明示し、学生便覧に掲載している。

また、管理栄養士国家試験対策として、学科独自の管理栄養士国家試験対策ゼミを開講しており、この管理栄養士国家試験対策ゼミの受講について、岡山学院大学管理栄養士国家試験対策ゼミ受講に関する規則（提出-18）を制定し、学生便覧に明示している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

＜現状＞

食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応し、学則施行細則（提出-4）第1条に次のとおり示している。

教育課程編成・実施の方針 管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るための専門教育科目を

編成し、実施する。
 また、同時に「食品衛生資格履修コース」を専門教育科目の中に科目指定し、実施する。
 栄養教諭一種免許状を得るための教職課程を編成し、実施する。
 Society 5.0 時代に求める 3 つの力を汎用的学習成果として獲得させる基礎教育科目にクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施する。
 希望者に対して、フードスペシャリスト資格認定証、専門フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書などが取得できるサブカリキュラムも編成し、実施する。

基礎教育科目は、Society5.0 時代に求める 3 つの力を汎用的学習成果として獲得する科目を編成し実施する。クリエイティブ力基礎科目群では、「基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できる力」を身に付ける。マネジメント力基礎科目群では、「Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげる技術に必要な数量的スキルや ICT リテラシー、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーションの能力などの力」を身に付ける。ホスピタリティ力基礎科目群では、「心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために社会人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理能力などの力」を身に付ける。別表 1 は、岡山学院大学学則（提出-7）に明記している。

別表 1 基礎教育科目

科目群	授業科目	必修	選択	計	備 考
クリエイティブ力基礎科目群	人間の発達		2	2	
	日本国憲法		2	2	
	生涯学習概論		2	2	
	倉敷学		2	2	
	基礎数学		2	2	
	基礎化学		2	2	
	基礎生物学	8	2	2	
	グローバル研修		1	1	
	キャリアガイダンス		2	2	
	英語 I		2	2	
	英語 II		2	2	
	体育理論		1	1	
	体育実技		1	1	
	小計	8	23	23	
マネジメント力基礎科目群	ICTリテラシー I		2	2	
	ICTリテラシー II		2	2	
	ソサエティ5.0理解		2	2	
	データサイエンス I		2	2	
	データサイエンス II	8	2	2	
	アクティブラーニング I		2	2	健康寿命延伸教室 I
	アクティブラーニング II		2	2	健康寿命延伸教室 II
	数学マネジメント		2	2	
	クラブ活動の活性化		2	2	
	小計	8	18	18	
ホスピタリティ力基礎科目群	少子高齢化と諸問題		2	2	
	児童福祉概論		2	2	
	ボランティア理論		2	2	
	正しい日本語	6	2	2	
	栄養士基礎理解		2	2	
	社会心理学		2	2	
	臨床心理学		2	2	
小計	6	14	14		
合計	22	55	55		

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るための科目のコアカリキュラムは、専門基礎分野では、高度な専門教育における知識や技術を習得するための基盤になるものとして、食生活を中心に社会や環境と健康との関係に関する「社会・環境と健康」、人体の構造や生理、代謝についての基礎知識、健康の維持・増進と生活習慣病の予防、運動と栄養との関係に関する「人体の構造と機能および疾病の成り立ち」、食品や食品成分の特性、食品の加工・貯蔵に関する技術、人体に対しての栄養面や安全面などに関する「食べ物と健康」の 3 つの教育内容から編成している。

専門分野では、管理栄養士としての専門性を高めるために、主として栄養および栄養指導関連科目を配置し、食品および食物栄養学の基礎知識を理解させた上で、健康や病理と栄養との関わり、正しい食事・食生活のあり方、食事療法、食生活の改善およびその指導について学ぶための「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」がある。さらに、栄養教育や栄養管理が行える総合的な管理能力を養うための「総合演習」、管理栄養士の実践活動の場で適切なマネジメントを行うための専門的知識および技術の統合を図るために実施する「臨地実習」から編成している。別表2は、岡山学院大学学則に明記している。

別表2 食物栄養学科専門科目

区分	科目名	必修	選択	計	備 考	
現代生活基礎科目	インターネットと法	2	0	2		
	食物基礎科学	2	0	2		
	プレゼンテーション	2	0	2		
	生化学	2	0	2		
	食文化論	2	0	2		
	フードコーディネーター	2	0	2		
	食料経済	2	0	2		
	小計	6	0	14	14	
栄養士指定管理栄養士指定教育分野	公衆衛生学Ⅰ	2	0	2		
	公衆衛生学Ⅱ	2	0	2		
	公衆衛生学Ⅲ	2	0	2		
	健康学理論	2	0	2		
	社会福祉概論	2	0	2		
	小計	6	0	10	10	
	解剖生理学Ⅰ	2	0	2		
	解剖生理学Ⅱ	2	0	2		
	解剖生理学実験Ⅰ	1	1	2		
	解剖生理学実験Ⅱ	1	1	2		
	運動生理学	2	0	2		
	生化学	2	0	2		
	生化学Ⅱ	3	0	3		
	生化学実験	1	1	2		
	生理学	2	0	2		
	微生物学	2	0	2		
	小計	14	13	17		
	専門基礎分野	食品学総論Ⅰ	2	0	2	
		食品学総論Ⅱ	2	0	2	
		食品学総論実験	1	1	2	
		食品学各論実験Ⅰ	2	0	2	
		食品学各論実験Ⅱ	1	1	2	
		食品加工学Ⅰ	2	0	2	
		食品加工学Ⅱ	2	0	2	
食品加工学実習		1	1	2		
食品栄養学概論		2	0	2		
食品分析学		2	0	2		
調理学Ⅰ		2	0	2		
調理学Ⅱ		2	0	2		
調理学実習Ⅰ		1	1	2		
調理学実習Ⅱ		1	1	2		
食品衛生学Ⅰ		2	0	2		
食品衛生学Ⅱ		2	0	2		
食品衛生学実験		1	1	2		
小計		8	20	20		
専門分野		基礎栄養学	2	0	2	
		基礎栄養学実験	1	1	2	
		運動栄養学	2	0	2	
		応用栄養学	2	0	2	
		栄養システム	2	0	2	
		応用栄養学実習	1	1	2	
	小計	6	10	10		
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2	0	2	
		栄養教育論Ⅱ	2	0	2	
		栄養教育概論	2	0	2	
		栄養教育論実習Ⅰ	1	1	2	
		栄養教育論実習Ⅱ	1	1	2	
		小計	6	8	8	
	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2	0	2	
		臨床栄養学Ⅱ	2	0	2	
		臨床栄養学Ⅲ	2	0	2	
		臨床栄養学実習	1	1	2	
		臨床栄養学演習	2	0	2	
		公衆栄養学Ⅰ	2	0	2	
	公衆栄養学Ⅱ	2	0	2		
	公衆栄養学実習	1	1	2		
	小計	10	14	14		
	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2	0	2	
		給食経営管理論Ⅱ	2	0	2	
給食経営管理実習Ⅰ		1	1	2		
給食経営管理実習Ⅱ		1	1	2		
小計	6	8	8			
総合演習	総合演習	2	0	2		
	給食経営管理実習事前事後	1	1	2		
	小計	6	8	8		
	給食経営管理実習Ⅰ	1	1	2		
給食経営管理実習Ⅱ	1	1	2			
公衆栄養学実習	1	1	2			
臨床栄養学実習	2	0	2			
小計	0	8	8			
単位数	60	22				
自由科目	卒業研究Ⅰ	2	0	2		
	卒業研究Ⅱ	2	0	2		
	小計	0	4	4		
	合計	62	113	121		
栄養教育に関する科目	学校栄養指導論Ⅰ	2	0	2		
	学校栄養指導論Ⅱ	2	0	2		
	小計	0	4	4		
	教育原理	2	0	2	教育実習を含む。	
	教育概論	2	0	2		
	教育実習	1	1	2		
	教育心理学	2	0	2		
	個別支援の方法と理論	1	1	2		
	教育課程論	1	1	2		
	健康・特別活動・総合的な学習の時間	2	0	2		
	教育の方法及び技術	1	1	2		
	生徒指導論	2	0	2		
	教育相談	2	0	2	カウンセリングを含む。	
	資料・事後指導	1	1	2		
	栄養教育実習	1	1	2		
	教育実習Ⅰ(栄養教育)	2	0	2		
小計	0	20	20			

注1) 表中の選択は、選択必修である。
 注2) 卒業士免許の取得及び管理栄養士国家試験の受験資格を得るためには、表中の栄養士指定管理栄養士指定教育分野の専門基礎分野及び専門分野のそれぞれの区分に記載する履修又は単位必修単位及び選択又は選択必修単位の単位数を充足するより授業科目の単位を修得すると共に、表中の必修及び選択必修の単位を含めて学則に規定する卒業に要する単位を修得しなければならない。

同時にコアカリキュラムとして編成している食品衛生資格履修コースのカリキュラムは、管理栄養士課程のカリキュラムと食品衛生法及び同法施行令に定める学科と本学授業科目を対応させて次のように編成している。尚、A 群の有機化学と無機化学は、汎用的学習成果の獲得を支援する基礎教育科目の科目である。食品衛生資格履修コース専門科目は、岡山学院大学学則に明記している。

食品衛生資格履修コース専門科目

食品衛生法及び同法施行令に定める学科		食品衛生資格履修コースの授業科目及び単位			
別表区分	別表科目	本学授業科目名	必修	選択	備考
A 群 化学関係	分析化学	基礎化学	2		
	有機化学	(基礎化学)			基礎化学に含む。
	無機化学	(基礎化学)			基礎化学に含む。
B 群 生物化学関係	生物化学	生化学 I	2		
		生化学実験	1		
	食品化学	食品学総論 I	2		
		食品学総論実験	1		
	生理学	解剖生理学 II	2		
	解剖生理学実験 II	1			
食品分析学	食品分析学	2			
毒性学	食品衛生学 II	2			
C 群 微生物学関係	微生物学	微生物学	2		
	食品微生物学	食品衛生学 I (食品衛生学実験)	2		食品衛生学実験に含む。
	食品保存学	食品加工学 I	2		
	食品製造学	(食品加工学 I)			食品加工学 I に含む。
D 群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	公衆衛生学 II	2		
	食品衛生学	(食品衛生学 II)			食品衛生学 II に含む。
		食品衛生学実験	1		
	環境衛生学	(食品衛生学 I)			食品衛生学 I に含む。
		公衆衛生学 III	2		
衛生行政学	公衆衛生学 I	2			
疫学	(公衆衛生学 I)			公衆衛生学 I に含む。	
A 群～D 群までそれぞれ 1 科目以上、2 2 単位以上		小計	28		
E 群 その他の関連科目	酵素化学	生化学 II	2		
		(生化学実験)			生化学実験に含む。
	食品理化学	食品学総論 II	2		
		(食品学総論実験)			食品学総論実験に含む。
	病理学	病理学	2		
	解剖学	解剖生理学 I	2		
		解剖生理学実験 I	1		
	栄養化学	応用栄養学	2		
		応用栄養学実習	1		
	栄養学	基礎栄養学	2		
		基礎栄養学実験	1		
	農産物製造学	食品学各論	2		
食品学各論実験 I		1			
食品学各論実験 II		1			
肉製品製造学	(食品学各論)			食品学各論に含む。	
食品工学	食品加工学 II	2			
	食品加工学実習	1			
品質管理学	食品品質管理論	2			

E群の科目を含めて総単位数が40単位以上	小計	24		
	総単位数	52		

さらに、コアカリキュラムとして編成している栄養教諭一種免許状を下記の通り示している。

栄養教諭一種免許状

【栄養に係る教育に関する科目】

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		担当教員	履修方法等
			必修	選択		
栄養に係る教育に関する事項	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養指導論Ⅰ	2		塩津敦子講師	
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項					
	食生活に関する歴史的及び文化的事項					
	食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養指導論Ⅱ	2		塩津敦子講師	
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			4単位	
		・教員の免許状取得のための選択科目			0単位	

【教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目】

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目			担当教員 (非):非常勤
	科目	単位数	授業科目	必修	選択	
栄教一種免	日本国憲法	2	日本国憲法		2	(近 勝彦) (非)
	体育	2	体育実技 体育理論		1 1	(吉田升講師) (吉田升講師)
	外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ 英語Ⅱ		2 2	(花田春香) (非) (花田春香)
	情報機器の操作	2	ICTリテラシーⅠ ICTリテラシーⅡ		2 2	小松正直講師 (小松正直講師)

【栄・教育の基礎的理解に関する科目等】

免許法施行規則に定める科目区分等		令和2年度以降					履修方法
		授業科目	単位数		共通開設	専任教員	
科目区分	各科目に含める必要事項		必	選	学校種	氏名・職名	

教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2			堀口のぞみ講師	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2			(堀口のぞみ講師)	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	1			(堀口のぞみ講師)	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2			(大賀恵子教授)	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援の方法と理解	1			(大賀恵子教授)	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1			(堀口のぞみ講師)	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳・特別活動・総合的な学習の時間	2			(尾崎聡教授) (都田修兵講師)
総合的な学習の時間の指導法							
特別活動の指導法							
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育の方法及び技術	1			原田博史教授 (都田修兵講師) (塩津敦子講師) (原田俊孝准教授)	
生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2			(浦上博文教授)	

	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2			(中西美恵子) (非)	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	事前・事後指導	1			(塩津敦子講師)	
		栄養教育実習	1			(塩津敦子講師)	
	学校体験活動						
	教職実践演習	教職実践演習（栄養教諭）	2			(塩津敦子講師) (堀口のぞみ講師)	
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 （選択必修科目の単位数を含む） ・教員の免許状取得のための選択科目		(新) 20 単位 / (旧) 20 単位 (新) 0 単位 / (旧) 1 単位				

希望者に対して、編成・実施するサブカリキュラムをフードスペシャリスト資格認定証、図書館司書の順に上げる。なお、社会福祉主事任用資格については、社会福祉法第 19 条第 1 項の規定により、大学等に在籍当時に指定科目名と一言一句同じ科目を 3 科目以上履修し、卒業した者に与えられる。

フードスペシャリスト資格認定証取得のための授業科目と単位数

必修科目

規定科目	開設科目名	単位
フードスペシャリスト論 (2 単位以上)	食文化論	2
食品の官能評価・鑑別論 (2 単位以上)	食品学各論	2
	食品学各論実験 I	1
食物学に関する科目 (5 単位以上)	食品学総論 I	2
	食品加工学 I	2
	食品学総論実験	1
食品の安全性に関する科目 (2 単位以上)	食品衛生学 I	2
調理学に関する科目 (4 単位以上)	調理学 I	2
	調理学実習 I	1
	調理学実習 II	1
栄養と健康に関する科目 (2 単位以上)	基礎栄養学	2
食品流通・消費に関する科目 (2 単位以上)	食料経済	2
フードコーディネータ論 (2 単位以上)	フードコーディネート	2

選択科目

規定科目	開設科目名	単位
フードスペシャリスト資格に相当とされる科目	食品学総論 II	2
	食品加工学実習	1
	調理学実習 III	1
	食品衛生学 II	2
	食品衛生学実験	1
	基礎栄養学実験	1
	公衆栄養学 I	2

* 選択科目 7 科目 10 単位の中から
4 単位以上修得すること

図書館司書資格に係る専門教育科目

授 業 科 目		必 修	選 択	計	備 考
基礎科目	生涯学習概論	2		2	
	図書館概論	2		2	
	図書館制度・経営論	2		2	
	図書館情報技術論	2		2	
図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2		2	
	情報サービス論	2		2	
	児童サービス論	2		2	
	情報サービス演習	2		2	
図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2		2	
	情報資源組織論	2		2	
	情報資源組織演習	2		2	
選択科目	図書館サービス特論	1		1	
	図書・図書館史	1		1	
合 計		24		24	

学生の学習成果に対応した、授業科目を編成している。食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針では、学生の学習成果を獲得するように幅広い教養を備えた人間の育成のための基礎教育科目と管理栄養士課程として栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るための科目（専門科目のうち、専門基礎分野および専門分野）をコアカリキュラムに編成している。

同時に、食品衛生管理者および食品衛生監視員任用資格を得るための「食品衛生資格履修コース」、栄養教諭一種免許状（教職科目）をコアカリキュラムの中に科目指定している。また、希望者に対してフードスペシャリスト資格認定証（専門科目のうち、現代生活基礎科目、専門基礎分野並びに専門分野に科目指定）、図書館司書資格などが取得できるサブカリキュラムも編成している。基礎教育科目と専門科目、教職科目、図書館司書資格に係る専門教育科目は、4年間を通して同時に履修していくように配置されている。

基礎教育科目は、合計 22 単位以上修得させている。

基礎教育科目の学習をとおして、

①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な知識を体系的に理解でき、その知識体系の意味と自己の存在を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得する。

②Society 5.0 時代の職業生活や社会生活に必要な IT 技術により生み出されたビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげる技術に必要な数量的スキルや ICT リテラシー、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーションの能力として自己表現力、論理的思考力、問題解決力、他者理解力などのマネジメント力を獲得する。

③心身のサポートや精神的にケアする力や、健康づくりをサポートするために社会人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理能力などを備えたホスピタリティ力を獲得する。

専門科目は、現場に即応する管理栄養士になるため、学科の教育課程（講義・演習・実験・実習と併せて学外での臨地実習）の学習をとおして、①多様な専門領域に関する基本

となる専門的知識、②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力、③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力、④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力、⑤子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導（学校における食育）をする能力を獲得させるように編成している。なお、専門科目の授業においては、上記の科目の専門的学習成果のみでなく、担当教員とのコミュニケーションを通して汎用的学習成果も獲得できるように実施している。

以上の方針を踏まえ、専門分野における基礎的な理論と実践の修得を通して、基礎から応用まで体系的に履修することができるように、現代生活基礎科目、専門基礎分野と専門分野で編成している。これらは、栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、および管理栄養士学校指定規則を遵守し、管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)に準拠している。

自由科目である卒業研究は、4年次までに学習してきた生理学、生化学、食品学、調理学、食品衛生学、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論などの専門基礎および専門分野から研究課題を設定して各担当教員の指導の下、研究を行って新しい知見を得ることを目指す科目であり、学生の探究心の涵養を配慮して配置している。

また、栄養教諭一種免許の取得に係る教職科目として、国民の健康増進や維持・管理について、主に小・中学校における早期教育の必要性が出てきたことから新設された栄養教諭の養成のために必要な科目である教職基礎科目、教職に関する科目、教科に関する科目を配置している。

さらに、学習意欲の旺盛な学生に対して、図書館司書資格に係る専門教育科目も配置している。

図書館司書資格に係る専門教育科目は、教育課程編成・実施の方針に即した体系的なサブカリキュラムとして教育課程を編成している。

専門職学科は設置していない。

単位制度の実質化のために、学生が各学年次にわたって1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を30単位とするが、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については上限を超えて履修科目の登録を認めると学則第11条(3)～(4)項に定めている。

成績評価の方法について、岡山学院大学の科目の単位数は、岡山学院大学学則第9条で次のように定めている。

<p>1 単位の科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。</p> <p>イ) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>ロ) 演習については、原則として 30 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、別に定めるものについては、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。</p> <p>ハ) 実験、実習および実技については、原則として 45 時間の授業をもって 1 単位とする。但し別に定めるものについては、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。</p>

単位修得のための学習評価は、原則として各学期末に行う定期試験によると学則第11条に定めている。なお、定期試験の受験資格は各科目について3分の2以上出席した者に付与され、それに満たない者は「受験資格なし」と判定される。

また、学習評価は、100点法をもって採点し、80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」と定めている。学則施行細則第7条により、定期試験が不可の者に対しては、願い出により再試験を受けることができるようにしている。再試験は一定期間内1回限りとし、再試験による60点以上の得点者はすべて60点の学習評価に止めるとしている。また、定期試験の際、病気その他やむを得ない事情により受験不能であった者に対しては、願い出により追試験を受けることができようになっている。追試験は一定期間内1回限りとし、追試験による80点以上の得点者は、80点の学習評価に止める。また、追試験が「不可」の者の再試験は行わないことを規定している。

在学年数は8年を越えることができない。本学の学則上の卒業の要件は、4年以上在学し、科目の必修、選択および選択必修の区分ごとに、基礎教養科目については22単位以上、専門教育科目については70単位以上を含め、合計124単位以上を修得することである。

最低在学年4年次終了時に卒業に必要な単位および単位数を修得できない者は卒業延期とし、更に在学して卒業の要件を満たさなければならないことを定めている。但し、卒業延期による在学の期間は4年以内とし、これを越える場合は退学しなければならないことを規定している。

本学科のシラバスは、シラバス作成規則に従い以下の項目を明示している。

- ・授業名等（科目名、授業回数、単位数、担当教員名、質問受付の方法（メールアドレス、オフィスアワーなど））
- ・教育目標と学生の学習成果
- ・教育方法（授業の進め方、授業形態、予習、復習、テキスト）
- ・学習評価の方法
- ・注意事項
- ・授業回数別教育内容（内容、予習・復習事項、課題など）

食物栄養学科の学習成果を学習マトリックスによって科目レベルに配当して、各授業科目で獲得できるようにしている。

シラバスは、学生に各授業担当者が該当科目のシラバスを印刷・配布するとともに、大学側からCD-ROM版にしたものを配布することによって学生が自身の受ける授業の内容等について把握できるように努めている。（提出-21）

授業計画（シラバス）に成績評価の基準、教科書・教材、参考書、予習・復習についての具体的な指示を記載しており、単位制度の実質性は確保していると判断でき、大学設置基準第25条の2および第27条の2を遵守している。

通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

なお、Society 5.0時代に求める学習成果を修得させるために、令和3年度より基礎教養科目から基礎教育科目に名称を改めた。そして、基礎教育科目にはクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施した。この基礎教育科目は、合計22単位以上修得させることになる。令和5年度は、マネジメント力基礎科目群「教学マネジメント」を配置した。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。]

<現状>

Society 5.0 時代に求める学習成果を修得させるために、基礎教育科目を編成し、実施している。基礎教育科目にはクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成している。この基礎教育科目は、合計 22 単位以上修得させることになる。クリエイティブ力基礎科目群には、人間と倫理、日本国憲法、倉数学など 13 科目を設けている。マネジメント力基礎科目群には、ICT リテラシー I・II、データサイエンス I・II、ソサエティ 5.0 理解など 8 科目を設けている。ホスピタリティ力基礎科目群は、少子高齢化と諸問題、児童福祉概論など 7 科目を設けている。(備付-28)

教養教育と専門教育との関連が明確である。

ホスピタリティ力基礎科目群の科目である「栄養士基礎理解」(備付-29)は、「今日、Society5.0 時代に相応しい男女ともに健康寿命を 3 年以上延伸し 75 歳以上とすることを目指す健康寿命延伸プランの推進など激変する社会背景をふまえ、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士・栄養士に求められる役割は、高度化、複雑化、多様化してきている。少子高齢化が進展する中、生活習慣病の増加、社会生活を営むために必要な機能の低下など、健康課題は複雑化、深刻化している。食生活の多様化に伴い、栄養の不足と過剰が共存する栄養障害の二重苦が大きな課題となっている。また、家庭における共食機会の減少、日本の伝統的食文化継承の危機、食品ロスの増大、食の安全への不安、食物供給の過度の海外依存等、食生活や食糧供給をめぐる課題も複雑化している。そのため使命感を備えた管理栄養士・栄養士を養成することを目指し、本授業ではその基礎となる以下の 5 点を目標とするとともに、管理栄養士・栄養士として求められる「態度」(マナー・学習態度)・「信念」(管理栄養士・栄養士になろうとする信念・継続的な努力)・「倫理観」を修得する。①管理栄養士・栄養士養成校である本学の教育について理解する。②管理栄養士・栄養士の働く現場との現状と職域の目的と課題について理解する。③管理栄養士・栄養士の仕事と社会的使命と倫理観を理解する。④管理栄養士・栄養士として求められる心と体の健康作りの方法を理解する。⑤管理栄養士・栄養士になるための自己課題・克服方法を自覚する。」と学生便覧に明示し専門教育科目とのつながりを明確にしている。

また、マネジメント力基礎科目群の科目である「アクティブラーニング I (健康寿命延伸教室)」(備付-5)は、「学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養(かんよう)し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に業務を遂行できる能力・態度を育成する。具体的には本学の主催する地域在住の高齢者を対象とした健康寿命延伸教室で、身体計測および食事調査(SAT)をチームで担当し、高齢者とのおよびチーム内でのコミュニケーション能力、データ収集能力、理論的思考能力を養う。」と学生便覧に明示し専門教育科目とのつながりを明確にしている。

さらに、マネジメント力基礎科目群の科目である「アクティブラーニング II (健康寿命延伸教室)」(備付-6)は、「学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養(かんよう)し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に業務を遂行できる能力・態度を育成する教育(キャリア教育)を行う。具体的には本学の主催する地域在住の高齢者を対象とした健康寿命延伸教室で行う栄養マネジメントおよび食事提供の実践を通して、対人およびチーム内でのコミュニケーション能力、および総合的な栄養ケアマ

ネジメント能力を涵養する。」と学生便覧に明示し専門教育科目とのつながりを明確にしている。

基礎教育科目の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。令和3年度には、Society 5.0時代に求める学習成果を獲得させるために、基礎教育科目を編成し実施した。令和4年度にディプロマサプリメントを作成するための科目「教学マネジメント」を編成し令和5年度から実施している。岡山学院大学FD委員会で「食物栄養学科在学生DS（ディプロマサプリメント）の作成について」及び「学生の学習成果の獲得に向けた相互による授業評価の実施について」を実施し、令和5年度FD・SDワークショップで報告した。

[区分 基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

<現状>

食物栄養学科の入学者受け入れの方針は学生の学習成果に対応し、学則施行細則（提出-4）第1条に次のとおり示している。

- 本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。
- ・栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
 - ・卒業後、管理栄養士として働く意志が強い。
 - ・Society 5.0時代に必要なスキルの修得意識が強い。
 - ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
 - ・生物、化学を基礎とする学習に努力ができる。

次のように入学者受け入れの方針及び入学前の学習成果の把握・評価を学生募集要項（提出-19）に明確に示している。

入学者受け入れの方針

- 学に入学する人物には、次のような資質・能力を求めます。
- ・栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
 - ・卒業後、管理栄養士として働く意志が強い。
 - ・Society 5.0時代に必要なスキルの修得意識が強い。
 - ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
 - ・生物、化学を基礎とする学習に努力ができる。

入試選抜は、高校教育と大学教育の接点です。高大接続は、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を踏まえた多面的・総合的な入試選抜をとることが重要です。「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」の判定は、高等学校の内申書を重視します。「思考力・判断力・表現力」の判定は、総合型選抜では自己推薦書と口頭試問の結果、学校推薦型選抜（指定校）では高等学校校長先生による高等学校校内選抜後の推薦書と面接、学校推薦型選抜（一般）では口頭試問形式の面接の結果、一般選抜では本学が独自に作成した試験問題の結果で行います。

[令和5年度学生募集要項から抜粋]

教育目的を達成するための入学者受け入れの方針として、管理栄養士に興味と関心があること、管理栄養士に関わる教育に対する学習意欲とその学習に必要な基礎学力があることを掲げている。この入学者受け入れの方針は、学校案内パンフレット（提出-5）、ウェブサイト（提出-8）、学生募集要項（提出-19）では受験生に分かりやすいように、上記のように明示するとともに、更に募集要項には、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断

力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)に対する入試選抜区分別の判定の方法を示し、試験問題の作成も本学独自のものであることを明示している。

本学では、下表に示すように、総合型選抜(対話型・自己推薦型)、学校推薦型選抜(指定校・一般)そして一般選抜として実施している。このように、選抜方法を多様化することによって志願者の受験選択の機会を広げ、多数の学生を受入れられるようにしてきたが、平成 29 年度学生募集から、文部科学省の「平成 29 年度大学入学者選抜実施要項について(通知)」を受けて、「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」の判定は、高等学校の内申書を重視し、「思考力・判断力・表現力」の判定は、総合型選抜では自己推薦書と口頭試問の結果、学校推薦型選抜(指定校)では高等学校校長先生による高等学校学内選抜後の推薦書と面接、学校推薦型選抜(一般)では口頭試問形式の面接の結果、一般選抜では本学が独自に作成した試験問題の結果で行うことを明示している。

入学試験の区分及び募集定員数(令和 5 年度募集)

	入学定員	入試区分別 募集人員		
		総合選抜型選抜 (対話型・自己推薦型)	学校推薦型選抜 (指定校・一般)	一般選抜
食物栄養学科	40	10	20	10

総合選抜型選抜(対話型・自己推薦型)は、管理栄養士に関心があり、本学専願の学生に口頭試問を課して選抜する試験である。そのうち、総合選抜型選抜(対話型)は、本学を希望する学生がエントリー手続きを早期に行うことにより、本学を専願とする出願資格を得る選抜制度である。エントリー手続きの際に口頭試問を行うので、出願後の合否判定の際には来学は不要である。

総合選抜型選抜(自己推薦型)は、時期の異なるⅠ期とⅡ期があり、書類審査および本学において面接で選抜を行う。

学校推薦型選抜(指定校)は、出願資格については、①本学を卒業後管理栄養士として働く意欲があり、本学の学習成果とアドミッション・ポリシーを理解し、本学が指定校として依頼する出身学校長が人物・学力を特別に優秀と認め推薦した者、および本学を専願し、主要 5 教科のうち 3 教科の評定が 3.0 以上の者、または、②高大接続連携校として本学が指定する高等学校もしくは中等教育学校において、本学の学習成果の獲得を目的に本学の教育・研究の内容に触れ、将来の進路目標を本学の人間生活学部食物栄養学科に定め、本学を卒業後管理栄養士として働く意欲があり、かつ学習成果とアドミッション・ポリシーを理解し、出身学校長が人物・学力を特別に優秀と認め、本学を専願し、主要 5 教科のうち 3 教科の評定が 3.0 以上の者を対象として書類審査・面接により選抜する試験である。なお、高大接続連携校とは、本校と相互の教育活動の交流を通して連携・協力し、教育内容への理解を深めることにより、双方の教育目標達成を促進するとともに、大学及び高校における教育の充実と学生及び生徒の資質の向上を図るために協定を締結した高等学校であり、令和 5 年度入試において本校との高大接続連携校として締結している高等学校は、おかやま山陽高等学校、倉敷翠松高等学校、倉敷高等学校、岡山龍谷高等学校、銀河学院高等学校である。

また、学校推薦型選抜（一般）は、出身学校長が人物・学力の適性を適切と認めて推薦し、全体の評定平均値が 3.0 以上の者を対象として書類審査と面接により選抜する試験である。

一般選抜は、①国語総合・現代文B、②化学基礎・化学、③生物基礎・生物、④コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中から 1 教科を選択することを必須とすることによって、管理栄養士の専門教育に対する適切な学力を持った学生を選抜する試験であり、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ期の計 4 回実施している。

なお、総合型選抜（対話型・自己推薦型）または学校推薦型選抜（指定校）により合格した者は、入学手続時納入金のうち入学金を半額免除される。また、高大接続連携校から学校推薦型選抜（指定校）により合格した者は、入学手続時納入金のうち入学金を免除される。また加えて、総合型選抜、学校推薦型選抜そして一般選抜により合格し、入学手続きを完了した者は特別奨学生としての選抜（特別奨学生選抜）を受験することができる優待制度が実施されている。特別奨学生選抜では面接・小論文において 8 割以上、学力テスト（国語）において 7 割以上の得点をとったもので、入学定員の 1 割以内を特別奨学生として決定する。なお、学力テストの得点に対して、さらに、公益社団法人全国高等学校家庭科教育振興会主催の「高等学校家庭科技術検定」の食物調理技術検定 1 級取得者には 20 点、同検定 2 級取得者には 10 点を加算する。特別奨学生は入学後 4 年間授業料を半額免除される。ただし、各学年終了時の GPA の平均値が 3.8 未満となった場合は、進級学年の前期授業料は全額納入するものとし、その場合、前期終了時の GPA が 3.8 以上の値を取得した場合は、後期授業料の半額が免除される。

また、社会人特別選抜として社会人を対象に、小論文・面接を課し、管理栄養士職への強い就職希望および管理栄養士の専門教育に対する適切な学力を持った者を選抜する社会人特別選抜（若干名）も設定されているが、平成 31～令和 5 年度学生募集の 5 年間では受験者はいなかった。

なお、学校推薦型選抜（一般）、一般選抜および社会人特別選抜で合格した者に対して、岡山学院大学及び岡山短期大学に兄弟・姉妹が在籍している場合、または、岡山学院大学、岡山短期大学および岡山女子短期大学の卒業生の兄弟・姉妹・子女が在籍している場合には、入学後届出により入学金の半額が免除される。

入学者選抜全般に関しては、学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規程に定めるとおり、岡山学院大学の入学者の選抜を管理するため、本学に入学試験管理委員会、専門委員、および入学選抜会議が設置されている。学長が任命する委員、若干名をもって組織する入学試験管理委員会は、入学試験制度の調査、研究並びに入学試験の企画、実施の統括、運営にあたっている。また、専門委員は、学力検査科目ごとに、学力検査問題を作成し、答案の採点、採点の結果および調査書の調査の結果を入学試験管理委員会に提出する。本学教授会全員をもって組織する入学選抜会議は、調査書の調査および学力検査の結果を、総合判定して、合格者および補欠者の原案を作成し、学長に報告する。学長は、合格者および補欠者の原案を教授会に提案し、その議を経て、入学者の選抜を決定している。

それぞれの入試区分毎に試験実施本部を設置して入学者選抜の体制を整備し、入学試験実施要項に従って、公正かつ厳正な体制のもとに入学試験を実施している。

可否発表時期の早い総合型選抜（対話型・自己推薦型）、学校推薦型選抜（指定校・一般）および一般選抜の合格者には、入学までの学習意欲の継続、向上を図るために入学前学習プログラムの受講を求めている。この入学前学習プログラムについて、学校案内に明示し、また、入学手続きを完了した者にダイレクト・メールで連絡し周知している。

また、編入学募集については、編入学特別推薦選抜と編入学一般試験選抜の2種類がある。どちらも募集人員は若干名であり、編入年次は3年次である。編入学特別推薦選抜の出願資格は、本学が指定校として特別推薦選抜を依頼する短期大学を卒業見込みの者、および、学習成果とアドミッション・ポリシーを理解するとともに、本学を専願し、出身短期大学長が人物・学力を特別に優秀と認め推薦した者である。編入学一般試験選抜の出願資格は、①短期大学または高等専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者、②大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者又は修得見込みの者、③専修学校の専門課程及び高等学校の専門専攻科の課程（就業年限が2年以上であること）のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者の、①②③のいずれかに該当する者である。編入学特別推薦選抜と編入学一般試験選抜のどちらも出願の書類の提出を求めるものであり、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ期の計4回実施している。また、選抜方法は、編入学特別推薦選抜は面接・書類審査であり、編入学一般試験選抜は、学力試験（栄養学）・面接・書類審査、である。編入学特別推薦選抜により合格した者は、入学金が半額免除される。また、編入学特別推薦選抜及び編入学一般試験選抜により合格し、入学手続きを完了した者は、特別奨学生選抜（小論文・学力テスト（栄養学）・面接）を受験することができる優待制度を実施している。特別奨学生選抜方法は、小論文・学力テスト（栄養学）・面接（配点各100点）において8割以上の得点を取った者で、入学定員の1割以内を特別奨学生として決定する。

これらのように多様な試験方式を設定し、受験機会を多くしている。このように多様な入学試験の設定とともに、積極的な広報活動を展開しているが、平成25年度は入学定員より10%多い学生が入学したが、下表に示すように過去5年間は入学定員を満たすことができていない。

この原因として、少子化、管理栄養士養成施設や福祉系他大学・専門学校の増加、本学の不利な立地条件などが考えられるが、学生満足度の低下が主な原因であると考えられる。

入学者確保のため、FD活動の活性化、またオープンキャンパス、進路ガイダンス（会場形式、高校内ガイダンス、模擬授業、資料配布）、高校訪問などによる効果的な広報活動の展開が重要である。

入学者数及び在籍者数の推移(過去5年間) (各年度5月1日現在)

年 度	入学定員	入学者数	編入学者数	収容定員	在学者数	在籍者数
令和元年度	40	37	1	160	114	114
令和2年度	40	18	4	160	98	98
令和3年度	40	22	3	160	104	104
令和4年度	40	24	2	160	101	102
令和5年度	40	11	4	160	78	81

特別奨学生となった者で、各学年終了時のGPAの平均値が3.8未満の場合は、進級学年

の前期授業料は全額納入することとしている。その場合でも、前期終了時の GPA が 3.8 以上の値を獲得した場合には、再び後期授業の半額が免除されることとなる。この決まりは、特別奨学生が、入学後に好成績を維持することが出来なくなった時に、その学生が他の学生に対して感じる重圧により、学習意欲が減ってしまうことを防ぎ、管理栄養士を目指して学習を継続していくための学生支援策として設けられた。この規則により、特別奨学生の学習意欲が維持され、学習成績が高値で維持されている。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定している。すなわち学生募集要項において総合型選抜（対話型・自己推薦型）、学校推薦型選抜（指定校・一般）そして一般選抜について詳細に示している。加えて本学公式ウェブサイトにおいて、「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）」に関するページを公開している。学科教員は、入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して説明するとともに、進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して説明している。

入学者選抜は公正かつ適正に実施している。すなわち各選抜試験ののち速やかに入試管理委員会を開催して合否判定案を作成し、その結果を教授会に報告して意見を聴いたのち学長が合否を決定している。

専門職学科はない。授業料、その他入学に必要な経費を入学案内、募集要項に明示している。

入試事務室は、受験生に対して受験手続きを分かりやすくするための名称であり、実際は事務部長代理を長として学務課教務係および学生係、経理課会計係およびその他関係部署課員で役割を担っている。入試事務室は、学生募集要項の印刷、願書の受付、入試問題の印刷・管理、合格発表、入学手続きなどの業務を担っているほか、受験生からの質問へ応答も行っている。選抜当日においては、全教職員の協力のもと、厳正かつ公正な試験運用が行われているが、不測の事態として疾病者に対し、別室での受験室確保などの配慮も行っている。

入学者受け入れの方針は、上記のとおり入学案内、ウェブサイト、学生募集要項に明示するとともに、入試懇談会、進路ガイダンス、高校訪問、オープンキャンパスなど様々な機会を通して、高校教諭、受験生、保護者に周知している。

高校教諭対象の入試懇談会は、下表に示すように広島県と岡山県の 2 県で実施し、食物栄養学科の教育内容、また、試験科目、試験会場等、具体的な試験方法等について周知を図っている。

表 高校教員対象入試懇談会実施状況

開催地	令和5年度	
	日程	参加高校数
広島県福山市	6月7日	8
岡山県倉敷市	6月13日	7

高校内あるいはその他の会場で行われる進路ガイダンスなど、高校生と対面で接する学生募集の機会を下表に示すように積極的に取り入れており、受験生に対してキャンパスの様子や教育内容を説明している。また、大学の授業を高校生が実際に体験する場として高等学校で実施する模擬授業を実施し、管理栄養士養成の教育課程の授業内容の理解を促している。

進路ガイダンス等参加状況

形式	令和5年度	
	会場数	参加者数
会場形式	50	262
高校内ガイダンス	44	285
模擬授業形式	4	21
資料配布	5	不明
計	103	568

中国・四国地方の地域では高校を訪問して、学生募集要項、入学案内を高校の担当者に直接手渡し、教育内容、入学者受け入れの方針、入試方法等について説明している。

また、高校生および保護者に対して、オープンキャンパスにおいて、学長が建学の精神、3つの方針に基づく学習成果、入学試験の実施内容、エンロールメントサポートなどについて直接説明し周知を図っている。また、個別相談においては、募集要項および学生生活全般についての相談に答えている。

本学オープンキャンパスにおける高校生の参加状況（過去5年間）

年度	2月	3月	5月	6月	7月①	7月②	8月①	8月②	9月	合計
H30		23	14	28	34		26	22	21	168
R1		24	17	14	27		23	18	17	140
R2		×	2	10	8		14		12	46
R3		8	5	8	10	18	16		15	80
R4	1	7	7	15	14	8	17		7	76
R5	4	14	7	10	7	9	22		8	81

さらに、在学生による高校へのメッセージ送付を実施し、本人の近況報告とともに本学の教育内容を学生の目線で紹介している。この試みは、平成24年度から継続して実施しており、高校教員・在学生双方から好意的に受け止められている。

電話や電子メールにより受験希望者・保護者から様々な問い合わせがあるが、その対応は入試事務室が適切に行っている。入試事務室は広報および学生募集の業務を担っているほか、受験生からの質問へ応答も行っている。

本学教員が毎年7月と9月に学生募集のための高校訪問を行う。岡山学院大学FD委員会において、高校教員に対し本学の教育内容について意見を聴いて、その点検した結果をFD・SDワークショップで報告するようにしている。（備付-22）

〔区分 基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。〕

＜現状＞

本学で学ぶ学生の学習成果は、学生便覧において、具体的に示され、入学時のオリエンテーションで学生に周知されている。

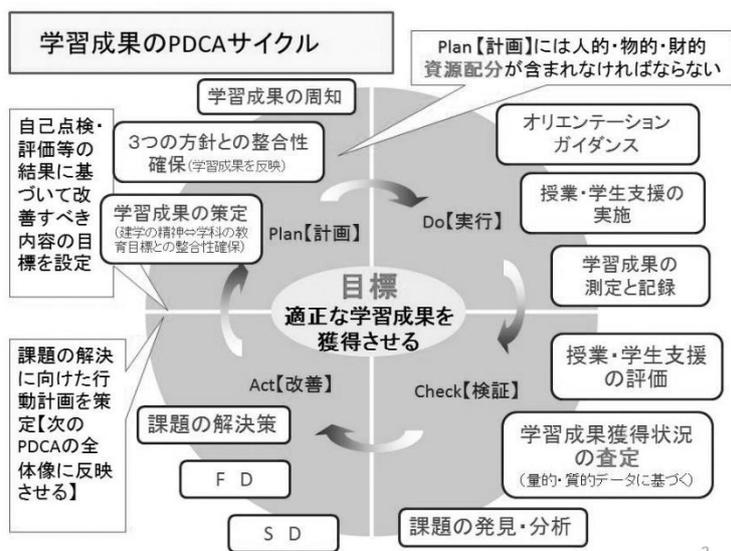
学生の学習成果を学習マトリックスによって科目レベルに配当して、各授業科目で獲得できるようにしているので一定期間内で獲得可能である。

学習成果の測定に関しては、岡山学院大学FD委員会を行い、その方法について検討した。（備付-24）

【区分 基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

<現状>

学習成果の測定に関しては、食物栄養学科ではその方法について検討してきた。学習成果を改善するための査定として、「アセスメント・ポリシー」に基づいた「査定サイクル」を構築しており、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」等について、PDCA サイクルに基づいた査定を行っている。「PDCA の作業工程」は以下のとおりである。



- Plan は学習成果の策定（前年の課題解決策を反映したシラバス作り）、学生への周知（第1回授業）
- Do は授業の実施、学習成果の記録・測定（小テスト、提出物、シャトルカード）
- Check は評価、査定、課題発見・分析（CA シートの作成）
- Action は課題解決策の策定（FD による相互助言）

人間生活学部食物栄養学科では、高度な専門知識や技能を修得し、QOL 向上のための栄養の指導を行う専門家を育成する。食物栄養学科では将来、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士を育てるために次の教育目標を掲げている。

- ①生活習慣病の予防と改善に貢献する管理栄養士の育成
- ②疾病の予防や治療において栄養評価・判定に基づく高度な専門知識・技能による栄養指導及び栄養管理等に携わることのできる管理栄養士の育成
- ③豊かな人間性に富み、カウンセリングや福祉・介護分野の知識を修得した管理栄養士の養成
- ④ 人材ニーズが高まっている食品技術系の企業で活躍する管理栄養士の育成
- ⑤ 学校における食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等や給食における食に関する指導方法を修得し、管理栄養士として学んだことを学校教育の現場で生かすことができる栄養教諭の育成

上記の教育目標が達成できているかについて、成績結果を単位として計算する。

成績結果については、教員は、卒業認定会議および単位認定会議において GPA 集計表を用いて成績評価など学習の結果について分析を行い学生の学習の状況を共有している。学科では学則施行細則に明確に示すとともに学習成果達成度の測定に GPA 制度を設けている。授業科目の学習評価は、100 点法をもって採点し、80 点以上を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可、60 点未満を不可としているが、それだけでは学生の学習成果を可視化できないので学則施行細則第 7 条(5)に示す通り、成績評価に GP (グレードポイント) を用いて学生の学習成果を目の当たりにできる形にしている。GP は授業評価に対して優を 4、良を 3、可を 2、不可を 1 とし、出席時間数が足りず受験資格なしとなったものを 0 としている。この GP は学期ごとに平均値、GPA (グレードポイントアベレージ) を算出し全学生の GPA を学年ごとに一覧にし、学生の成績の分布状況を把握している。(備付-44) 各科目の成績は、大学設置基準第 25 条の 2 及び第 27 条を遵守している。

なお、定期試験等の成績結果は、日程を定めて発表すると同時に、各学生に対して既得単位の確認を徹底して指導している。定期試験等の単位取得については学生及び保護者に学期ごとに通知している。4 年間にわたって総合的な成績の歩みを評価するほか、奨学生の審査や休学・退学者など様々な場面での学生の評価・分析に使用している。

進級要件については、学則施行細則第 7 条(9)項に規定しており、GPA が 2.5 未満の者は 3 年に進級できないとしている。進級できない学生が出ないように履修科目の履修指導の面から、学習に取り組む熱意を図り学力の向上などを目指すようにしている。履修指導面からクラスメンターを中心に学生一人一人の GPA について学科 FD 会議で検討し、学長が教授会の意見を聴いて進級を決定している。

教員は、小テストの実施や課題、レポート、受講状況、出欠状況等により、日々の授業を通して学生の学習成果の状況を査定し、PDCA サイクルに基づいて専門的・汎用的学習成果の向上を図ることを実践している。本学教員はシラバスに示した学習評価の方法により学習成果の獲得状況を評価している。また、教員は日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ることの重要性を十分に認識している。学生に適正な学習成果を獲得させるための査定を行うと共に、分析結果をフィードバック情報として活用することにより、学生の学習成果の状況の把握と共に、一層の向上・充実を図っている。本学教員は学習成果の獲得状況を適切に把握している。

上記のように単位の取得状況に加えて、食物栄養学科の教育目標が達成できているかについて、以下の 3 つの方法で測定・活用できるのかを検討している。

まず第 1 に、各学期末の定期試験に加え、前・後期オリエンテーション中に実力試験を実施している。これは学生の学習成果を客観的な指標に基づいて評価するためである。第 2 に、各学期末に学生に対して授業アンケートを実施し、学習成果の獲得状況を自己評価させている。第 3 に、4 年次生で実施している国試対策ゼミの模試を分析し学習の進捗状況を把握している。(備付-25)

授業においては、全教科シャトルカードを活用しているので、現状を把握するために学生にアンケートを実施し、シャトルカードの今後のより良い活用方法について岡山学院大学 FD 委員会で検討している。結果としてシャトルカードの役割としては①「授業の理解度の確認」と②「学生とコミュニケーションがとれる」で半分半分であった。教員それぞれ

れが工夫を凝らして丁寧に学生の質問・感想に応えている。最初の授業において、使用方法などを明確に提示し、学習成果を得られるように工夫するなどこの取り組みをそのまま継続する。

これらの方法で点検・評価した結果は、以下のとおり、教育内容・方法及び学習指導の改善にフィードバックしている。

定期試験及び実力試験の結果、また学生の授業アンケート結果を活用して、各教員は授業改善 C&A 報告書を作成している。授業改善 C&A 報告書作成の結果、抽出された問題点とその改善点については、次年度の授業計画（シラバス）を作成する際に反映している。（備付-26）

[区分 基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

<現状>

FD 活動の一環として毎年継続して「就職先訪問」を実施している。「就職先訪問」の結果は、毎年 FD・SD ワークショップで報告している。（備付-22）

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

3. 学生便覧 [令和 5 年度]
5. 学校案内パンフレット [令和 6 年度入学者用]
6. 学校案内パンフレット [令和 5 年度入学者用]
19. 学生募集要項 [令和 6 年度入学者用]
20. 学生募集要項 [令和 5 年度入学者用]

備付資料

7. 令和 5 年度岡山学院大学 FD 委員会報告 pp44-62
25. 新入生アンケート結果（令和 5 年度）
26. 学生生活アンケート結果（令和 5 年度）
27. 卒業時アンケート結果（令和 5 年度）
28. 学生募集要項（令和 6 年度入学生用）

29. 学校案内パンフレット（令和 6 年度入学生用）
30. ベストスタートプログラム（令和 6 年度入学予定者）案内資料一式
31. ベストスタートプログラム（令和 5 年度入学予定者）案内資料一式
32. 令和 5 年度前期オリエンテーション日程表
33. 令和 5 年度後期オリエンテーション日程表
34. 学生個人台帳様式
35. 人間生活学部食物栄養学科卒業生就職状況（令和 5 年度）
36. 人間生活学部食物栄養学科卒業生就職状況（令和 4 年度）
37. 人間生活学部食物栄養学科卒業生就職状況（令和 3 年度）
38. GPA の数値の分布状況
39. 授業アンケート様式
40. ウェブサイト「授業アンケート（令和 5 年度前期）」
<https://owc.ac.jp/r05jyugyo/jugyoankzenki05gakunai.html>
41. チェックシート

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

<現状>

教員は、「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう「教育課程編成・実施の方針」に即した担当科目の教育を行い、また、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「授業改善の PDCA サイクル」を稼働させるために、担当科目に「卒業認定・学位授与の方針」に対応した成績評価基準を設定し、各教科のシラバスには岡山学院大学 FD 委員会で検討した学習評価の方法が記載している。

教員は、小テストの実施や課題、レポート、受講状況、出欠状況等により、日々の授業を通して学生の学習成果の状況を査定し、PDCA サイクルに基づいて専門的・汎用的学習成果の向上を図ることを実践している。本学教員はシラバスに示した学習評価の方法により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ることの重要性を十分に認識している。学生に適正な学習成果を獲得させるための査定を行うと共に、分析結果をフィードバック情報として活用することにより、学生の学習成果の状況の把握と共に、一層の向上・充実を図っている。本学教員は学習成果の獲得状況を適切に把握している。

本学では授業終了時に学生による授業アンケートを実施し、集計結果を学内限定のウェブサイトで公表している。

各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行うとともに、岡山学院大学 FD 委員会において教員相互で評価し合い、評価の結果は次年度のシラバスに反映するようにしている。（備付-24）

本学ではひとりの教員では扱えない専門性の高い内容を集約した科目についてはオムニバス授業を行っている。オムニバス授業には 1 人の教員では扱えない広い内容を教えられる一方で、毎回の授業の関連性や授業全体の目的が曖昧になりやすいという短所もある。そのため、授業に関わる教員間での意思の疎通、協力、調整が必要となる。シラバスの作

成段階から、該当科目の履修により、修得させるべき資質能力及び全体の履修計画における位置づけがすべての担当者の共通理解のもとに明確化されるよう、最低でもシラバスを構成する段階とシラバスを確認し、お互いの授業内容を検討する段階で調整を行っている。特に複数の教員で1つの授業を同時に教える科目については授業毎に、学生の受講態度への対応の仕方について意見交換を行い授業内容の改善に繋げている。岡山学院大学FD委員会で「学生の学習成果の獲得に向けた相互による授業評価の実施について」の中で、連続性がある授業で意見交換を活発的に行うべきという意見があった。今後も岡山学院大学FD委員会で活発な意見交換を行う。

令和5年度オムニバスで行った授業

授業科目	学年	授業科目	学年
キャリアガイダンス	3年	フードコーディネーター	4年
アクティブラーニングⅠ	2年	食品品質管理論	3年
社会との接続Ⅱ	3・4年	総合演習	2年
栄養士基礎理解	1年	道徳・特別活動・総合的な学習の時間	3年
食物基礎科学	1年	教育の方法及び技術	3年
プレゼンテーション	2年	教職実践演習	4年

本学はSemester制を実施しているため、各教員は前・後期それぞれ15回目の授業で学生による授業アンケートを実施している。各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行うとともに、岡山学院大学FD委員会において教員相互で評価し合い、評価の結果は次年度のシラバスに反映される。

本学では各クラスにクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談全般に当たり、学生に対して授業の履修指導から学習支援・学生生活支援など入学から卒業に至るまでの指導を綿密に行っている。学生は日常の学習・進路等に不安が生じた時もまずクラスメンターに相談する。休退学にかかわる相談の際にはクラスメンターが調整し、本人・保護者または保証人・学年主任・クラスメンターで四者面談を実施して支援する。学則施行細則（提出-4）第6章・第7章において、欠席届はクラスメンター経由で学務課教務係に、忌引の場合はただちに学務課教務係に、休学・退学・復学等の願いは四者面談を経てクラスメンター経由で学長に提出することになっている。欠席届にはクラスメンターの印鑑をもらってから提出することになっているので、クラスメンターにとっても学生とコミュニケーションを図って指導するよい機会となっている。学生の履修登録票はクラスメンターが1枚ごとに点検し、取りまとめて学務課教務係に提出するので、クラスメンターは学生個人個人の学習状況を把握していなければならない。クラスメンターは学期ごとに履修簿通知表を管理台帳に記入し、学生個人個人の単位修得状況を綿密にチェックしている。学生便覧（提出-3）の「3. 科目履修要領」に、科目履修登録制として次の様に記している。

1. 履修登録は学期ごとに、前期初め（4月）に前期科目を、後期初め（9月）に後期科目を行う。
2. 学生は所属する学年・学科・クラスの授業時間割にある科目を授業開始日より第1週第1回目を受講し、科目のシラバスにより説明を受ける。
3. 第1週第1回目の授業に出席しないと、以後の履修に支障を来すので必ず出席すること。
4. 学生は第2週が終了するまでに科目履修登録票をクラスメンターに提出する。

- | |
|---|
| <p>5. クラスメンターは履修登録票確認の後、学務課教務係へ提出する。
6. 学務課教務係は、第3週でコンピュータ登録を行い、各学科の学生履修登録票を学科長に提出する。</p> |
|---|

学生の履修簿通知表は学務課教務係からクラスメンターに手渡され、学生個々人の学習状況を点検したうえ、学期ごとのオリエンテーションにおいてクラスメンターから学生に直接手渡されるので行き届いた学習指導ができる。新生生に対しては、入学式後のオリエンテーションにおいて、保護者も交えた場で履修および卒業に至るまでの重要事項について説明し、さらに翌日からのオリエンテーションにおいて前期履修科目に対する詳細な指導を行っている。また後期オリエンテーションにおいて履修科目に対する指導を行うと共に、個人面談を実施し、その際に履修簿通知表を使って個別指導を行っている。2年、3年、4年生に対しても、各期オリエンテーションにおいて同様の個別指導を実施している。このように教員は学生に対して履修から卒業に至る指導を直接かつ綿密に行っており、学生の学習成果の獲得に向けて責任を果している。(備付-38、39)

事務職員は、SD 会議で学習成果と三つの方針について共通の理解を図り、それぞれの所属部署において学習成果の獲得のための支援を行っている。事務職員は、本学の在学生および卒業生の就職状況なども食物栄養学科会議や SD 会議をとおして認識を深めているので学科の教育目標の達成状況を把握している。事務職員は、SD 会議で履修の方法や卒業要件など学則および学則施行細則を理解しているので学生に対して支援できる。

事務職員は学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。各学期末に行う単位認定会議終了後に認定された科目が入った履修簿及び単位修得並びに成績証明書を作成し学生一人一人出力しすべて保存している。また、履修簿及び単位修得並びに成績証明書作成に根拠となる採点表も学期ごとにすべて保存している。採点表は開講している科目の最終評価点が記載されているものであり、永久保存している。このように本学の事務教員は学習成果の獲得に向けて責任を果している。

図書館は、岡山学院大学及び岡山短期大学の学生が自由に利用している。図書館の通常開館時間は平日 9 時～17 時 30 分で令和 2 年度から授業期間中の延長開館は行わない。土曜日は 9 時～13 時 10 分開館を隔週で行っている。令和 5 年度の開館日数は 249 日（平日 227 日、土曜 22 日）である。入館者数は延べ 2,629 人であり、昨年度入館者数の延べ 3,773 人と比較すると入館者は 1,144 人減少している。令和 5 年度の平均利用者数は一日 10.55 人となる。年間を通じて、食物栄養学科の 3 年生と幼児教育学科 1 年生の利用が多かった。固定された学生による利用が目立つ。

令和 5 年度の貸出者数は延べ 441 人で、令和元年度の貸出者数の延べ 460 人と比較すると 19 人減とほぼ横ばいである。また貸出冊数は、1,177 冊で、令和 4 年度の貸出冊数は 997 冊なので 180 冊増加している。利用が多い学年は食物栄養学科 3 年生、幼児教育学科 1.2 年生とさらに教員である。一度に貸し出す冊数が今年度増えたようだ。食物栄養学科では、例年通り栄養学、医療関係職員の資格・任務、特殊栄養学の貸出が多かった。高槻教授、内田講師が図書館資料を活用した授業を行った。幼児教育学科でも、例年通り教育課程、初等教育の経営・管理・施設、遊戯・音楽・リズムの分野の貸出しが多い。両学科に共通して、就職活動に関する本の貸出しはたびたびある。

今年度のノートパソコンの利用者数は延べ 337 人で、昨年度のノートパソコンの利用者

数は延べ 409 人と比較すると減少している。利用の多い学年は、食物栄養学科 3 年生であった。昨年度、授業でエクセル栄養君を利用した食物栄養学科 3 年生が引き続き学年が上がって、実習前後の時期に利用していた。ノートパソコンの利用目的は、レポート等の文書・表作成ためが多かった。

学生は学内 LAN OWCNET へのイーサネット接続及び無線 LAN 接続が利用できる環境にあるので、個人所有の PC への接続をするように促している。

教職員は授業や学校運営に積極的にコンピュータを活用している。また、教職員は各自で教育課程および学生支援を充実させるためにコンピュータ利用技術の向上を図っている。

授業を行う学生数の適切な管理として、講義室、演習室及び実験・実習室の面積・規模等については適切に配置している。また、40 名以内を基準とした授業編成を行い(教授方法、施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合はこの限りではない)、講義は人数に対応した講義室を整備し適切に運営している。

令和 5 年度について、1 年生 12 人、2 年生 24 人、3 年生 24 人、4 年生 21 人と少人数であり、すべての学生に対して目が行き届く学習環境であるといえる。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<現状>

スマート OKAGAKU アクション「ベストスタートプログラム」を実施し入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。(備付-36)

令和 5 年度ベストスタートプログラムの内容は、①入学前楽習、②入学前サポート隊とワクワクミーティングで構成されており、学生の学習成果を焦点とした査定プログラムで PDCA サイクルを回している。

令和 6 年度入学予定者を対象に実施した入学前楽習の参加状況は以下の通りである。

令和 5 年度入学前楽習実施状況及び各回参加者数

日にち	時間	講座名	参加者数
2月17日(土)	9:30～ 10:30	大学で学ぶこと	6人
	10:45～ 12:00	学生生活に役立つ情報検索術	6人
2月24日(土)	10:00～ 12:00	挑戦！鍋炊きごはん 【出汁の種類・うま味の違い】	3人
	13:00～ 14:00	人体を知る！神秘的な生物の世界	3人
3月2日(土)	10:00～ 12:00	わんぱくサンドを作ろう！	3人
	13:00～ 14:00	入学前に化学の基礎を 固めておこう！！	3人
3月9日(土)	10:00～ 13:00	先輩と一緒にクッキング	3人
3月16日(土)	10:00～ 13:00	春色クッキーを作ろう	4人

入学前サポート隊とワクワクミーティングとは、下記の内容を案内資料に明記している。

4月から入学される皆さんと教職員である入学前サポート隊、在学生である入学前サポート協力隊がマンツーマンミーティングなどで学習や大学生活の不安解消、得意や不得意を発見するプログラムです。遠方で本学に来ることができない方は ZOOM ミーティングを使ってワクワクミーティングを行います。ワクワクミーティングの内容から、あなただけの入学前学習を実施することもできます。

ワクワクミーティングの実施状況は以下の通りである。

令和3年度：1名（鳥取県）

令和4年度：0名

令和5年度：0名

令和4年度に作成し配布した入学前のはじめの一步は、生物の基礎学習の冊子を配布し専門学習の準備をする内容となっているが、令和5年度は実施ができていない。

入学者に対するオリエンテーションは入学式後から約5日間の日程で実施している。まず入学式終了後、体育館で大学・短大合同の全体オリエンテーションを行い、その後、別会場に移動して大学のオリエンテーションを行う。全体オリエンテーションは保護者同席のもとに学長が大学教育について学生の学習成果と三つの方針を、またそれぞれの担当者が学生相談室、環境衛生、学友会、後援会会則、奨学金と傷害保険の説明を行う。大学のオリエンテーションもクラスメンターの紹介、生活指導、個人情報保護、履修注意、学生証（身分証明書）・在学証明書配付を行う。

入学式後からすぐにオリエンテーションを行う。令和5年度は、ロッカー利用説明、駐車場・駐輪場利用説明、奨学金説明、学生傷害保険説明、学割証説明、クラス写真撮影、教材費説明、各種資格取得についての説明、図書館利用に関する説明、学生便覧の詳細説明、校内情報機器利用等説明、学生個人台帳（備付-40）記入、生活指導、キャンパスツアー、シラバス配付、履修登録説明、教科書注文書説明、学生個人カルテ（大学）記入、教科書購入、学生生活に関する注意、履修登録・教科書に関する Q&A など学習支援と学生支援の両面から十分に行った。

また後期授業開始前にもオリエンテーションを行う。令和5年度は学生の学習成果（学長）、学習指導等の説明を行い、その後、履修簿渡し、履修指導記入をし、個人面談を行った。また、1年生前期の復習のために実力テストを実施した。

前期・後期の初めには各学年別にオリエンテーションを実施し、具体的な履修指導をしている。（備付-38, 39）

このオリエンテーションは、関係資料作成および履修登録に関する対応等を学務課教務系の職員の協力を得て、クラスメンターが中心となって実施している。

前期のオリエンテーションは、令和5年3月下旬に行った。その内容は、履修指導、個人カルテ修正、学生相談室説明、奨学金説明会〔新規申込者対象〕などの学習支援と学生生活支援であった。また後期のオリエンテーションは、9月上旬に行い、履修登録関係書類配付、履修指導、後期学科行事説明、就職状況調査、履修簿渡しを行った。以上のように、新たな学習への意欲を喚起するため、オリエンテーション・個人面談を組み合わせきめ細かな指導を行った。

本学が学生に対して学習成果の獲得を促すために発行している印刷物は学生便覧（提出-

3) である。学則・学則施行細則・授業科目履修要領・授業科目時間配当表・講義概要・「臨地実習」履修に関する規則・「栄養教育実習」履修に関する規則等が掲載されており、これらにより学生が履修科目の内容や履修状況を把握することが容易になり、学習成果の獲得に効果を上げている。

高等学校での化学・生物の履修不足から1年次の科目においても理解度に問題がみられ、苦手意識が認められる。この苦手意識を克服するために、前述のように入学前学習の受講を求めている。しかし、令和5年度の入学前のはじめの一步の準備学習は入学予定者に対し行っていない。また、1年次前期において食物基礎科学の授業を開講し、基礎化学、基礎生物学、調理学の理解度を高めるよう行っている。

授業等の質問に対する指導、実演・発表のための指導、実習準備が思わしくない学生に対する指導、実習における評価が低かった学生に対する指導などそれぞれの教員が、学習が困難な学生への指導、一定の水準に満たない学生への指導、実習関連等の指導を多様な方法で実施している。

期末試験で60点に満たない学生を対象に、その授業担当教員は、試験対策の補講を全学的に行っている。

本学ではキャンパスライフプログラムを実施し学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。キャンパスライフプログラムとは、学生をサポートする専任教員が、入学から卒業まで二人三脚体制で夢を実現するプログラムである。

各クラスにクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談を受ける役も担っている。学生が休学・退学など学習や進路等に不安を感じた場合、学生はクラスメンターに相談する。また、進退を決定する時は、保護者または保証人の同伴の上、クラスメンターおよび学年主任の四者面談を実施する。

欠席・忌引・休学・復学および退学については、「学生便覧」にも該当の届けまたは願いをクラスメンター経由で学務課教務係または学長に提出しなければならないことと記している。

本学に通信課程は設置していない。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っていなかったため、岡山学院大学FD委員会で進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学生支援を検討し令和5年度FD・SDワークショップで報告した。

本学は留学生の受け入れ及び留学生派遣は行っていない

本学では授業終了時に学生による授業アンケートを実施し、集計結果を学内限定のウェブサイトで公表している。各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行うとともに、岡山学院大学FD委員会において教員相互で評価し合い、評価の結果は次年度のシラバスに反映される。(備付-24)

本学科の編入学においては、3年次編入生がほとんどを占める。主に本学科の編入生は2年制短期大学の栄養士養成課程の卒業生であり、3年生クラスメンターが中心となり対応をしている。

編入学生の単位互換に関しては、編入生が編入元で取得した単位と本学科で取得できる単位をそれぞれの講義概要を照らし合わせ、教授会で審議し、単位を認定している。また、本学科への編入学が多い香川短期大学とは事前に講義概要を照らし合わせ、予め、単位互

換出来る科目を取り決めている。

編入学生の支援体制に関しては、編入学生の成績状況や資格取得状況を確認しながら 3 年生クラスメンターが入学時に面談を行い、学習の得手不得手を把握している。また、生活面での不安などを聴取し、対応している。そして、必要に応じて、食物栄養学科会議にて学科教員により共有している。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

<現状>

本学においては、学長のリーダーシップの下に、「事務組織」及び「各種委員会等」を組織し、その組織全体で学生の生活支援を組織的に実施している。本学の組織的な学生支援として、修学支援を始め、課外活動支援、学生生活支援、経済的支援、健康衛生管理支援を行っている。

修学支援としては、各学年にクラスメンターを配置し、学習指導を始め、学生生活全般について支援している。各学年クラスメンターは、学年全員の個人面談を前期・後期のオリエンテーションにおいて実施しており、友人関係や授業、クラブ活動などについて個々の様子を把握したり、抱えている悩みがあれば対応したりするようにしている。特に、メンタルケアやカウンセリングを要すると判断される学生については、本学に設置している学生相談室での相談を勧めていたが、学生による苦情から学長が学生相談室の設置を見直しクラスメンターが今後対応するようにして、令和 6 年 3 月で学生相談室を終了した。さらに、授業科目以外にも、学生の個々のニーズに応じて、就職に向けた強力な支援を行っている。

課外活動支援として、「令和 5 年度 学友会 クラブ・ミーティンググループ・顧問」を組織し、顧問を配置することによって整備している。

クラブ活動については、本学において 1 年生の前期の履修登録として単位を取得することを可能にするとともに、各顧問が責任をもって学生とともにクラブ活動の活性化を行い、学生が自ら活動できるように取り組んでいる。課外活動支援については、「学生生活を充実させ、人間形成に寄与するもの」という意義から、学園行事や学友会等を大学・短大を挙げて全面的に支援している。例えば、本学の教育目標を達成するための一助として学友会を設置しており、この学友会は全てのクラブ活動を統括し、入学生全員が会員となっており、健全で規律ある学生生活の発展に寄与している。学生が学生自身の自律的な活動を展開することにより、自己の能力を最大限に発展させていく効果を期待している。特に厚生部は、各クラス選出の評議員と学科教員から 1 人ずつ任命される顧問によって構成され、学生の意見を広く汲み上げる部門として貢献している。

次に大学行事として、4 月には新入生歓迎会、後期始めのオリエンテーション中に防災避難訓練および学年合同イベント、10 月には有城祭（大学祭）を実施しており、学科教職員及び大学全体の行事については短期大学教職員を合わせて全学で支援体制を整備している。

学生生活支援として、「学生食堂」を設置し、学生のキャンパス・アメニティについて配慮している。「学生ホール（学生食堂）」については下記のような取り組みを実施している。

①有線放送

食堂の営業前・営業中・営業後と放送内容を変えて音楽を流し、学生がリラックスして

学生ホールを活用できるように工夫している。

②花や掲示物

学生が使う机に花（造花）を置き、学生ホールが明るい雰囲気になるよう心がけている。また「食堂食育」等、学生の食育に役立つよう資料を掲示し、食育啓発を行っている。その他食堂に馴染んでもらいたいため、4月には食堂調理員の一覧を掲示し、食堂に興味を持ってもらえる工夫を凝らしている。さらに学生ホールに季節の壁面や掲示物、展示物を設置し、季節感を感じてもらおう工夫を行っている。

③清掃

学生が快適に学生ホールを使用できるよう、机や床の清掃等を行っている。

購買は、耐震化を図っていない第一学生ホールを封鎖し、令和4年度に購買を学生ホールに移動させたが、令和5年度について人材がみつかっておらず令和6年5月現在も稼働していない。また、速やかに人材を見つける必要がある。

令和4年度より椿寮1号館の老朽化により閉寮したため学生寮はない。学務課学生係で宿舎が必要な学生に支援を行っている。

通学については、無料通学バスの運行や駐輪場・駐車場（無料）を設置して通学のための便宜を十分に図っている。通学バス（無料）の運行は、平日の授業始業前2便、3限、4限、5限の授業終了後に1便ずつ運行している。駐車場を利用するためには、学務課学生係で申請が必要である。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金「給付奨学金」「第一種奨学金」「第二種奨学金」について年度始めのオリエンテーション時に学務課学生係が内容、書類作成、手続きまでの説明を行っている。また、本学独自の奨学金制度として、「岡山学院大学特別奨学生」や、在学中に授業料納付が困難になった学生について、成績・人物の審査での合格者を優待生として授業料の半額免除を実施する「岡山学院大学A種奨学生」を設けている他、アルバイト紹介などの業務を学務課学生係が行う等の経済的支援体制を整えている。また卒業時には返還に関する仕組み、手続きについて説明を行っている。その他外部機関の奨学生制度については、可能な範囲で対応している。

学生の健康管理の体制としては、学務課学生係が管理・運営している休養室を設置し、軽度不良に対して対応している。重篤な症状や急を要す症状が出た学生については近隣の医療機関に連絡を取り早急な対応を依頼している。また、平成30年度より緊急時のマニュアルを教職員に配布し、学内全体で意識共有の下、適切な対応を図っている。さらに、本学の校医は「一般財団法人倉敷成人病健診センター」の健診センター長であり、入学後の健康診断（身体測定、レントゲン撮影、内科検診など）の結果も当センターに依頼し、学生の実習等における健康診断書の発行も本学で行っている。生活指導部による学生の心身両面に亘る生活支援、環境衛生部による学内の清掃と美化など、学生の生活支援を組織的に行うと共に、教職員の組織も整備して適切に機能している。さらに、メンタルヘルスケアの体制として、「学生相談室」を設置し、カウンセラーが週2日常駐し、学生の個人的諸問題について相談に応じて援助を行っている。学生相談室については、学生の便宜を図るために、開室日時を調整している。利用可能な日時は年度・学期毎に掲示および本学公式ウェブサイトによって告知し、新年度のオリエンテーションで全学生に対してカウンセラーが利用方法を説明すると共に、学生便覧（提出-3）に詳述している。しかし、学生によ

る苦情から学長が学生相談室の設置を見直し、令和 6 年 3 月で学生相談室を終了した。今後はクラスメンターが学生相談を行う。

学生生活に関しては、新入生アンケート（備付-30）、学生生活アンケート（備付-31）、卒業時アンケート（備付-32）の実施により、学生の意見や要望の聴取に努めている。そして、学生生活に関する学生の意見や要望は、現在はクラスメンターを始めとして、全教員が学生と十分な「対話」をすることを心掛け、その対話の中から学生の声を把握するところが大きい。学生から得られた意見等は、学科教員全員で共有・検討した上で学長に報告し、その対応の指示を受けており、重要事項については学長が教授会に諮った上で対応を決定する。

また、事務部においては、関係の窓口で事務職員が学生から意見・要望等を得ることが可能となっており、早急に解決を要する場合は直接学長に報告し、学長の指示を得て解決する等、学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、大学全体で適切な対応を図っている。

現在、留学生は在籍していない。社会人学生の受け入れを行っており、詳細は募集要項に明記している。社会人学生に対しても入学手続きから卒業までの学習を支援する体制を整えている。なお、現在、社会人学生は在籍していない。

障がい者の受入れのための施設の整備については、エレベーター及び車いすを配置し、取り組んでいる。バリアフリーへの対応はエレベーターを設置し、できる限りの対応を図っている。また、障がいのある者が本学を受験しようとする場合は事前に相談するよう学生募集要項に明記してある。なお、現在、肢体不自由な学生は在籍していない。

本学は、全年齢を対象に、健康寿命延伸教室（備付-1, 2, 3, 4）を実施し、健康教育に取り組んでいる。学生の学習成果は「Society5.0 社会の現場に即応する管理栄養士」になることである。この目的を達成するためには、栄養診断・栄養指導・健康に配慮した食事の提供などを実践する機会を増やす必要がある。そのため、本学では平成 19 年度より倉敷市老人クラブ連合会と連携して、学内で「栄養指導」（栄養マネジメント）と「健康に配慮した食事の提供」（給食経営管理）を学生主動で運営している。令和 5 年度健康寿命延伸教室は前期 2 回、後期 2 回である。

令和 5 年度 「健康寿命延伸教室」（栄養マネジメント）

	令和 5 年度前期		令和 5 年度後期	
	5 月 28 日	7 月 9 日	10 月 22 日	11 月 26 日
名 称	第 51 回	第 19 回地域	第 52 回	第 20 回地域
対象者	高齢者	食栄 4 年生	高齢者 (9)	短大生 (7)

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

<現状>

本学では、キャリアコネクトプログラムを実施し、学生 1 人に対し 4 人の教員が徹底的にサポートをしている。管理栄養士（一般）チーム、管理栄養士（地方公務員・教職）チーム、食品会社・一般職チーム、進学チームの 4 つのチームを編成し就職市場の情報収集・発信、内定後、就職後のアフターフォローなど、キャリア形成のエンロールメントサポートを実施している。

学務課学生係の事務職員は、就職指導担当教員と常に進路情報を共有し、報告・連絡・相談を繰り返しながら学生が進路決定に至るまでの支援を行っている。

就職支援のための施設として、キャリア支援室を整備し、模擬面接指導や集団面接指導、履歴書作成の指導、実技試験対策の指導など、多角的に学生の就職支援を行っている。

就職のための資格取得について、卒業時に栄養士資格と食品の衛生管理に関する資格である食品衛生管理者および食品衛生監視員任用資格やフードスペシャリストの資格を取得して卒業するように細やかな支援を行っている。入学前は、オープンキャンパスやベストスタートプログラムで資格・免許を取得する意義・意味を詳しく説明している。入学以降は、オリエンテーションや各授業の第1回にシラバスを基に詳細に説明し、2回目以降も講義内容に絡めて説明することにより、資格・免許の取得に対する意識の強化を図っている。

例年、食物栄養学科の卒業時の就職状況について年明けの全体会議および年度始めの全体会議において報告するとともに、求人件数についても経年的な比較・分析を行って全学で情報を共有している。また、卒業時の就職状況について「業種別就職者数」、「就職実績一覧」を本学公式ウェブサイトで公表するとともに、これらの分析・検討結果を学生の就職支援に活用している。(備付-41, 42, 43)

進学に対する支援として、キャリアコネクトプログラムで編成している進学チーム担当教員を中心に支援を行っている。令和6年3月卒業生の進学者は0名である。

留学に対する支援は行っていない。しばらく学生からの希望が出ていないのが現状であり、令和6年3月卒業生においても希望はなく、実質的に支援は行っていない。

本学の就職支援を概括すると、キャリアコネクトプログラムを実施し、学生1人に対し4人の教員が徹底的にサポートをしている。管理栄養士(一般)チーム、管理栄養士(地方公務員・教職)チーム、食品会社・一般職チーム、進学チームの4つのチームを編成し就職市場の情報収集・発信、内定後、就職後のアフターフォローなど、キャリア形成のエンロールメントサポートを実施している。

キャリア支援室の就職指導担当教員は、学生と個別の面談を重ね対話をくり返すことにより、学生一人ひとりが思い描いている将来やその理想とする仕事を確認した上で、就職先に対する細かい要望や条件等を十分に把握した上で、各々の適性を見極めながら適した進路を選択できるように支援している。

本学科は、キャリア支援室を設置しているが、就職支援教員がキャリア支援室に常駐していない実情がある。そのため、専門職の求人票を4年生のホーム教室やA201教室前のホールに設置して、求人情報をすべて開示し、学生の希望に合致する求人情報の周知を徹底している。なお、キャリア支援室においては、学生からの要望があった際に、個人面接、集団面接及びグループディスカッションを行う際の会場として活用している。また、管理栄養士免許を使用する専門職以外の就職においても同様に就職支援が行えるよう定期的にハローワークの職員を招聘し、学生の就職支援をおこなっている。

令和5年度の就職状況は下記の表の通りであった。

表 令和5年度就職状況

卒業者数	就職希望者数	就職内定者数	専門職就職者数	一般職就職者数
19	18 (94.7%)	18 (100%)	10 (55.5%)	8 (44.4%)

令和 5 年度の就職希望者の就職内定率は 100%であった。また、管理栄養士・栄養士を活かしての専門職の就職率は 55.5%であった。求人票の確保のために学務課学生係の職員が学生の就職希望に合わせて求人票の送付依頼を毎年行っていることが評価される。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

令和 4 年度に準備学習として作成し配布した入学前のはじめの一步は、生物の基礎学習の冊子を配布し専門学習の準備をする内容となっているが、令和 5 年度は実施ができていない。実施が出来なかった要因は、岡山学院大学 FD 委員会内で情報共有を図ることが出来なかったことが一番の要因である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

今後は、岡山学院大学 FD 委員会で取り上げ準備学習に係る PDCA サイクルで実施し改善する。令和 4 年度に実施した基礎生物の準備学習の質的向上を図り、基礎化学の準備学習にも注力し実施する。

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回は日本高等教育評価機構で受審したため、その報告書に記述した改善計画及び実施状況を報告する。

2-1 の改善・向上方策(将来計画)

平成 29 年度学生募集から特別推薦選抜(指定校)により合格した者を対象として、入学手続き時納入金のうち入学金を半額免除する優待制度および入学金を全額免除する高大接続連携校優待生の制度を設けた結果、入学生の大半がこの入試区分となった。

これまでの入学者選抜では、入学定員を満たすことに力点をおいたため、基礎学力が十分でない学生でも受入れざるを得ず、入学者の学力が十分担保されてこなかった。

2-2 の改善・向上方策(将来計画)

開学以来、趣意、工夫をこらして現行の教育課程を編成してきたが、教育目的の達成度合いを測定・検証し、改善していくという PDCA サイクルが十分に機能しているとは言い難い。その主な理由は、その効果を測定する指標が確立していないことである。

人間生活学部食物栄養学科は、管理栄養士の養成施設として、平成 14 年度の開学から平成 28 年度末までに第 1 期生から第 12 期生まで計 12 回の卒業生を輩出してきた。過去 7 年度の管理栄養士国家試験の合格率をみると、本学の合格率は、平成 22 年度 75.8%(全国新卒合格率 81.4%)、平成 23 年度 62.1%(全国新卒合格率 91.6%)、平成 24 年度 31.6%(全国新卒合格率 82.7%)、平成 25 年度 91.3%(全国新卒合格率 91.2%)、平成 26 年度 96.0%(全

国新卒合格率 95.4%)、平成 27 年度 46.2% (全国新卒合格率 85.1%)、平成 28 年度 91.7% (全国新卒合格率 92.4%)と大幅な高低を繰り返してきた。また、管理栄養士国家試験を受験しない卒業生が少なからずいる。この未受験者のことも加味すると、管理栄養士国家試験の合格率をもって教育目的の達成度の指標とすることは不十分である。

国家試験未受験者には、学力が合格可能性の低い段階に止まっていたため、受験を辞退した学生が多い。このような学生の学力不足自体は、開学当初より指摘されたことであり、これまでも授業内容の工夫・改善、国家試験対策講座、学生へのきめ細かい個別指導など、多くの対応や対策を適宜実施してきた。しかし、管理栄養士国家試験の合格率の大きな高低が生じたことや、また管理栄養士国家試験の未受験者が少なくないことは、これまでの対応や対策が十分には反映されていないか、あるいは改善すべき点が残されていることを示している。

このような現状を打破するために、現行の教育課程、教育内容や教育方法、学生のニーズやレベルへの適合性などについて精査し、教育課程と教育方法の改善のための見直しが必要であると認識している。教育目標の達成度の検証と教育課程の改善に向けて、学生の教育目標到達度を測り、学士力を担保するために、評価方法の厳密化や卒業認定試験による留年制の導入なども視野に検討する必要がある。

2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修及び授業の支援については、平成 28 年度において留意点を満たしているので、平成 29 年度においてもこれまでの方針を継続する予定である。ただし、以下のいくつかの点で改善・向上方策が必要となっている。

成績不振による退学者、留年者を減少させるために、日々の学生生活の中で教職員が積極的に学生に声掛けを行う。そうすることで、問題の早期発見につなげ、問題が発生する前に未然に防ぐようにしていく。

管理栄養士養成課程として、目的意識を明確にした教育を徹底するとともに新しい教育体系を構築する必要がある。また、キャリア教育を積極的にすすめ、学科への適応度を高めなければならない。さらに、社会のニーズに即した教育を展開して、より実践的な管理栄養士養成教育を目指すとともに、学習成果の水準を向上させていく。

そのためにも「学生による授業評価アンケート」項目の内、「私はこの授業で学んだ内容をよく理解できた」及び「専門的な内容でも担当教員は分かりやすく説明した」の項目について各教員が重点的に取り組むようにする。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

2-1 の改善計画

入学者の学力が十分担保させるために、ベストスタートプログラムの充実を図った。入学前学習を実施し入学後のキャリアを明瞭にした。また、基礎生物の準備学習を用意して準備学習の結果を基礎生物学に反映させるなど工夫した。

2-2 の改善計画

食物栄養学科 FD 会議では、学生対応等の情報共有が多く岡山学院大学 FD 委員会の目的

岡山学院大学

を達成することが困難であったため、令和5年度から食物栄養学科FD会議を学科会議と岡山学院大学FD委員会に分け、岡山学院大学FD委員会の活性化を図った。その結果、今までの岡山学院大学FD委員会の議題がより具体的なものとなり、全教員で改善する取組になったため、良い方向に向かっていると考える。

2-3 の改善計画

日々の学生生活の中で教職員が積極的に声掛けを行っている。声掛けから問題の早期発見につなげている。

2-2 のとおり、岡山学院大学FD委員会の活性化を図り、ピアレビューで授業の改善を図っている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

3. 学生便覧 [令和 5 年度]

10. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD (ファカルティ・ディベロプメント) 委員会規程

11. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 SD (スタッフ・ディベロプメント) 委員会規程

備付資料

49. 専任教員の個人調書

50. 学校教育法施行規則第 172 条 2 教育研究活動等の状況についての情報の公表 (令和 5 年度)

51. 学校教育法施行規則第 172 条 2 教育研究活動等の状況についての情報の公表 (令和 4 年度)

52. 学校教育法施行規則第 172 条 2 教育研究活動等の状況についての情報の公表 (令和 3 年度)

53. 専任教員の年齢構成表

54. 外部研究資金の獲得状況一覧表

55. ウェブサイト「岡山学院大学・岡山短期大学 紀要第 46 号」

<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/03/46kiyo.pdf>

56. ウェブサイト「岡山学院大学・岡山短期大学 紀要第 45 号」

<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2022/03/45kiyo.pdf>

57. ウェブサイト「岡山学院大学・岡山短期大学 紀要第 44 号」

<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/12/44kiyo.pdf>

58. 岡山学院大学 FD 委員会議事録 (令和 5 年度)

59. 食物栄養学科 FD 会議議事録 (令和 5 年度)

60. 食物栄養学科 FD 会議議事録 (令和 4 年度)

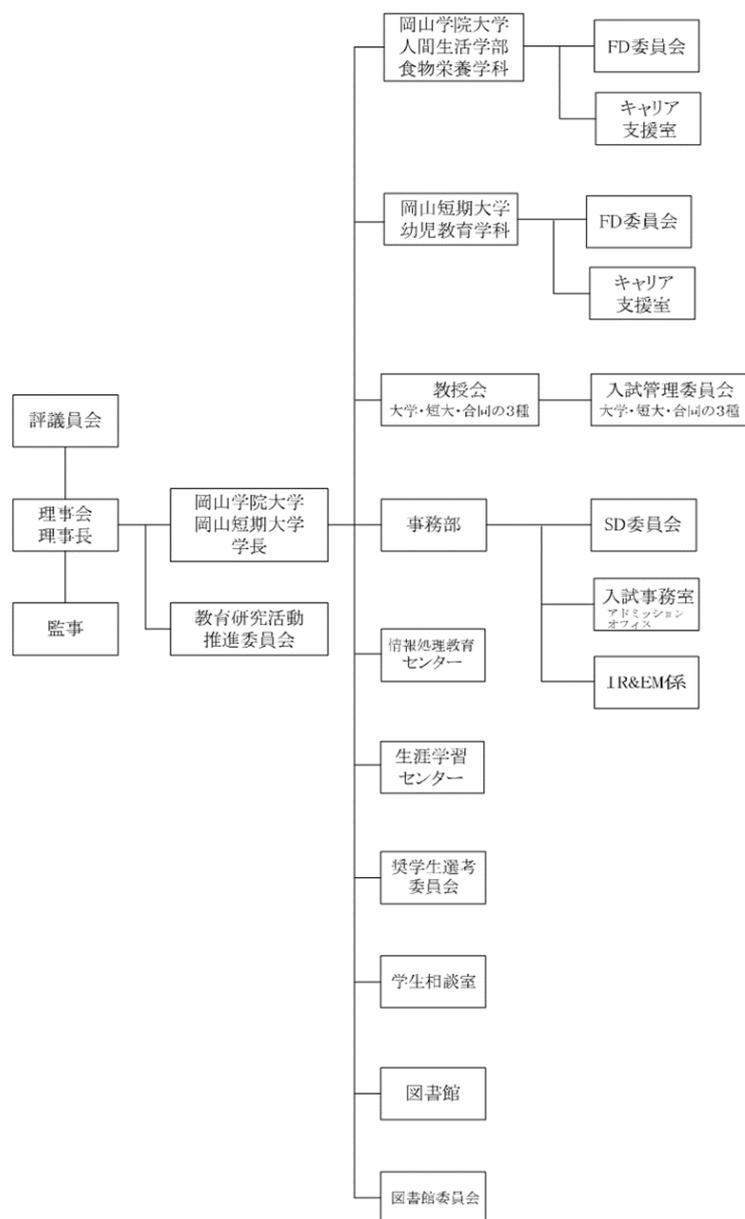
61. 食物栄養学科 FD 会議議事録 (令和 3 年度)

79. 経営改善計画 (令和 5 年度～令和 9 年度 (5 ヶ年))

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

＜現状＞

令和 5 年度の教育研究上の教員組織は、以下のとおり編成した。(備付-50) 本学の教員組織は小規模であるが建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」に基づく使命・目的を実現するための組織として十分である。



教員組織の概要 ((人) 令和5年5月1日現在)

学科等名	専任教員数					大学設置基準に定める教員数		非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	[イ]	[ロ]		
食物栄養学科	7	3	7	1	18	(8)	—	15	
(小計)	7	3	7	1	18	(8)	—	15	
[ロ]	—	—	—	—	—	—	(6)		
(合計)	7	3	7	1	18	(8)	(6)	15	

男女の構成は次表の通りである。

専任教員の男女構成 ((人) 令和5年5月1日現在)

	教授	准教授	講師	助教	計
男	5	2	3	0	10
女	2	1	4	1	8
計	7	3	7	1	18

年齢の構成は次表の通りである。定年を越えた教員が 5 人いるが教育課程編成・実施の方針に照らして授業を担当する教員の教育研究業績が適任である教員を配置する方針で教授会に諮った上で学長が決定しているので問題はない。

専任教員の年齢（令和 5 年度）

職名	学位等	教育分野	年齢
教授	工学修士	情報処理	73
教授	農学博士	食品学	72
教授	理学博士	分子遺伝学	77
教授	博士（医学）・修士（学術）	公衆衛生学	59
教授	医師・博士（医学）	医学・病理学	58
教授	医学博士・薬剤師	微生物学	71
教授	管理栄養士・準学士	公衆栄養学	64
准教授	管理栄養士・学士	給食経営管理論	65
准教授	農学修士	食品加工	57
准教授	修士（経営学）	情報処理	38
講師	管理栄養士・学士（家政学）	栄養教育論	52
講師	管理栄養士・学士（栄養学）	栄養学・教職課程	46
講師	管理栄養士・修士（臨床栄養学）	臨床栄養学	37
講師	修士（農学）・博士（理学）	応用栄養学	45
講師	修士（理学）・博士（理学）	情報処理	37
講師	管理栄養士・博士（健康科学）	調理学	33
講師	修士（教育学）	教育学	38
助教	薬剤師・学士（薬学）	生化学	35

定年年齢を迎えた教員は年度末をもって退職することになるが、就業規則上、理事長が特に必要と認めたときは、引続き 1 年毎に特別専任教員として再雇用することができるようになっている。この場合の定年年齢は理事長が特にその継続留任を更に必要と認める場合以外は 70 歳となっている。特別専任教員は就業規則において常時勤務する専任の教育職員に対する特別専任就業規則で別に就業が規定されており、その規定では本学の退職者以外の者では、他大学及びそれに準ずる機関を定年退職し、本人及び当学園の都合により週当りの出勤日に制限がある本学教育に専任できる者や特殊な専攻分野について本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、本人及び当学園の都合により週当りの出勤日に制限がある本学教育に専任できる者が採用される。この場合の「本学教育に専任できる」とは、本学より指定した会議や行事等に参加することが含まれ、教授にあっては教授会の定員に含まれる。退職後の延長は特別な場合を除いて 70 歳までなので、平均年齢の高い教授の中で定年に近い教員の交代教員の確保の検討をしなければならない。

上記のとおり本学の専任教員は、令和 5 年 5 月 1 日現在教授 7 人、准教授 3 人、講師 7 人、助教 1 人の計 18 人である。大学設置基準に定める教員数 14 人を超え、更に教員数 14 人の 5 割が教授でなければならない数 7 人に対して教授数は 7 人で充足している。

本学は、学校教育法施行規則第 172 条 2 に基づき本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の状況についての情報を公表している。（その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を詳しく示しており、全ての専任教員の職位が大学設置基準第七章の規定に合致していることが明らかである。本学の専任教員の職位は真正な学位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は大学設置基準の規定を充足している

専任教員と非常勤教員は、学生の学習成果を獲得させるための令和 5 年度の教育課程編

成・実施の方針に基づいて適任である教員を配置している。

専任教員数と非常勤教員数

令和5年5月1日現在	男	女	計
学長	1		1
副学長	1		1
専任	8	8	16
非常勤	6	9	15
計	18	17	35

令和5年度非常勤教員の職位・性別・担当授業科目

教授	男	教養・教職
教授	男	教養・教職
教授	女	教職・教養
教授	男	教養
教授	女	教職
教授	男	教養・食物
教授	女	食物
教授	女	食物
講師	女	教養
講師	女	食物
講師	女	教養(臨床心理)
講師	女	英語
講師	男	教職
講師	男	教養
講師	女	司書

令和5年度非常勤教員の職位構成

学 科	教授	准教授	講師	助教	計
食物栄養学科	8	0	7	0	15

非常勤教員の男女構成 ((人) 令和5年5月1日現在)

	教授	准教授	講師	助教	計
男	4	0	2	0	6
女	4	0	5	0	9
計	8	0	7	0	15

非常勤教員は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準の規定を遵守している。

また管理栄養士学校指定規則の指定の基準の第2条の中の、第2号「別表第一専門基礎分野の項に掲げる教育内容を担当する教員（助手を除く。以下この項において同じ。）については、三人以上が専任であり、そのうち一人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者であること。」、第3号「基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。」、第4号「専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は別表第一専門分野の項に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士であること。」、第5号「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち

を担当する専任の教員のうち一人以上は、医師であること。」、第 6 号「栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。」を遵守している。

補助教員を配置していない。

教育職員の採用は、理事会で審議したうえで、理事長が採否を決定し、教授会の資格審査を経て辞令を交付する。教授会の行う教員の資格審査は、大学設置基準に掲げられる基準に準ずるものである。

教育職員就任後、教授、准教授、講師等の資格昇任についても、理事会の議を経て理事長がこれを決定するが、教授会において資格審査を諮ったのち辞令交付する。昇任の判断基準は主として教育研究業績と教育的能力に力点があるが、教育的能力とは学生に対する教育実践の能力及び大学全体の学習支援体制（事務組織及び教員組織が協調する協同体制）における貢献力であると教職員選考規程に明記してある。研究業績の不足により長期に亘り昇任できない場合は、規程の上では各資格の定年制を適用し解職するものとなっている。現在のところこれによる解職の事例はない。

教員の採用・昇任に関する規程として、前述の教職員選考規程および任期付専任教員の任用に関する規程を整備しており、これら規程に基づいて教員の採用・昇任の具体的な手続きを適切に実施している。

【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

<現状>

専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。尚、特別専任教員を除いた専任教員は研究日を取得するために 2 年間で 1 つの研究業績を求められているので対象となる全教員が研究日を取得していることからそれらの研究活動は進んでいる。

【令和 5 年度専任教員研究活動実績】

職名	学位等	教育分野	著作数	論文数	学会等 発表数	国際会議 出席の有無	その他
教授	工学修士	情報処理					
教授	農学博士	食品学					
教授	理学博士	分子遺伝学					
教授	博士（医学）・修士（学術）	健康管理論					
教授	医師・博士（医学）	医学・病理学					
教授	医学博士・薬剤師	微生物学			2		
教授	管理栄養士・准学士	公衆栄養学					
准教授	管理栄養士・学士	給食経営管理論			2		
准教授	農学修士	食品加工					
准教授	修士（経営学）	情報処理					
講師	管理栄養士・学士（家政学）	栄養教育論			2		
講師	管理栄養士・学士（栄養学）	栄養学・教職課程					

講師	管理栄養士・修士（臨床栄養学）	臨床栄養学			1		
講師	修士（農学）・博士（理学）	応用栄養学		4			
講師	修士（理学）・博士（理学）	情報処理		2	1		
講師	管理栄養士・博士（健康科学）	調理学					
講師	修士（教育学）	教育学					
助教	薬剤師・学士（薬学）	生化学					

（令和5年2月1日～令和6年1月31日）

本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の情報の公開を行っており、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績などを示している。それによって、各教員がどのような分野における専門的研究を推進しているのかが容易に分かる。

専任教員は科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

令和5年度外部研究費の獲得

令和5年度学術研究助成事業助成金

研究代表者

- ・研究種目：基盤研究(C)／令和4年度～令和6年度
- ・研究課題名：「動物園等が配信する動画を含むコンテンツをバリアフリー化する障害児支援教材の開発」
- ・研究代表者：山口雪子
- ・研究分担者：松本朱実（社会構想大学院大学）
- ・交付決定額（3年総計）：4,160,000円【直接経費：3,200,000円、間接経費：960,000円】
- ・令和4年度：1,560,000円【直接経費：120万円、間接経費：36万円】
- ・令和5年度：1,430,000円【直接経費：110万円、間接経費：33万円】

研究分担者

- ・研究種目：基盤研究(C)／令和4年度～令和7年度
 - ・研究課題名：「腸内細菌叢の改善による反復性膀胱炎の新たな予防法と治療法の開発」
 - ・研究代表者：石井亜矢乃（岡山大学）
 - ・研究分担者：狩山玲子
 - ・令和4年度：65,000円【直接経費：5万円、間接経費：1万5千円】
 - ・令和5年度：104,000円【直接経費：8万円、間接経費：2万4千円】
-
- ・研究種目：基盤研究(C)／令和5年度～令和7年度
 - ・研究課題名：「生物学的半減期増長ビタミンD誘導体合成と疾患モデル動物でのホルモン様作用増強解析」
 - ・研究代表者：橘高敦史（帝京大学）
 - ・研究分担者：岡田只士
 - ・令和5年度：195,000円【直接経費：15万円、間接経費：4万5千円】

令和5年度外部資金の獲得

令和5年度岡山県補助金

- ・ 令和 5 年度地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業補助金
- ・ 研究代表者：平野聡
- ・ 補助金額：272,000 円
- ・ おかやま子育てカレッジ地域貢献事業費補助金
- ・ 補助金額：97,000 円

特別専任教員を除いた専任教員には、「学校法人原田学園教員の研究費に関する規程」に基づき支給している研究費がある。研究費の内訳は、「教員研究費」「教員研究旅費」「共同研究費」「海外研修旅費」となっている。

教員研究費は、教員の研究範囲内で自由に使える研究図書購入費として年間 15 万円用意してある。使用に当っては、研究図書購入願い（累積加算方式）に書名、著者、発行所、価格、ISBN 等の必要事項を記入の上、図書館に提出する。図書館は、未所有かどうかチェックし、所有であれば教員に対してその旨連絡する。図書館の未所有の図書及び所有の図書であっても教員が常時研究室に保管するために必要である場合は、研究図書購入費の残高をチェックした後、図書館は速やかに発注し、納品、図書館登録の後、教員研究室に配架する。

教員研究旅費は、教員の研究の範囲内で自由に使い、年間 15 万円用意してある。使用の仕方は、学長宛てに学会及び研究会等の次第を添付した研修願を提出し、研修の許可が下りれば「交通費、会費（謝費を含む）、雑費」が経理課から支給される。経理課は 15 万円の残高を常に把握してある。学長の許可を要すことは、学校行事及び学生の教育指導を放棄した自己研究優先の研修を防止するためである。

教員研究費（研究図書購入費）及び教員研究旅費の流用は、どちらかの一方が既定額を超えて経費が必要になった場合、経理課に流用を願い出ることになる。研究図書購入費を流用する場合は、流用後の予算残高を図書館に経理課が知らせる。

共同研究費は、FD のために必要な研究費、研修費及び研修旅費として使用できる。共同研究費の使用に当たり、各学科が FD を行うに必要な研修を企画し、それにかかる経費を算出し、学長に願い出る。学長は願いにより決裁する。「学校法人原田学園教員の研究費に関する規程」の中には、海外研修旅費に関する規程がある。

海外研修旅費は、教員が、外国の政府、大学、研究機関等において研修するために現地に渡航する旅費で、年間 200 万円を用意してある。海外研修は、学生の教育指導に供する教育水準の確保を図るため、学長、教授、准教授、講師及び助教の職にある専任教員が、自らの学術専攻分野に関する事項の調査・研究、指導又は研修等を海外で行うものであり、海外研修を希望する者は、海外研修願を学長に提出する。海外研修願により学長が重要と認めたものは、海外研修旅費として、渡航の費用及び参加費の一部を上限 50 万円まで支給し、年間 200 万円の予算の範囲で願出の受付を打ち切る。海外研修旅費は、予め研修プログラム等に含まれている旅費以外は、経理課の旅費査定により決定される。海外研修により欠勤となる授業は、研修前または帰国後速やかに補講をする。海外研修の成果は、帰国後 3 か月以内に学内で教員及び学生に対して研究発表をする。同一の学術専攻分野の複数の教員が、同一の海外研修を申し出た場合は、学長の決裁により一人のみとする。なお、令和 5 年度において海外研修費を希望した者はいない。

その他、

公的研究費の適正な運営・管理について

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則

岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画

岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル

岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する 研究倫理審査委員会規則を定めている。これらにより、専任教員の研究活動に関する規程は十分に整備されていると考える。

岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する 研究倫理審査委員会規則により研究倫理の推進を図っている。

本学は岡山短期大学と合同の紀要を年 1 回発行し、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。紀要は本学公式ウェブサイトにも載せ、一般に公開している。紀要に関して「岡山学院大学・岡山短期大学紀要投稿執筆規程」を定め、編集は本学専任教員が当たっている。(備付-55, 56, 57)

本学は、全ての専任教員に研究室（個室）を整備しており、研究を行うのに十分なスペースが確保できている。なお、学生が訪問する際に分かりやすいよう研究室ドアに教員名を表示している。また、学生便覧（提出-3）にも全ての研究室の位置を示している。

専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の業務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。そのような中、「学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則」により、就業規則第 8 条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している。専任教員は、前後期開始前に学長に、「自宅研究日承認願」を提出する。授業や他の業務に支障を来さない曜日を希望することは当然のことであるが、研究日承認には、「行事その他本学教育上の理由により出勤を要する場合は、指示の如何を問わず出勤」すること、「過去 2 年間の研究業績の内最新のものを」提出することが条件となっている。教員の自己都合優先を戒め、研究活動を奨励しているのである。この制度は研究活動推進に大きな役割を果たしており、今後も継続する。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等の制度は有していない。

本学は、大学の教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、全学を挙げて FD 活動に取り組んでいる。FD 活動に関する規程として、岡山学院大学岡山短期大学 FD（ファカルティ・ディベロプメント）委員会規程（提出-10）を明確に定めており、学科単位で FD 委員会を構成し、FD 活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。FD 委員会は、本学の方針や学生の現状に鑑み、それぞれ取り組むテーマを決め、岡山学院大学 FD 委員会の際に議題の一つとして時間を設けて討議し、その結果を FD 委員会実施報告書としてまとめる。

岡山学院大学

その後、意見交換及び討論を行うことで、全学レベルで知識の共有化を図っている。

令和5年度は、12月に令和5年度FD・SDワークショップを実施した。各学科および事務部からのSDの詳細な報告とそれに対する質疑応答・討議を行った。

専任教員は授業を行う以外に学生の学習成果を向上させるために次の表に示す業務を分掌している。

令和5年度 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科事務分掌等

人間生活学部食物栄養学科
教職課程
学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制(IR&EMとの連携)
数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度 申請
健康寿命延伸教室
大学間連携
私立大学等改革総合支援事業(特別補助)
アドミッション・オフィス
学生確保推進委員会
入学前サポート隊
入学前楽習
入学前の準備学習
新入生歓迎行事
自己点検・評価
教職課程自己点検・評価
教職課程運営委員会
大学・短期大学基準協会登録評価員
R5年度栄養士養成施設協議会幹事校
栄養士基礎理解
キャリア支援室
キャンパスライフ・マネジメント計画作成指導
キャリアコネクトプログラム
学生生活支援
環境衛生部
シラバス
卒業アルバム
紀要
学友会(都田)
学外実習
教職実践演習
オープンキャンパス等
省エネルギー
食品衛生資格
行事記録
フードスペシャリスト
1学年クラスメンター
2学年クラスメンター
3学年クラスメンター
4学年クラスメンター
管理栄養士国家試験対策指導
管理栄養士国家試験模試
大学コンソーシアム
全学清掃活動

私立大学教育研究活性化設備整備事業

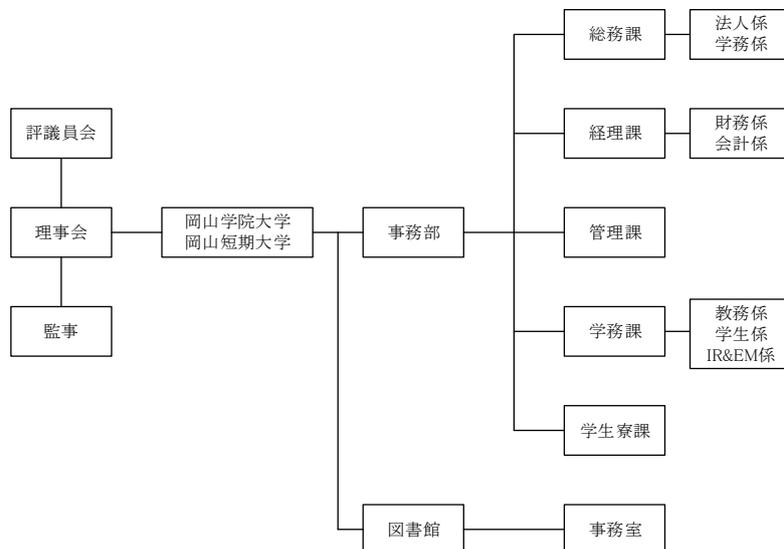
事業推進代表者
情報公表 Web サイト
情報公表 学会発表・紀要
事業推進責任者（事業の実施調整・取りまとめ）
申請文書および報告書の取りまとめ
倉敷市老人クラブ連合会との折衝
栄養長寿教室の計画と運営
学生指導（資料作成、機器操作、指導・発表）
備品管理（情報端末）
備品管理（情報端末以外）
訪問栄養指導への利用計画と実施
授業での備品の活用
ループリックの作成

分掌業務	連携内容
就職指導	担当教員は学生係が受信した求人票を受け取り就職希望者に案内をする。また、履歴書貼り付け用の写真も教務助手が有料でスピーディーに作成し、就職へ向けての連携を図っている。
生活指導	学生の挨拶の励行など全教員と事務職員が連携して実践している。
環境衛生部	担当教員は経理課および外部清掃事業者と連携を図っている。
紀要	紀要を担当する教員は紀要の外部発送を図書館と連携している。
卒業アルバム	担当教員は学務課から卒業見込み者のリストを得て、経理課および外部写真館と連携して卒業アルバムの作成を行っている。
シラバス	毎入学年度の授業科目のシラバスを担当教員がカリキュラム順にデータファイルとして整理し、学生配付用のCDに焼き付ける。
学友会	教員は、クラブ顧問として活動を支援し、経理課および学務課は会計及び備品の管理を学友会の役員と連携している。また大学祭は、全教職員と学生が協同で開催している。
オープンキャンパス	学長の指示により全教職員が連携して実施する。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

＜現状＞

事務組織（学校法人原田学園事務組織規程）は、大学及び短大共通の事務部として総務課（法人係・学務係）、経理課（財務係・会計係）、管理課、学務課（学生係、教務係、IR&M 係）、学生寮課及び図書館を配置している。図書館は、組織図では一般的に示されている事務部の外に配置しているが事務組織規程では事務部に含まれている。



事務部の統治は、学長の下に、副学長及び事務部長代理を置き、事務部を統括している。このほか事務組織規程には規定していないが組織を横断して学生募集に取り組む入試事務室、学生の課外活動および生活を支援する体育館事務室、学生ホール・食堂を置いている。

大学全体のバランスを鑑みて、教員の兼務者も含んで事務職員の適切な人員確保と配置を行っている。教育研究活動に支障をきたさない範囲において、派遣職員の活用も行っている。外部委託が可能な警備業務と清掃業務は外部委託を実施し、業務の効率化を図っている。教務関連事務と学生生活関連事務との連携を強化するため、教務課と学生課を学務課として統一し、その下に教務係と学生係を配置しているので、事務職員の情報・意識の共有化や事務作業の効率化につながっている。

令和5年度事務組織

	部	課	課 長	課 員	
学長	副学長・作永部長代理	総務課	副学長（兼）・黒明（係長）	黒明・藤原【派遣】	
		経理課	財務	作永（兼）	作永
			会計		作永・石原【派遣】
		管理課	藤原（課長）		
		学務課	/	川口（係長） 横井（係長） 西澤（係長）	教務/学生 川口・横井・西澤・岡部・三宅・吉田・長谷川・宮下・橋本【派遣】
					I R & E M 担当 川口（係長）・植田（兼）
					食物教務助手＝岡部・三宅・吉田・長谷川・宮下 幼教科教務助手＝橋本
		入試事務室	作永（兼）		教務/学生・会計その他関係部署課員
		図書館（清友）			植田
		学生ホール・食堂（高槻）			大橋他食物教務助手1名
	購買	経理課担当		〇〇【派遣】	
	体育館	藤原（兼）		放送室 西澤（兼）	
	学長	生涯学習センター（尾崎）			[庶務は総務課]
		入試広報（学長）	副学長		全教職員
情報処理教育センター（副学長）		小松			
学生相談室（内田）				カウンセラー：福田	

事務職員が必要とする専門的な職能としては、法令遵守の観点から、本学の教務助手 5 人も兼務するために管理栄養士の免許があげられ、その必要人数は 3 人であるが 5 人すべてが管理栄養士である。教務助手は学務課教務係の事務職員である。また、図書館の事務職員として必要な職能は司書であり、司書の事務職員が 1 人いる。その他の事務職員は専門的な職能を法的に求められるものではないが、文部科学省や厚生労働省の関係法令に関する届け出や諸手続きを滞りなく業務執行することができ、更に学生の学習成果の向上のためのコミュニケーション能力も十分である。このことは学生に対するワンストップサー

ビスの向上にも繋がっている。

SD 委員会は、目的の一つに個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項があり、委員会において、本学の管理運営に係る法令、本学の学則、学生の学習成果、三つの方針、アセスメント・ポリシーなどについて事務職員と共有することで職能を適正に発揮できるよう努めている。

事務に関する規程は、事務を司るものだけではなく、業務に関係するものも含めて規程として整備してある。

事務部署に配置しているパソコンは次の表の通りで文書処理、情報処理、ネット利用に対応させている。

その他、印刷機やコピー機など必要な部署に整備してある。

事務部署	Windows PC
学務課	10
図書館事務	3 オフコン1
総務課	4
経理課	5
幼教実習事務室	1
体育館事務室	1

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定めている。

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定めている。

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。直近の教員と学生の避難訓練は令和 5 年 9 月に実施した。救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器 (AED) を学内に設置し教職員を対象として使用方法についての講習を平成 29 年に実施した。近年、講習は実施していないため、令和 6 年度に実施する方向で進める。

本学では校門前の横断歩道の安全確保のために警備を外部の専門業者に委託し、警備員による学生誘導などの安全の確保に努めている。また、学内の防犯は特に警備員等を配置していないが学外の者には必ず貸与した入構許可証を提示させ、不審者の侵入防止に努めている。

情報セキュリティは、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めている。

その他、本学の事務部は、事務組織規程に規定する日常的事務処理の他に、以下の学校の安全対策の役割を担っている。

総務課は、研究活動の不正行為防止に関する取扱規程に従い、教員の研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務処理の役割を担っている。また、公益通報者保

護規程に従い、教職員等からの法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、法人の健全な経営、教育研究体制の維持発展のための窓口の役割を担っている。

経理課は、公的研究費補助金取扱いに関する規程に従い、教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金の、手続等の取扱いの適正な運営・管理を行っている。また、教員の研究費に関する規程に従い、教員研究費、教員研究旅費、共同研究費、海外研修旅費等の予算の管理、教育研究施設の維持管理等を行っている。更に、受託研究取扱規程に従い、学外から調査研究等を委託された場合の契約、施設管理、会計処理等それぞれ教員の教育研究を支援している。

学務課は、学籍の管理、時間割、教室割、成績管理、非常勤講師との連絡等通常の教育研究支援業務の他に情報セキュリティポリシーに従って、緊急時の連絡など、総括的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する役割を担っている。

図書館は、教員の研究費に関する規程に従い、研究図書購入について教員の教育研究の支援をしている。

管理課は、授業科目「クラブ活動の活性化」を円滑に実施させるため、体育館の安全な運用に努めている。以上、防災、防犯及び情報管理等必要とされる基本的な危機管理体制は概ね整備し、適切に機能している。

岡山学院大学岡山短期大学SD（スタッフ・ディベロプメント）委員会規程（提出-11）を整備しSDの目的、組織、取組、運営及びワークショップの実施について明確にしている。

目的は、岡山学院大学及び岡山短期大学を構成する専任事務職員の全員を対象とし、事務部署が行うべき業務を、学園経営、管理運営、学習支援及び学生生活支援等の多方面からの協働において円滑に遂行するために、個人の業務改善と能力開発および組織間の連携を推進することである。その組織は、岡山学院大学及び岡山短期大学を構成する専任事務職員の全員でもってSD委員会を組織し、委員長及び副委員長は学長が任命することになっているが、事務部長代理が委員長となって推進した。

SD委員会は、SDの目的に従うと共に時代の変化に対応できるよう事務職員の資質、専門的能力の向上を図るために、(1)学習支援及び学生生活支援のための基本方針と実施体制に関する事項、(2)個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項、(3)業務改善のための学生アンケートの実施と結果分析、担当部署へのフィードバックに関する事項、(4)部署単位での業務改善目標の設定と結果の分析に関する事項に取り組む。

SD委員会は1 Semesterで最低1回開催する。取組の結果について、毎年度12月に実施するワークショップ形式で、教職員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の事務部署の在り方を全学で共有する。

令和5年度SD委員会の実施及び課題の一覧を示すと次のとおりである。

《令和5年度SD会議》

	実施日	実施時間	議題
①	4月26日(水)	15:30-16:55	・諸連絡 ・入試広報に関するデータ・情報収集等について
②	5月24日(水)	15:30-16:50	・諸連絡 ・入試広報活動の実績確認について
③	6月21日(水)	15:30-16:47	・諸連絡 ・入試広報用DMについて
④	7月19日(水)	15:30-17:00	・諸連絡 ・7/21(金)夏祭りについて
⑤	8月24日(木)	15:30-16:40	・諸連絡 ・令和5年度新入生アンケートについて
⑥	9月20日(水)	15:30-16:45	・諸連絡 ・令和5年度FD・SDワークショップについて
⑦	10月27日(金)	15:30-17:10	・諸連絡 ・事務部の業務改善にかかる教職協働について
⑧	11月29日(水)	15:30-16:50	・諸連絡 ・令和5年度学生生活アンケートについて ・オープンキャンパス実施結果について
⑨	12月13日(水)	15:30-16:40	・諸連絡 ・FD・SDワークショップについて

SD委員会で審議する議題は、日常的な業務の向上充実に繋がっている。

学生の学習成果を焦点にして評価と改善について審議し、課題を改善するために他部署との連携を確認している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

＜現状＞

教職員の就業に関する諸規程を以下の通り整備している。

学校法人原田学園教職員選考規程
学校法人原田学園就業規則
学校法人原田学園サービスハンドブック
学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程
学校法人原田学園特別専任教員就業規則
学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
学校法人原田学園給与規程
学校法人原田学園退職手当支給規程
学校法人原田学園防災管理規程
学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学FD委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学SD委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程
岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
岡山学院大学岡山短期大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する細則
学校法人原田学園教職員兼職規則
学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則
学校法人原田学園組織倫理規則
学校法人原田学園危機管理規則

本学では平成 20 年度から経営改善計画を実施しており、現在 4 期目の経営改善計画（令和 5 年度～令和 9 年度（5 ヶ年））（備付-79）を実施している。その中で、本学の基本的考えを定めて全学的に計画を実施してきたので、教職員には学校法人原田学園組織倫理規則として再度の周知を図った。

また、人的資源の組織倫理においては、本学が、社会に対する説明責任を果たすためには、教職員が常に服務規律等を遵守し、誠実かつ公正な姿勢を保持することが不可欠であり、特に社会や受験生からの学校の評価は、いかに魅力ある教育を提供できるかにかかる部分が多く、教職員の事務処理の円滑化及び教育研究内容の向上・充実を図らなければ志願者の増加は望めない。教職員として最低限認識しておくべき服務に関する事項として、学園就業規則の教職員の勤務についての詳細、降任及び解雇の詳細及び懲戒の詳細を示し、教職員の勤務の質保証を図ると同時に、これに違反した者には始末書の提出を求め、譴責するとともにその軽重の判定により懲戒に処することを明確にした服務ハンドブックを制定している。

教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則により、就業規則第 8 条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している。

職員の採用の方針は、本学が 4 週 6 休制の就業体制を取っていることから隔週で土曜日休日が取得できるよう職員を配置する方針で採用している。また、この採用には派遣職員も含んでいる。また、昇任及び異動は、経験年数及び職責の向上など実務上の実績が重要であり、理事会において毎年度の専任事務職員の人事案において人事院の昇給にかかる経験年数などを勘案して審議し決定する。その他、職員の急な退職に伴う異動は理事長が執行した後理事会に報告することになっている。

本学の職員の採用は、就業規則及び教職員選考規程に規定している。就業規則において、採用は、第 30 条に、職員を採用するに当っては、選考試験及び身体検査を行うこととし、選考時及び採用を決定した場合の提出書類も、第 31 条に規定している。また、試用期間として、第 32 条に、新たに採用した職員については、採用の日から 1 ケ年間を試用期間とし、試用期間中、又は試用期間満了の際、引き続き就業させることを不相当と認めるときは、解雇することができるとしている。

昇任については、第 33 条に、別に定めるとしており、前述の採用を含めて教職員選考規程に規定している。異動については、第 34 条に教職員は勤務の配置転換又は職務の変更を命じられたときは、速やかに事務引き継ぎを行い、新任部署につかなければならないと規定している。

専任の職員の採用選考は理事会で行う。俸給の決定並びにその後の昇給は、別に定める学園給与規程によって行う。職員の昇任は、勤務実績を勘案し、総合的な能力の評価により理事会の議を経て理事長が決定する。

派遣職員、パート、アルバイトは、理事長が採用を決定する。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置し教職員を対象として使用方法についての講習を平成 29 年に実施した。近年、講習は実施していないため、令

岡山学院大学

和6年度に実施する方向で進める。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

備付資料

65. 校地、校舎に関する図面

66. 図書館の概要及び図面

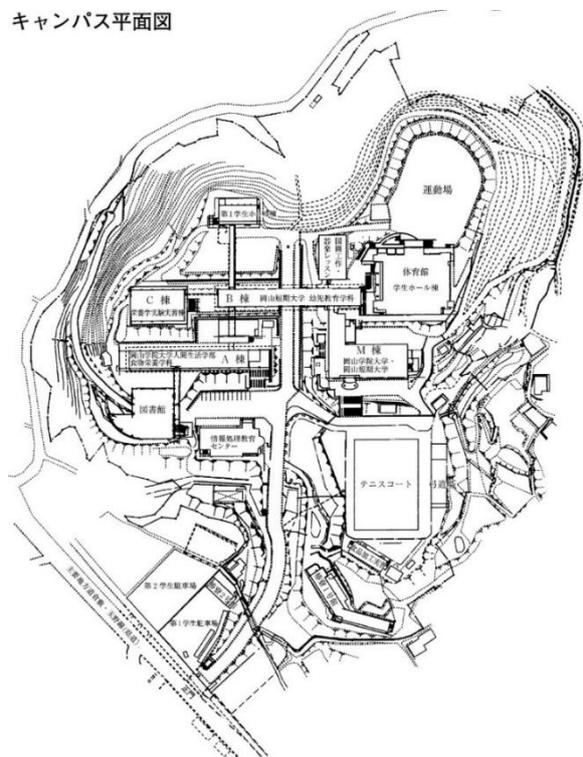
[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<現状>

岡山学院大学キャンパス平面図（備付-65）

岡山学院大学は併設の岡山短期大学と同じキャンパスにある。

キャンパス平面図



校地校舎の面積（併設短期大学を含む）

所在地：岡山県倉敷市有城787番地

区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考	
校地等	校舎敷地面積	—	20,976.6 m ²	— m ²	6,056.0 m ²	27,032.6 m ²	岡山短期大学と共用 短期大学の基準面積 校地:1,100m ² 校舎:2,100m ²
	運動場用地	—	— m ²	8,140.0 m ²	— m ²	8,140.0 m ²	
	校地面積計	1,800.0 m ²	20,976.6 m ²	8,140.0 m ²	6,056.0 m ²	35,172.6 m ²	
その他	—	— m ²	48,673.1 m ²	— m ²	48,673.1 m ²		
区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計		
校舎面積計	3,966.0 m ²	9,981.1 m ²	7,114.9 m ²	3,812.9 m ²	20,908.9 m ²		
施設・設備等	学部・研究科等の名称	室数					
	人間生活学部食物栄養学科	17 室					
	区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
	人間生活学部食物栄養学科専用	8 室	1 室	15 室	0 室	0 室	
	共用	4 室	2 室	0 室	1 室	0 室	
図書館等の名称	面積	閲覧席席数					
岡山学院大学・岡山短期大学図書館	1,439.0 m ²	140 席					
図書館等の名称	図書(うち外国書)	学術雑誌(うち外国書)	電子ジャーナル(うち国外)				
岡山学院大学・岡山短期大学図書館	98,026 [11,910] 冊	294 [73] 種	0 [0] 種				
計	98,026 [11,910] 冊	294 [73] 種	0 [0] 種				
体育館	面積	テニスコート:1,942.5m ² 弓道場:103.6m ²					
倉敷キャンパス	1,107.3 m ²						
—	— m ²						

専用の校地面積は 20,976.6 m²、校舎面積は 9,981.1 m²で、いずれも大学設置基準を上回っている。運動場は、体育館前の運動場と校舎 M 棟前の全天候型テニスコート 3 面の併せて 8,140.0 m²を用意しているため、体育館の利用を含んで、体育の授業、また課外活動で有効に活用されている。

専任教員は全て個室の研究室を使用している。

本学は小高い山をキャンパスとしているので平地が少なくバリアフリーで往来することができない。C 棟(栄養学実験実習棟)については対応できていないが、車椅子など足の不自由な者が校舎に入館する折は介助者がいるものと想定し、バリアフリーの配慮としては、入館後は一人で各フロアに移動できるようたとえ 3 階建の校舎であってもエレベーターを設置している。

講義室、演習室、実験・実習室は食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて次表のとおり十分に整備してある。

区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
人間生活学部食物栄養学科専用	8 室	1 室	15 室	0 室	0 室
共用	4 室	2 室	0 室	1 室	0 室

また、管理栄養士学校指定規則第 2 条の中で、第 7 号「教育上必要な専用の講義室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室（実習食堂を備えるものに限る。）を有すること。」、第 8 号「教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。」、第 9 号「別表第 2 の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられていること。」を遵守している。

別表第二（第二条第九号関係）

栄養教育実習室	視聴覚機器及び栄養教育用食品模型
臨床栄養実習室	計測用器具、検査用器具、健康増進関連機器、エネルギー消費の測定機器、要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具、経腸栄養用具一式、経静脈栄養用具一式、ベッド、栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ、標本並びに模型
給食経営管理実習室	食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設及び設備、品質管理測定機器、作業管理測定機器並びに冷温配膳設備

体育施設

体育館に加え運動場及び屋外テニスコート 3 面、弓道場を設置している。体育館は月曜日から金曜日の間は夜 20 時まで許可制で利用できる。

体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1107.32	テニスコート	弓道場

体育館	面積	テニスコート:1,942.5㎡ 弓道場:103.6㎡
倉敷キャンパス	1,107.3 ㎡	
—	— ㎡	

実験室機器標本、食品加工学実習室機器標本、調理学実習室機器標本、集団給食実習室機器標本、更衣室、栄養学実験実習棟の機器・備品のとおり、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。また、管理栄養士学校指定規則を遵守している。

図書館

適切な面積の図書館を有している。また、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。(備付-66)

図書館等の名称	面積	閲覧座席数		
岡山学院大学・岡山短期大学図書館	1,439.0 ㎡	140 席		
図書館等の名称	図書(うち外国書)	学術雑誌(うち外国書)	電子ジャーナル(うち国外)	
岡山学院大学・岡山短期大学図書館	98,026 [11,910] 冊	294 [73] 種	0 [0] 種	
計	98,026 [11,910] 冊	294 [73] 種	0 [0] 種	

図書館には 1 人の専任司書を配置し、その職務を次の表にある総務部門、資料組織部門及び運用部門の 3 つの部門に分類し、それぞれ専門的職務以外に横断的な職務を掌り、図書館サービスの向上及び効率化を図る。その中でも、閲覧・貸出・返却・配架、参考業務、書架の整頓、文献複写、文献検索は図書館業務の最重要事項として捉え、全司書でもって迅速なる職務遂行を図る。

	図書館の職務内容
総務部門	選書・発注
	図書の受入(検収)
	納品書等の処理
	渉外
	文書管理
	寄贈礼状
	郵便物処理
	新聞整理・保管
	複写(集計・代金請求・集金・入金)
	図書館月報の処理
	紀要発送
	会計報告
	切手の出納管理
	蔵書点検
資料組織部門	図書の整理(目録・分類・装備・配架)
	雑誌の整理(受入チェック・配架)
	紀要の整理(受入チェック・配架)
	視聴覚資料の整理(目録・装備・配架)

	既所蔵図書の点検手直し 書誌データ入力作業
運用部門	閲覧・貸出・返却・配架
	参考業務
	書架の整頓
	文献複写
	文献検索
	文献依頼・文献受付
	新着図書案内
	延滞者督促処理 ウェブサイトの更新（おすすめ本紹介）

食物栄養学科に主に関連する本

7,986 冊

社会・環境と健康	1,562	冊
人体の構造と機能、疾病の成り立ち	1,696	冊
食べ物と健康	1,152	冊
基礎栄養学	1,002	冊
応用栄養学	557	冊
栄養教育論	462	冊
臨床栄養学	820	冊
公衆栄養学	334	冊
給食経営管理論	401	冊
計	7,986	冊
視聴覚資料	250	点
学術雑誌	25	種

図書等の資料の整備方針

選書

図書の選書は、1. 図書館委員会による意見、2. 各教員からの研究図書、3. シラバスに示された参考図書、4. 学生・教職員のリクエスト 5. 図書館司書による新刊図書の選書等により行い、学習用図書・研究用図書をともに購入する。図書館での収書は、全学の重複と遺漏防止のため、コンピューターシステムを用いて調査を行い、あわせて、必要なものについては電子メールにより学内の連絡調整をおこなう。

図書館の整備方針

開架式を原則とするので、資料は直接書架から自由に取り出して利用することができる。利用した資料は、「返本台」に置く。資料を探すことができない時は、以下の方法を利用する。

機械検索

図書は学内のサーバーに全て登録してあるので、学内 LAN により図書館内の Web 端末、館内貸し出し用ノート PC、その他の Web 端末、研究室、事務室及び学外からも検索できる。

雑誌目録

和雑誌は誌名の五十音順に、洋雑誌は誌名の ABC 順にならべてあり、どんな雑誌が、いつから所蔵されているか判る。

県内他大学図書館との相互協力

他の大学図書館の利用は、岡山県大学図書館協議会相互協力協定により利用できる。また、図書館に所蔵されていない資料が必要な場合は、他の図書館に所蔵確認をし、他の図書館へ文献の複写依頼をする。費用は利用者負担となる。

図書等の数量

図書館の蔵書は本学を構成する学部特性を反映した内容となっている。施設概要、蔵書数は表に示すとおりである。図書等は、表のとおり本学の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に備えている。

図書購入費の年間予算は 2,000 千円である。

併設の短期大学と共用できる情報処理教育センター3 階にはノート PC 1 台とリア方式マルチプロジェクタ 2 台及びフロントプロジェクタ 1 台を設置し、DVD、VHS、 β 、8 ミリ、U マチック、LD、マビカ、トランスビデオ、16 ミリ映写機等、あらゆる AV メディアの情報処理をボタン一つで操作する CVAS システムによる AV 情報処理教室を備えており、デジタルメディアを活用する授業で利用されている。M 棟 6 階の LL 教室では CALL システムを採用しており、OHP、スマートボード、CD、ビデオなどの機器を効果的に使い分けることができるが授業では活用されていない。

また、PC プレゼンソフトの利用及びデジタルメディア利用が栄養教育実習室で可能である。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<現状>

学校法人原田学園経理規程及び学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程により経理課において本学の施設設備の維持管理に努めている。

平成 16 年度に A 棟、平成 19 年度に B 棟、令和元（平成 31）年度に C 棟の耐震対策を実施した。これにより日常的に使用する校舎の新耐震基準に対する耐震対策は全て終了した。

施設設備の安全管理については、事務部総務課及び管理課が主体となり、建築基準法、消防法、ビル管理法等の法令に規定された定期点検・整備を実施している。エレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法にそれぞれ基づいて実施している。

衛生管理については、ビル管理法に基づいて、空気環境測定、防虫、防鼠等を実施している。校舎の清掃は、業者委託によりトイレ（月曜日から金曜日）、廊下・階段（火曜日及び木曜日）、教室・廊下・階段（毎週土曜日）に実施している。また、本学は環境衛生部を置き、教員 1 名を配置して、衛生環境上の問題があるかどうかを定期的にチェックし、問題が見つければ直ちに業者または総務課に連絡し、問題を解決している。

防火に関しては、各所に消火器を配置し、各室には煙熱感知器を備えるとともに、屋内各所に防火シャッターを設置している。本学では、教職員が防火訓練を実施し、消火器、消火栓等の操作法の確認を行うとともに、二方向避難路の原則に従って避難場所への誘導訓練を行い安全確保に努めている。また、消防法に基づいて消防施設等の点検を実施し、消火器、自動火災報知器等については定期的に消防署に報告している。本学は、防火の目的で学生の学内での喫煙を禁止している。さらに、本学は防災委員会（防災管理規程）を置き、学内の安全確保のために定期的に点検、防災上の問題があるかどうかを検討し、問

題が見つければ直ちに総務課に連絡し、問題を解決している。

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定め有事の際はこれにより対応するが今までにその事例はない。

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。直近の教員と学生の避難訓練は令和5年9月に実施した。

救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置し教職員を対象として使用方法についての講習を平成29年に実施した。近年、講習は実施していないため、令和6年度に実施する方向で進める。

本学では校門前の横断歩道の安全確保のために警備を外部の専門業者に委託している。警備員による学生誘導などの安全の確保に努めている。また、学内の防犯は特に警備員等を配置していないが学外の者には必ず貸与した入構許可証を提示させ、不審者の侵入防止に努めている。

情報セキュリティは、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めている。

本学の各校舎の教室には冷暖房を完備している。本学は省エネ委員会を置き、講義室、実験室、実習室等の室温管理を行っている。特別な状況を除き、夏季及び冬季の室温はそれぞれクールビズの冷房28℃及びウォームビズの暖房20℃に調節している。

校地は全体にわたって緑化に努めている。また、各建物は地下共同溝で結ばれ、送電や送水のための配線や配管が地中に埋設されているので、電柱がなく、メンテナンスや将来の改修、増設が容易である。これらの景観面や機能面の工夫により、校地内は見通しがよく、開放的である。また、自動車用道路と歩行者道を分離しているため、歩行者にとって安全である。さらに、主要な建物を結ぶ渡り廊下には屋根が設けてあり、雨天時の移動も容易である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

備付資料

65. 校地、校舎に関する図面

66. 図書館の概要及び図面

[区分 基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

<現状>

本学では、教職員全体を対象としたコンピュータ講習等は実施していない。しかしながら、教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、各々でコンピュータ利用技術の向上を図っており、授業や学校運営に積極的にコンピュータを活用している。

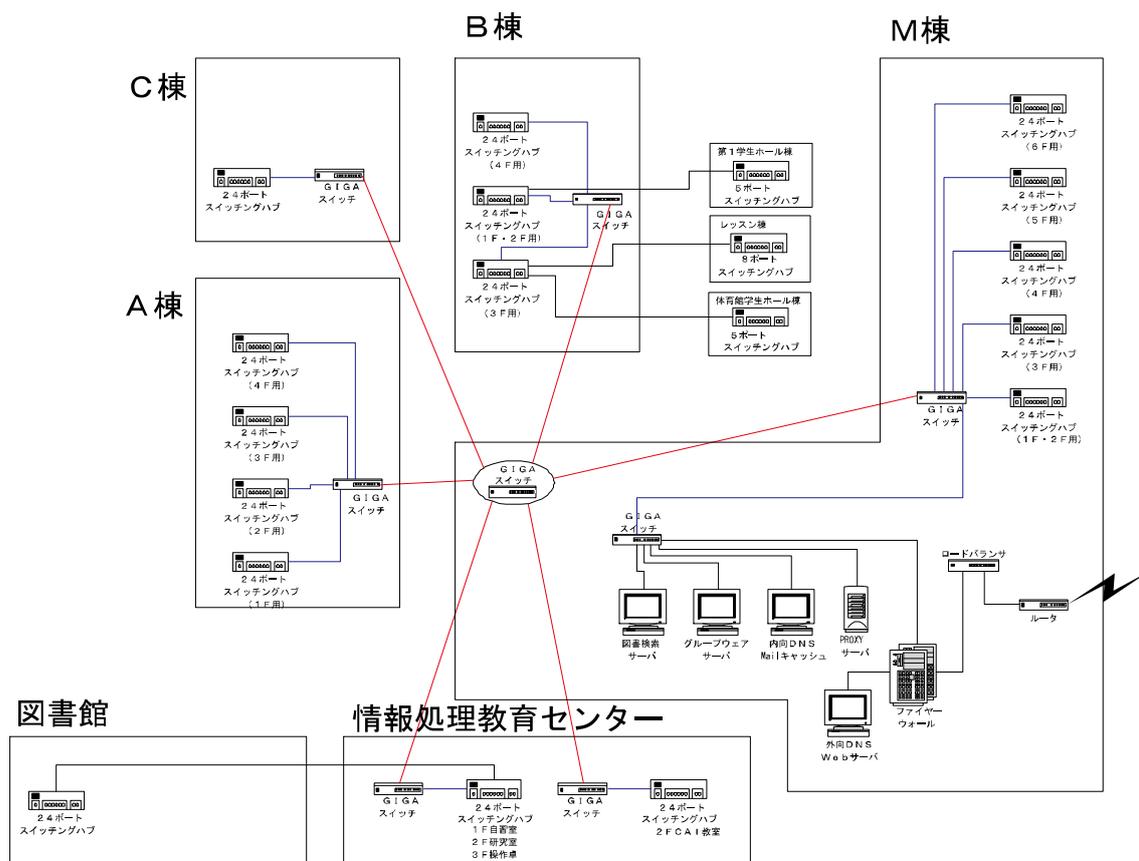
本学では、教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるように、学内のコンピュータ整備を行っている。情報通信エリア、図書館第1閲覧室、図書館第2閲覧室、図書館開架書庫は学生が自由に利用できる端末として整備しており、演習室(M203)は、授業で利用する端末として整備している。コンピュータ数は、本学の定員である1学年40名と比しても十分な台数が用意されている。

令和2年度にコロナ禍の学修条件の向上のために学内LAN及びクラウドによる教育内容の向上充実を図った。このように、技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

まず、技術サービスに関して、本学のネットワークであるOWCNETの利用に関して学生便覧に記述するとともに、利用申請がなされた場合にはアカウントの発行等の手続きおよび利用の際の注意事項の伝達を行なっている。

OWCNETギガビットネットワーク構成図



基幹線の通信速度が1Gbpsの学内LANは、ロードバランサの自動切り替えによりSINET接続またはOCN接続により学内全域の教室、研究室、管理室までのネットワーク化を図り、教育研究及び学習支援にインターネットを活用すると同時に、図書館の蔵書検索にもWebを活用することができる。学生は、学内で無線LANによりネットワークに接続することも出来る。また、設置されているコンピュータはすべてネットワークに接続されており、インターネットの閲覧や、Webに掲載された休講情報の確認、図書館の所蔵図書を検索等のサービスを利用できる。

教員は、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術を活用して、効果的な授業を行っている。専任教員が、授業においてより実践的なコンピュータの活用を組み込んだ授業を行っている。

併設の短期大学と共用できる情報処理教育センター3階にはノートPC1台とリア方式マルチプロジェクタ2台及びフロントプロジェクタ1台を設置し、DVD、VHS、β、8ミリ、Uマチック、LD、マビカ、トランスビデオ、16ミリ映写機等、あらゆるAVメディアの情報処理をボタン一つで操作するCVASシステムによるAV情報処理教室を備えており、デジタルメディアを活用する授業で利用されている。M棟6階のLL教室ではCALLシステムを採用しており、OHP、スマートボード、CD、ビデオなどの機器を効果的に使い分けることができるが食物栄養学科の授業では活用されていない。

情報設備	機種	PC	使用状況・備考
------	----	----	---------

		台数	
学内 LAN			ギガビットのネットワークをキャンパス全域に完全敷設 本学設置の固定端末は全て LAN 接続 多数の無線 LAN エリアを同時設置 教職員の使用率は非常に高いが、学生の場合携帯電話、スマートフォンなどの利用に比べて使用者が少ない。
C106 臨床栄養学実習室	Surface Go	40	栄養計算、プレゼンテーションなどで使用
M203 コンピュータ演習室	Dell	51	ICT リテラシー I・II 等の情報機器の操作に係る授業やデータサイエンス I・II 等の数理・データサイエンス・AI 教育プログラムで使用
情報処理教育センター AV 情報処理教室	ノート PC ELMO CVAS システム	1	プレゼンテーションをはじめ、視聴覚教材を用いた授業で利用
情報処理教育センター 情報通信エリア	Dell	17	学生の自習エリア、インターネットを利用した自主学習スペース 特に食物栄養学科ではレポート作成が多いので使用頻度が高い
図書館	ipad NEC PC-GN13S68GF	2 5	図書館蔵書とインターネットを併用した学習を可能とするため、第 2 閲覧室に無線 LAN スポットを設け、図書館内専用のノート PC と ipad を希望者に無料で貸出 特に食物栄養学科ではレポート作成や栄養計算が多いので使用頻度が高い 第 2 閲覧室は自習室にも最適
学内無線 LAN スポット (校舎全域) 学生ホール・第一学生ホール・情報処理教育センター全域・M3F 全域・講義室(8)			学生個人のノート PC 持込学習が可能 Wi-Fi

また、PC プレゼンソフトの利用及びデジタルメディア利用が C 棟 1F 臨床栄養学実習室及び 2F 栄養教育実習室で可能である。

次に、専門的な支援に関して、本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎教育科目として「ICT リテラシー I」「ICT リテラシー II」の 2 科目を開講している。これらの科目を履修することによって、社会人として必要とされる情報技術を十分に習得することができる。また、個別の学生に対する専門的な支援としては、学生に常時開放されている情報通信教育エリアの端末の利用に際して何らかのトラブルが発生した場合に、本学職員が対応している。M203 コンピュータ演習室のコンピュータは、マザーボードの故障等により、オペレーティングシステムが起動しないコンピュータが複数台存在する。

続いて、施設に関して、本学では情報処理教育センター、図書館にそれぞれ学生が利用できるコンピュータを設置している。また、インターネットへの円滑なアクセスを可能とするギガビットネットワークを整備しており、学生は当該ネットワークに対して無線 LAN を用いて接続可能となっている。さらに、授業で利用できるコンピュータ教室等の特別教室も整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

M203 コンピュータ演習室のコンピュータは、老朽化によるマザーボードの故障等により、オペレーティングシステムが起動しないコンピュータが複数台存在する。

コンピュータ演習室のコンピュータの稼働率から早急の改善は必要ないが、令和 4 年度

と同様に注視する方向である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

23. 計算書類等の概要（過去 5 年間）
24. 資金収支計算書・資金収支内訳表（過去 5 年間）
25. 活動区分資金収支計算書（過去 5 年間）
26. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（過去 5 年間）
27. 貸借対照表（過去 5 年間）
28. 事業報告書
29. 事業計画書／予算書

備付資料

69. 卒業寄付の案内
70. 財産目録及び計算書類（令和 5 年度）
71. 財産目録及び計算書類（令和 4 年度）
72. 財産目録及び計算書類（令和 3 年度）
73. 財産目録及び計算書類（令和 2 年度）
74. 財産目録及び計算書類（令和元年度）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

＜現状＞

本学は平成 8 年度決算から支出超過の状態にあり、そのため改組転換により短大の学科を大学学部昇格させ、また学生確保を目指し更に学科の名称変更、学生確保の困難な学科の学部分けなど、留意事項履行に努めた。このような状況から本学は完成年度を終えた以降も同じ留意事項のもとに文部科学省参事官室の指導による日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」）の経営相談を受けて経営改善計画（平成 20 年度～24 年度（5 ヶ年））を実施したが目標達成には至らなかったため経営改善計画（平成 25 年度～29 年度（5 ヶ年））を策定しキャッシュフローの黒字化を図ることとしたが同じく平成 29 年度末では目標達成に至らなかった。資金収支及び事業活動収支は、支出超過でありその状態が継続しているため、平成 30 年度からは経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヶ年））を推進してきたが経営改善にならなかった。新たに財務の健全化を図るための経営改善計画（令和 5 年度～令和 9 年度（5 ヶ年））（備付-79）を進め財務の健全化を図っていくところであった。

令和 6 年 3 月 11 日付で文部科学省に集中経営指導法人とする旨の伝達を受けた。重点項

目を取り入れた経営改善計画を9月に文部科学省に提出する予定である。

事業活動収支の支出超過の理由は定員割れである。(提出-26)

(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	入学定員に対する平均比率	備考
人間生活学部	食物栄養学科	志願者数	27	29	29	14	18	45%	
		合格者数	26	28	27	14	18		
		入学者数(A)	18	22	24	11	15		
		入学定員(B)	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率(A/B)	45%	55%	60%	28%	38%		
		在籍学生数(C)	98	104	102	81	76		
		収容定員(D)	160	160	160	160	160		
		収容定員充足率(C/D)	61%	65%	64%	51%	48%		

貸借対照表関係比率において、繰越収支差額構成比率が示すように大きく支出超過であり、貸借対照表の状況は健全とは言えない。

併設の岡山短期大学も同時に支出超過であるので大学の財政と合わせて学校法人全体の財政は大変厳しい状況にある。

大学の存続を可能とする財政を維持するためには、経営改善計画の達成目標を達成するしかない。

貸借対照表の状況は、次表の貸借対照表関係比率のように、推移している。

貸借対照表関係比率	医療法人以外大学法人全国平均	短大法人全国平均	評	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
固定資産構成比率	825%	80.9%	～	96.5%	96.0%	97.7%	97.1%	97.2%
有形固定資産構成比率				74.2%	76.1%	79.1%	81.6%	85.1%
特定資産構成比率				22.2%	19.8%	18.5%	15.4%	12.1%
流動資産構成比率	17.5%	19.1%	～	3.5%	4.0%	2.3%	2.9%	2.7%
固定負債構成比率	8.6%	9.4%	▼	3.4%	3.5%	3.7%	3.6%	3.7%
流動負債構成比率	6.5%	6.5%	▼	1.8%	2.5%	1.5%	1.5%	1.3%
内部留保資産比率				19.4%	17.5%	15.5%	12.9%	9.7%
運用資産余裕比率				202.8%	196.9%	167.7%	133.7%	108.6%
純資産構成比率				94.8%	94.0%	94.8%	94.9%	95.0%
繰越収支差額構成比率				△70.5%	△80.5%	△91.4%	△102.9%	△117.3%
固定比率	97.2%	95.3%	▼	101.8%	102.2%	103.1%	102.4%	102.3%
固定長期適合率	88.3%	85.5%	▼	98.2%	98.5%	99.1%	98.6%	98.5%
流動比率	269.7%	292.3%	△	198.7%	158.9%	157.6%	196.4%	213.3%
総負債比率	15.1%	16.0%	▼	5.2%	6.0%	5.2%	5.2%	5.0%
負債比率	17.8%	19.0%	▼	5.5%	6.4%	5.5%	5.4%	5.2%
前受金保有率	326.6%	430.1%	△	297.2%	385.4%	247.2%	348.3%	357.7%
退職給与引当特定資産保有率				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
基本金比率	95.8%	94.1%	△	100.0%	100.0%	99.9%	99.9%	100.0%
減価償却比率	35.5%	36.6%	～	61.6%	63.0%	64.4%	65.7%	67.1%
積立率				26.2%	23.3%	18.9%	15.2%	11.3%

医療法人以外大学法人全国平均及び短大法人全国平均は平成14年度版日本私立学校振

興・共済事業団の平成13年度の値で、同様に評は「 ▼ 低い値が良い △ 高い値がよい ~ どちらとも言えない」を示している。

大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。令和6年3月11日付で文部科学省に集中経営指導法人とする旨の伝達を受けたため、大学の存続を可能とする財政を維持できているとはいえない。

退職給与引当金等の引当金は適切に引き当てている。資産運用規程を整備し資産運用を適切に行っている。

教育研究経費は、事業活動収支計算書関係比率に示しているとおおり、経常収入の20%を超えている。(備付-26)

事業活動収支計算書 関係比率	医療法人以外 大学法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人件費比率	51.7%	63.0%	▼	87.3%	98.8%	84.2%	79.2%	93.2%
人件費依存率	69.4%	99.2%	▼	132.7%	142.5%	119.8%	122.1%	140.1%
教育研究経費比率	25.6%	21.9%	△	56.1%	74.1%	69.2%	67.2%	74.6%
管理経費比率	7.5%	9.1%	▼	20.9%	29.5%	26.7%	26.6%	33.1%
借入金等利息比率	0.7%	1.0%	▼	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事業活動収支差額比率				△54.4%	△102.0%	△79.3%	△73.5%	△99.6%
基本金組入後収支比率				178.9%	204.8%	181.3%	176.7%	203.9%
学生生徒等納付金比率	74.5%	63.5%	~	65.8%	69.3%	70.3%	64.8%	66.5%
寄付金比率	2.8%	2.4%	△	4.2%	5.2%	4.7%	2.4%	3.4%
経常寄付金比率				4.2%	4.8%	4.4%	2.4%	3.0%
補助金比率	12.5%	23.8%	△	22.7%	15.9%	20.0%	24.1%	25.2%
経常補助金比率				17.9%	15.9%	20.1%	24.2%	25.4%
基本金組入率	16.0%	12.1%	△	13.9%	1.6%	1.1%	2.0%	1.7%
減価償却額比率	11.1%	9.7%	~	17.6%	18.9%	19.3%	18.9%	19.6%
経常収支差額比率				△64.8%	△102.4%	△80.2%	△73.0%	△100.8%
教育活動収支差額比率				△64.7%	△105.3%	△82.2%	△74.8%	△100.8%

医療法人以外大学法人全国平均及び短大法人全国平均は平成14年度版日本私立学校振興・共済事業団の平成13年度の値で、同様に評は「 ▼ 低い値が良い △ 高い値がよい ~ どちらとも言えない」を示している。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）も適切な執行している。公認会計士の監査意見は特に指摘がないが学生募集に係るアドバイスなどへの対応は適切である。寄付金の募集は適切に行っている。また学校債は発行していない。入学定員充足率、収容定員充足率は先述した通り非常に厳しい。収容定員充足率に相応した財務体質も悪化している。

関係部門からの意向を採り入れることができる予算編成の体制については、経営改善計画を実施していることから、この改善計画に基づき、年度末に次年度の事業計画及び予算について評議員会に諮り理事会において決定しているので、関係部門の意向は集約していないのが現状であるが、予算計画以外の関係部門からの意向が期中に生じた場合は理事長の決裁により執行する。関係部門からの意向を採り入れることもできる予算編成の体制を

確立させるためにも経営改善を早期に実現させなければならない。また、本学は小規模校であるため、理事会で決定された事業計画に基づいた予算は事務部経理課で作成しており、特に関係部門への指示は行っていない。

経営改善プロジェクトチームにより作成された経営改善計画の実施のためには当面は事業計画に基づく予算編成が重要と考えている。もちろん経営改善プロジェクトチームには事務及び教学部門のそれぞれの長が加わり計画を推進しているので本学の教育研究に係る予算編成の手続きは十分に図れている。

本学の経常的業務に係る予算執行については経理課が必要見積を収集し、理事長の決裁を経て発注、支払いについては理事長の最終決裁となる。ただし軽微な予算執行については事後報告もある。当該年度の各科目の予算をもとに適正に執行しているので特に課題はない。

日常的な出納業務を学校法人会計基準に基づき円滑に実施しており、支払い業務は理事長を経て行っているため課題は特になし。

資産は固定資産台帳及び備品台帳にて管理し、資金については、月別残高明細表により預金残高を管理している。譲渡性預金等大口の定期預金証書は理事長が金庫で保管している。固定資産は固定資産台帳及び備品台帳への記帳及び整理番号を記入したラベルを貼付している。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を学校法人会計基準に基づき適正に表示しているため課題は特になし。

月次試算表は極力当月分を翌月までには作成し理事長へ報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

<現状>

本学は昭和26年4月、文化国家建設のためには、特に一般女性の学識教養の向上を図り、女性の地位を世界的標準に引き上げ、一般の学術文化に関する研究と家政特に被服の専門職業に関する教育を施すことを目的とし、また、大学教育を広く地方に普及させ、地域社会の要求である地域の成人教育の充実を使命として開学し、教育理念として教育三綱領「信念貫徹、自律創生、共存共栄」を掲げた。

この教育三綱領は本学の前身である大正13年開学の生石高等女学校から継承するもので、
信念貫徹：深き瞑想思索と不断の体験とにより道徳的信念強く実践力豊かな人間たること
即ち自我の真諦に透徹せよ。

自律創生：道徳的理想に向かつて人間の本務を体得（自律）し以って価値としての自我の創造につとめ以って校風の発展に努力せよ。

共存共栄：広く世界の趨勢に鑑み挙国一体共存共栄の精神を以って国家社会に対する責任を自覚し進んで人類の平和に貢献せよ。

となるが、学生に対して分りやすく「人は信念を持って生きるものであり、信念のない人は舵のない船のようなものである。信念とは人生の道であり、道は道路と同じで、必ず人が踏み行かなければならず、道を行かなければ怪我をし、過ちをする。信念をもって如何

なることがあろうとも道はずさず生きるとの信念を徹底しなければならない。そして、この道は人により拓かれ、道徳的理想に向かって人の本務を体得するもので、価値としての自我の創造につとめるとともに校風の発展に努力し、更にはその道によって世界の人と交流し、世界の平和に貢献せよ。」と説いている。

建学の精神は、本学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする経営の自主性を示すものであり、本学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。そのため本学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有している。また、建学の精神は、本学の継続的な発展を遂げるために本学の個性・特色として継承すべきであるが、時代や社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検しなければならない。

平成 22 年度の見直しでは、更に分かり易くするために表現を以下のようにした。

自律創生：物事をしっかりと見極め、継続的な体験と努力とにより人間としての品格を備え、実践的な行動力のある人間として成長せよ。

信念貫徹：人間として成長することを自らの人生の目標として定め、本学での継続的な学びと努力で目標の達成を実現せよ。

共存共栄：グローバルな視点で、日本人として共存共栄の精神をもち、社会人として果たすべき役割を自覚し、自ら進んで世界の平和に貢献せよ。

また、平成 24 年度の見直しでは、一層分かり易くするために表現を以下のようにした。

自律創生：道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

信念貫徹：目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

共存共栄：社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

令和 4 年度入試広報戦略会議で岡山学院大学・岡山短期大学の SWOT 分析を実施した。岡山学院大学の SWOT 分析は、今まで学科教員が入試広報を考えてこなかったため、SWOT 分析を十分に出来ていなかった。そこで、学科からのもらった資料を基に副理事長・副学長が整理し下記の通りにまとめた。

岡山短期大学の SWOT 分析は、令和 4 年度入試広報戦略会議の第三者評価で、おかたんみらい園の取組は他大学・短大にない強みになると評価があった。強みを最大限に活かすために、おかたんみらい園の活用法を見直し PDCA サイクルで随時改善する方向である。

【岡山学院大学】

(岡山学院大学の強み)

学費が安い (1)

単科大学であるため、栄養学のこともしっかり学べる (2)

教員・職員 (3)

専門性の高い教員・職員がいる

個性豊かな教員・職員がいる

学生 (4)

管理栄養士になりたいという目標意識の高い

明るい

岡山学院大学

スマート OKAGAKU アクション (5)

- ベストスタートプログラム
- キャンパスライフプログラム
- キャリアコネクトプログラム
- 原因不明の退学者減少
- ミスマッチによる退学者減少

(岡山学院大学の弱み)

- 機能の充実を図ることが困難 (1)
- 専門性以外のことを学ぶことが困難 (2)
- 目標意識・向上意識を持っている教員・職員が少ない (3)
 - 組織化が十分機能していない
 - 公務分掌の体制が整っていない
 - 人材・リソースが不足
 - 研究機関として、企業・行政とのコラボ的調査・研究が少ない
 - 外部資金の獲得等の強化が必要である

学生 (4)

- 2年生になると意欲が低下する
- 人間関係で意欲が低下する
- スマート OKAGAKU アクション (5)
 - 教職員の認識不足
 - メンターを超えての情報共有ができていない

(岡山学院大学の機会)

- 地元志向の若者が一定数存在する (6)
- 様々な分野で管理栄養士の重要性が増大する (7)
- 学びなおしのニーズが増加 (8)
- 食育・健康・医療・理系・スポーツ分野から管理栄養士に関心がある (9)
 - オリンピックやワールドカップなどで日本人選手の活躍
- 香川県の栄養士養成施設が少ない (10)
- 高等教育の無償化 (11)
- 新型コロナの5類移行 (12)
- 健康寿命の延伸 (13)
- Society5.0 社会・Z世代の活躍 (14)

(岡山学院大学の脅威)

- 東京一極集中により18歳人口の流出増加 (6)
- 様々な分野で活躍しているため、管理栄養士での未来がみにくい (7)
- 学びなおしで管理栄養士のニーズがみえない (8)
- 食育・健康・医療・理系・スポーツ分野から管理栄養士に関心がある (9)

栄養系のニーズが低い

香川県の学生の取り合いが始まる (10)

社会の平均所得の格差が広がり、家庭の教育費・学費負担である (11)

コロナ禍の期間 (12)

景気回復が不透明

イベントがない

少子化 (13)

18歳人口の減少

高齢者のデジタルディバイド (14)

(クロス分析【強み×機会】)

強み	機会	戦略
(2)	(6)	地方で活躍する管理栄養士・栄養士・一般職特集の実施
(3)	(7)	オープンキャンパスで活用している管理栄養士の活躍図の更新 (学生のエピソードを含む)
(4)	(8)	栄養学×Society5.0の確立 公式YOUTUBEチャンネルで大学講座を発信 (学生が登場)
	(9)	スポーツ栄養の実践 (教職員・学生が実験台)
	(10)	坂出第一高等学校と包括協定を結び、おかがくファンづくりを意識した講座を実施
	(13)	健康寿命延伸教室の質的向上とイベント出店
	(14)	栄養学×Society5.0の確立 fromページ企画で大学教育の楽しさを発信

(クロス分析【弱み×機会】)

弱み	機会	戦略
(2)	(6)	教員・職員・学生で情報共有を図る 各教員がスポーツ栄養についての研究を実施することで強みに代わる
(3)	(7)	
(4)	(8)	
	(9)	
	(13)	全年齢になるので、意欲向上に向けたイベントを実施することで強みに代わる
	(14)	学生が興味のある栄養学最新ニュースを随時発信

弱み	機会	戦略
(5)	(6) (7) (8)	「おかがくファンづくり」の方法が確立できれば、V字回復することができる。
	(9) (13)	地域貢献を意識したイベントに学生と共に参加して、他大学等から良いイベントを参考する（情報共有を必ず意識する） 朝市などに出店できれば最も良い
	(14)	学生が興味のある栄養学最新ニュースを随時発信と管理栄養士になってやりたいことの意識づけに活用する。

強みを最大限活かすために、「おかがくファンづくり」が、学生確保するために一番重要であることがわかる。また、「栄養学×Society5.0 の確立」するための行動計画、「地域貢献イベントの積極的企画・参加」など岡山学院大学がV字回復を図るポイントが多数存在する。

経営改善計画で「おかがくファンづくり」「栄養学×Society5.0 の確立」「地域貢献イベントの積極的企画・参加」を重点に実施する。また、毎年SWOT分析を実施する予定であるため、重点事項を随時点検・改良する。さらに、追加項目があれば実施管理表に反映する。

経営改善計画（令和5年度から令和9年度）では、下記のように計画している。岡山学院大学の令和7年度募集において入学定員の確保及び令和10年度募集までに入学定員50名増員を目指す。学生の継続的確保するために、総合型選抜及び学校推薦型選抜に力を入れつつ、一般選抜の強化を図る必要がある。また、スマートOKAGAKUアクションを実施することで学生が満足して卒業することが出来ると考える。

岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科入試戦略のKPI

令和6年度募集：40名（総合型10名 学校推薦型20名 一般10名）

令和7年度募集：40名（総合型10名 学校推薦型20名 一般10名）

令和8年度募集：44名（総合型12名 学校推薦型22名 一般10名）

令和9年度募集：44名（総合型12名 学校推薦型22名 一般10名）

令和10年度募集：50名（総合型14名 学校推薦型24名 一般12名）

経営改善計画（令和5年度から令和9年度）では、下記のように計画している。

5年後を見据えた中長期的な経営方針として、大学・短大で共通していることは「異次元の人件費の改善」である。本学の基本給は、平成20年の5か年計画の俸給表を使用しており、年度を追う毎に経験年数として必ず1俸給上がる仕組みをとっていた。そのため、メリハリが欠けており、若手が活躍できる人事考課につながっていないと考える。そこで、2、3年かけて昇給規定の改善を図りたい。例えば、俸給表の上昇を経験年数の俸給上げ幅を0.7として、それをベースに学科業務及び学生募集における貢献度-0.2から+0.5の貢献度の増減を次年度の基本給にするなど検討する。

また、中堅後半及び高齢教員から学科業務を免除してほしいという要請が増えてきた。55歳から65歳定年までの教員は、マンネリ業務を好むことが多くなっているため昇給停止

となっているが、学科業務の減少など仕事量と質の乖離が生じている。そこで、2、3年かけて人事考課法を策定し実施したい。例えば、現在の俸給をベースに学科業務及び学生募集における貢献度から-0.5から+0.2の貢献度の増減を次年度の基本給の号俸にするなどを検討する。

さらに、理事長・学長が認める教育運営上必要教員を除いた定年で再雇用した特別専任教員は、次の教員が見つかるまでのカバーの要素が強い。また、再雇用であるため、安く教授を雇うことができる。授業担当教員から探すよう要請があるまで探さないようにしていた。定年で再雇用した特別専任教員は余生を意識している教員が多く、それが他の教員と温度差が生じやすい状態になって学生募集にも影響がでている。最悪の場合、学科業務及び学生募集を一切せず、給料泥棒になっていることも生じている。勿論、特別専任教員として本学の学校運営に尽力している教員もいるので、特別専任教員の評価を実施しなければならない。そこで、2、3年かけて特別専任教員の人事考課法の確立と働き方改革を実施したい。例えば、専任教員と同様の全日勤務をしている大学の特別専任教員の場合の基本給は300,000円としているが、学科業務及び学生募集の貢献度から±25,000円の範囲内で基本給の増減を実施することなど検討する。その際は本学の最低賃金より低くならないように気を付ける。

学生生活アンケートにおいて、「トイレが古い、汚い」という答えが多い事実がある。今後トイレ改修を図るようにするが、物価高などにより、全工事合わせて5000万以上の支出があると考えられる。状況を見据えて計画に盛り込んでいく予定である。

外部資金の獲得

G Pの獲得数を増やし、教育の質の向上を図る。

科学研究費補助金学内説明会の回数を増やすとともに、受託研究実施者による学内研究発表を実施し、教員の研究費獲得意識の向上を図る。

寄附の充実

同窓会寄附、後援会助成金、卒業寄附の充実を図る。

特に、同窓生に対しては、母校の発展及び後輩の育成に興味をもってもらえるようホームカミングデーの更なる充実を図る。

遊休資産処分等

遊休資産処分計画は、里庄校地及び幸寮校地を売却したので終了する。

本学では、入学者の減少に伴い、定年及び自己都合の退職教職員の無補充策による人員削減、入学者数の収容定員比率を支給率に乗じた賞与の定率カット、派遣職員の活用などの策を講じて人件費を抑制しているが、一概に経常収入の増加が見込める状況ではないので、更に、人員の合理化及び抑制する賃金体系化により、令和2年度までに、人件費依存率を80%以下にすることを目指したが達成できなかった。

事業活動収支計算書 関係比率	28年度 決算	29年度 決算	30年度 決算	元年度 決算	2年度 決算	3年度 決算	4年度 決算	5年度 決算
人件費比率	60.6%	75.9%	82.8%	87.3%	98.8%	84.2%	79.2%	93.2%
人件費依存率	110.1%	107.2%	120.1%	132.7%	142.5%	119.8%	122.1%	140.1%

令和 5 年度決算において、人件費比率 93.2%、人件費依存率 140.1%と高く、人事政策は、効果的に削減できていないのが現状である。

情報公開

本学の現況を現実のものとして正確に認識し、危機意識を教職員が共有できる体制を作るために本学は学内の教職員に対して財務等の情報を公開すると同時に、本学はその公共性と社会的責任から、社会や地域に対して積極的に情報を発信し、ステークホルダー（受験生、在学生、卒業生、保護者及び高等学校進路指導教員をはじめ法人の関係者）の理解と支援を得るために財務情報及び教育情報等の公開を WEB で積極的に行う。現在も本学はホームページでそれらを公開している。また、認証評価と評価結果も合わせて積極的に公表する。

危機意識の共有

本学は建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像を提示して、それに沿った経営戦略を立てていく。今後は特に社会の様々なニーズに応じて、多様な人材育成と質の高い教育研究を提供することが必要であり、時代に即応した教育研究の活性化及び組織の改組転換など、柔軟で機敏な対応を可能とする経営戦略を立てる。そのためには、広報活動などを通じた積極的な情報発信により、本学の建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像を社会に示し、それに対するステークホルダーの反応に真摯に耳を傾ける必要がある。平成 22 年 3 月 11 日付で学校法人原田学園組織倫理規則を制定しその中で情報公開と危機意識の共有を明確にした。

経営危機時代の人的資源の確保

現在のような経営が悪化する時期にあっては、経営者の姿勢や責任体制が特に重要であることは当然であるが、教職員においても危機意識を持って職務を全うしなければ、教育の質の評価を受けられないまま、学校法人としての存続そのものが危ぶまれることとなる。「教育は人なり」と言われるように、優秀な教職員を確保し、FD 及び SD 等による人材の育成も図りながら、安定的に経営することは本学にとってとりわけ重要な課題であり、優れた教職員は人的な資源として重要となる。特に社会や受験生からの学校の評価は、いかに魅力ある教育を提供できるかにかかる部分が多く、教員が教育研究内容の充実を図らなければ志願者の増加や企業の協力は望めない。経営上の危機を乗り越えるために経営者と教職員の資質向上と協力体制を充実させる。

教学の充実と経営

経営基盤の強化と教学の充実は車の両輪であり、学生にとって魅力的な教育を提供するという教学の充実は、経営基盤の強化に直結する。経営者と教職員が一丸となって、教育内容を不断に見直し、新しい時代のニーズに応えた人材を育成する学部・学科へと変容を図る。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和6年3月11日付で文部科学省に集中経営指導法人とする旨の伝達を受けたため、大学の存続を可能とする財政を維持できているとはいえない。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回は日本高等教育評価機構で受審したため、その報告書に記述した改善計画及び実施状況を報告する。

3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営・管理と財務に関して、経営改善計画（平成25年度～29年度（5ヵ年））から、経営改善計画（平成30年度～34年度（5ヵ年））を早期に作成して、経営改善の実現を図る。環境への配慮については、節電を一層推進していく。人権、特にハラスメントについては、研修などを通じてハラスメントを起こさない職場環境、教育環境になるように努めていく。耐震対策については、対策の取れていない建物について、計画的に耐震診断を進めていく。防災訓練を実施して災害時への意識向上に努める。情報公開については、ウェブサイト等での公開方法がさらに分かりやすくなるように工夫していく。

3-2 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関を取り巻く社会変化は激しい。少子化など昨今の法人経営をめぐる厳しい社会・経済の情勢に的確に対応しつつ、安定した学校運営を行って必要がある。現在、文部科学省で審議されている私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」から新たな運営方策が発出されることになるのでそれを待って改善・向上方策を決定する。

3-3 の改善・向上方策（将来計画）

「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」及び「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の平成27年4月1日の施行により、副学長の職務が明確になったが、本学は小規模のため副学長を置いていない。また、学部長は大学開学当初から学長が兼務している。1学部1学科の大学であることから、学科教員の教育研究及び学生支援の統制は学科長がその任に当たっている。学科長の職務を示した規程を整備してリーダーシップを一層発揮できるようにする。

3-4 の改善・向上方策（将来計画）

ボトムアップについては、教職員一人ひとりが仕事上での新しい取り組みや意見などを企画書に書き込み、積極的に起案できる仕組みを構築する。

3-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人原田学園事務組織規程の規定にしたがい、事務部各課に長を置くことができるよう早急に現職員の職能を高めたい。

3-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28 年度の収支計算書に示す通り、経営改善計画の実施により平成 28 年度に遊休資産の売却及び高額な寄付金を得て、教育活動収支差額が、△ 75,303,178 円と支出超過となったが、収支バランスは回復した。平成 29 年度は、いずれにしても、岡山学院大学の 160 名の収容定員確保、及び併設短期大学の 200 名の収容定員確保を図り、それぞれの損益ベースでの収容定員数、「学生数（195 名）及び学生数（231 名）」確保する必要がある、現在の経営改善計画（平成 25 年度～29 年度（5 ヶ年））を経営改善計画（平成 30 年度～34 年度（5 ヶ年））として延長し、更に平成 30 年度学生募集計画を見直し、各選抜区分の合格者に優待制度を設け、入学者の増員を目指す。

3-7 の改善・向上方策（将来計画）

事務部経理課の課長が平成 28 年 9 月末日で退職をしたため、早期に課長を配置し、円滑な会計処理を一層促進させる。

《実施状況》

3-1 の改善・向上方策の実施状況

経営・管理と財務に関して、経営改善計画（平成 25 年度～29 年度（5 ヶ年））から、経営改善計画（平成 30 年度～34 年度（5 ヶ年））を早期に作成して、経営改善の実現を図ったが経営改善につながらなかったため、経営改善計画（令和 5 年度～令和 9 年度（5 ヶ年））を計画し実施する。

環境への配慮については、節電を一層推進している。人権、特にハラスメントについては、研修などを通じてハラスメントを起こさない職場環境、教育環境になるように努めている。耐震対策については、対策の取れていない建物について、計画的に耐震診断を進めて耐震対策は終了した。防災訓練を実施して災害時への意識向上に努めている。情報公開については、ウェブサイト等での公開方法がさらに分かりやすくなるように工夫している。

3-2 の改善・向上方策の実施状況

安定した学校運営を行うことを目標としているが、学生数の確保に至っていない。経営改善計画（令和 5 年度～令和 9 年度（5 ヶ年））を計画通りに実施することが重要である。

3-3 の改善・向上方策の実施状況

令和 5 年度に副学長が置くことができた。諸事情により前学科長が降任することとなったため、令和 5 年 7 月から副学長が学科長を兼任することとなった。岡山学院大学 FD 委員会の委員長及び自己点検評価報告書作成における ALO を副学長が兼任している。

学科長のリーダーシップを發揮できるようになったが、令和 5 年度の途中まで岡山学院大学 FD 委員会が機能していなかったため、岡山学院大学 FD 委員会の目的である教員の資質の向上を図ることができていなかった。

令和 5 年 7 月からの岡山学院大学 FD 委員会は、岡山学院大学 FD 委員会の目的である教員

の資質の向上を図る委員会として実施する。

3-4 の改善・向上方策の実施状況

ボトムアップについては、教職員一人ひとりが仕事上での新しい取り組みや意見などを企画書に書き込み、積極的に起案できる仕組みを構築した。

3-5 の改善・向上方策の実施状況

学校法人原田学園事務組織規程の規定にしたがい、事務部各課に長を置くことができるよう現職員の職能を高めた。

3-6 の改善・向上方策の実施状況

平成 30 年度から学生募集計画を見直し各選抜区分の合格者に優待制度を設けたが入学者の増員につなげることができなかった。経営改善計画（令和5年度～令和9年度（5ヵ年））を確実に実施し入学者の増員につなげる。

3-7 の改善・向上方策の実施状況

経理課長を配置し円滑な会計処理を促進させた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置し教職員を対象として使用方法についての講習を平成 29 年に実施した。近年、講習は実施していないため、令和 6 年度に実施する方向で進める。令和 6 年度 SD 会議で AED の講習動画を視聴するように求めて実施しているところである。

M203 コンピュータ演習室のコンピュータは、老朽化によるマザーボードの故障等により、オペレーティングシステムが起動しないコンピュータが複数台存在する。コンピュータ演習室のコンピュータの稼働率から早急の改善は必要ないが、令和 4 年度と同様に注視する方向である。令和 7 年度に Windows10 のサポートが終了するため、令和 6 年度中にコンピュータ演習室などのパソコンを更新する予定である。

令和 6 年 3 月 11 日付で文部科学省に集中経営指導法人とする旨の伝達を受けたため、大学の存続を可能とする財政を維持できているとはいえない。財務の安定化を図ることができるよう経営改善計画を策定し直し実施する方向である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

2. 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針
13. 学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程
30. 学校法人原田学園寄付行為
31. 令和 5 年度理事会議事録
32. 令和 4 年度理事会議事録
33. 令和 3 年度理事会議事録
34. 学校法人原田学園諸規定

備付資料

75. 理事長・学長の個人調書
76. 学校法人実態調査（令和 5 年度）
77. 学校法人実態調査（令和 4 年度）
78. 学校法人実態調査（令和 3 年度）
79. 経営改善計画（令和 5 年度～令和 9 年度（5 ヶ年））

[区分 基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。]

<現状>

本学の設置者は学校法人であるの設置者の長は理事長である。

理事長は、昭和 52 年 3 月法政大学大学院修士課程を修了と同時に同 52 年 4 月から 7 年間の会社勤務を経て同 59 年 4 月に学校法人原田学園主事及び英語科設置認可に係る一般教育科目「コンピュータ概論、コンピュータ演習、コンピュータ演習Ⅱ」及び専門教育科目「英文タイプⅡ（ワープロ）」担当の教員組織審査を受けた岡山女子短期大学専任講師に就任した。

同 61 年 4 月からは学校法人原田学園評議員、副理事長に就任し、平成 14 年からは理事長に就任して現在に至っている。また、同 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで法人本部長を務め、同 61 年以降の教員歴は、同 63 年 4 月助教授、平成元年教授、同 2 年副学長、同 10 年学長また同 14 年 4 月に併設で新設した岡山学院大学の学長及び人間生活学部の学部長に就任して現在にいたっている。

理事長は、学長として入学式の式辞において、本学公式ウェブサイトや学校案内で表明している本学の建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を述べ、学生及び保護者は入学と同時に改めて本学の建学の精神を意識下に置く。また、式後のオリエンテーションで配付される学生便覧には、内表紙に教育三綱領を明記し、学則施行細則第 1 条においても明確に示し、後ページの岡山学院大学校歌の歌詞にも織り込まれ学生は常日頃から教育三綱領に触れることになる。

この他学内に対して、事務部や主要教室にも教育三綱領を掲示し、日常的な啓発にも徹している。また、年頭および年度初めの全教職員が集合する会議など機会あるごとに理事長・学長からの講話等で歴史・経緯を含めて説明がある。全学行事の際には常に校歌の合唱を行っている。

以上の通り理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

本学の最高意思決定機関は理事会である。理事会は、岡山学院大学の学長、評議員の互選による2人(定数2)及び理事会が選任した理事3人(定数2~4)を合わせて6人(定数5~7)で構成している。

理事長は、理事の互選(寄附行為の規定)(提出-30)により岡山学院大学の学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為では、理事長は職務の執行を補佐させるため副理事長を指名することができることとしているが小規模の法人であることから指名をしていない。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う理事(寄附行為の規定)を1人指名している。以上の通り理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

平成29年4月1日から「組合等登記令」(昭和39年政令第29号)の一部が改正に伴い、寄附行為の資産総額の変更にかかる登記の期限を会計年度終了後3月以内に変更したが、現在も決算及び事業の実績報告は、毎年5月の定例理事会で監事の監査報告書と共に理事会で審議決定し、同じく5月の定例評議員会に理事長が報告し、諮問している。また、資産総額の変更登記においても、5月末日までに行い、更に、本学M棟1階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び閲覧を可能とし、情報公開規程に従って財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等の閲覧等を可能としている。尚、これらの書類は本学公式ウェブサイトですやかに公開している。

理事会は、組織倫理規則及び経営改善計画の中に次の教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている。(提出-31, 32, 33)

1. 本学は、自主性とも言える建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を有し、教職員、学生及び卒業生が一体となって建学の精神を継承し高揚させるとともに、絶えず創設の理想について共通の理解を図り、学園全体を統一した教育実践の場とする。
2. 本学は、法令遵守に基づく学校運営の統治を強化し、経営の健全性・透明性を確保し、教育の公共的性格から、教育の永続性、堅実性を保証する。
3. 本学は、常に自己点検・評価に基づく教育内容の充実向上を図り、文部科学大臣の認証した評価機関の認証を受け、国際的に通用する教育の質の保証を図る。
4. 本学は、受入れた学生が質の高い学習成果を修得する教育を行い卒業させるとともに、卒業後社会から高い評価を獲得することを最も重要な社会的責務とする。

理事会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した理事会会議規則により開催運営している。理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、理事会の議長を掌る。理事会は理事の職務の執行を監督し、随時理事長が招集する。また、理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合に

は、その請求のあった日から 10 日以内に理事会を招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない。

理事会は、毎年 3 月 5 月 10 月の定例会及び臨時会とし、寄附行為に別段の定めがある場合をのぞき、理事総数の過半数の理事の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。

理事会は、学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程（提出-13）に定めるとおり、岡山学院大学の教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために理事会に教育研究活動推進委員会及び教育研究活動充実会議を置いている。この教育研究活動推進委員会は、認証評価を受審するためのもではなく本学独自の自己点検・評価を行う委員会であり、建学の精神に基づく教育研究上の理念、目的、学校教育法に定める大学の目的、我が国の高等教育の目指すべき基本方向に照らし、本学教育研究活動の充実改善に資する点検・評価を行うものである。

認証評価の受審を申し込む際には、理事会の議決を経て申し込む。申し込みが受理されたら認証評価に係る大学評価基準に基づく自己点検・評価を学科教員及び事務職員に指示し、提出期限までに理事長の最終点検を経て提出する。

私立学校法に従い理事会は、評議員会及び監事によってガバナンスを確保した業務執行を図っている。また、小規模の法人であることから事務組織においても法人本部等の事務部署を設けず、議事録の作成等の事務処理は学内理事及び学内評議員によって処理している。その他、学則の変更や学園の諸規程の制定・改正などは理事会の議決をもって実施している。

理事会は、次に掲げる事項については理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならないこととしている。

1. 予算及び事業計画の編成及び重要な変更、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分、運用財産の中不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
2. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
3. 私立学校法第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事由による解散
4. 目的たる事業の成功の不能となった場合の解散
5. 残余財産の帰属者に関する事項
6. 合併
7. 寄附行為の変更

当初予算及び事業計画については、毎年 3 月の定例評議員会に理事長が諮問し了承を得た後、同じく 3 月の定例理事会で審議し決定している。また予算の補正についても同様に評議員会に諮った後理事会で議決している。

決算及び事業の実績報告は、毎年 5 月の定例理事会で監事の監査報告書と共に理事会で審議決定し、同じく 5 月の定例評議員会に報告し、諮問している。理事会は、岡山学院大学の学長、評議員の互選による 2 人(定数 2)及び理事会が選任した理事 3 人(定数 2~4)を合わせて 6 人(定数 5~7)で構成している。

以上の通り理事長は、私立学校法に則って決算の理事会議決及び評議員会への報告を各年度に滞りなく行い同時に本学公式ウェブサイトにより財務情報を公開しているので特段

の課題はない。理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等の法改正に対して敏感に対応を図っている。特に理事長が大学・短期大学の学長であることから学則変更等においても教授会との連携を十分に図っている。

財務情報の公開、寄附行為、役員名簿、役員報酬規程は、本学M棟1階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び情報公開規程に従って閲覧等を可能としている。尚、財務情報の公開（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等）は本学公式ウェブサイトでも公開している。

理事は、「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」（提出-2）を理事会で制定施行したので、建学の精神、岡山学院大学及び人間生活学部食物栄養学科の教育目標、学習成果、学位授与の方針と卒業認定、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の共通認識を図っている。

また理事は、理事会において組織倫理規則及び経営改善計画の中に教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている。

理事は、寄附行為第12条第5項の規定に従い、昭和25年4月1日から起算して4年ごとに任期満了し4月1日付けで改選している。従って、現在の理事は平成30年3月28日開催の旧定例理事会及び定例評議員会において選任された理事である。尚、寄附行為附第5条に定めるとおり、理事は、私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づき選任されている。

理事長は、理事のうち1人は理事の互選により選任する。（寄附行為第6条）

監事の定数は2人（寄附行為第5条）と規定しており、理事、職員（学長、教員その他の職員を含む）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。

次の寄附行為第12条第4項第1号の役員の解任の規定は、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定に抵触しないよう、理事就任時にこれについて該当しないことを誓約書にして文部科学省に届け出でているが、在任時の欠格事由にも寄附行為に準用して次の様に定めている。

4 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数3分の2以上の議決及び評議員会に諮問してこれを解任し新たなる役員を選出し、これに充当することができる。

1. 法令の規定または寄附行為に著しく違反したとき
2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
3. 職務上の義務に著しく違反したとき
4. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの特記事項>

理事長は米国のアクレディテーションシステムを手本にして岡山学院大学の教育の質保証に取り組んできた。

平成 3 年 7 月の設置基準の大綱化により大学及び短期大学に自己点検・評価が義務化された。自己点検・評価は、米国の大学の教育の質保証で重要な役割を担うアクリディテーションにおいて大学が行うセルフスタディーのことである。理事長は、これからの大学の管理運営には、教育の質保証が重要になってくると考え、平成 4 年から米国のアクリディテーションシステムとセルフスタディーを学び本学の教育の質保証に取り入れてきた。

米国の大学の教育の質保証は、大学がアクリディテーションという独自の私的仕組みにより自発的かつ継続的にセルフスタディーを実施し、自らの質的水準の維持を図っている。米国のアクリディテーションには、100 年以上の歴史があり、大学が、高等教育機関としての使命や適格性を担保した教育の質保証を報告書にしたセルフスタディーレポートを大学の関係者が相互に評価することで、大学の教育内容の充実・向上を図る自主的な活動であり連邦政府の関与はなかった。しかし近年は、奨学金の支給に関する米国の高等教育法の規定にアクリディテーション委員会または専門分野の認定団体の認定を受けている高等教育機関の学生であることが条件となり、アクリディテーションは連邦政府の制度とも紹介されるようになってきている。

我が国において平成 16 年から法制化された認証評価はこの米国のアクリディテーションシステムがモデルになっており、理事長は、平成 6 年設立の短期大学基準協会が認証評価機関として認証を受けるための準備委員会に平成 14 年から加わりアクリディテーションシステムを参考にして短期大学評価基準の策定や第三者評価の仕組の構築に携わった。短期大学基準協会は平成 17 年度から認証評価を開始し、当時は第三者評価そのものの文化のない折で、理事長は事前に実施した研究交流会においてアクリディテーションシステムを例に挙げてピアレビューについて詳しく説明した。

理事長は、平成 26 年度から（一財）大学・短期大学基準協会の短期大学認証評価委員会の委員長として評価校の認証評価および短期大学教育の質保証の向上充実に取り組んでおり、さらに、令和 2 年度から大学認証評価委員会の副委員長を務め大学教育の質保証の向上充実にも取り組んだ。さらに、令和 5 年度より（一財）大学・短期大学基準協会の理事長として就任し、その説明責任を果たすためにも岡山学院大学の教育の質保証に真摯に取り組んでいる。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

35. 令和 5 年度大学教授会議事録
36. 令和 4 年度大学教授会議事録
37. 令和 3 年度大学教授会議事録
38. 令和 5 年度合同教授会議事録
39. 令和 4 年度合同教授会議事録
40. 令和 3 年度合同教授会議事録

備付資料

75. 理事長・学長の個人調書

80. 各種委員会の開催実績（令和5年度）

【区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。】

＜現状＞

学校教育法の一部改正が平成27年4月1日から施行されることを受けて、本学の教授会規程において、改正の趣旨である『教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしたこと。（第93条第2項）』及び『教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしたこと。（第93条第3項）』について本学の教授会規程及び学則を改正し、学長は法令に則って教学運営を司っている。

学長は、理事長が兼務している。学長の人格及び大学運営に関する内容は、如上の理事長のリーダーシップ及び同特記事項に述べた通りである。（備付-75）

学長は入学式の式辞において、本学の建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を述べており、学生及び保護者は入学と同時に本学の建学の精神を意識下に置く。また、式後の入学生と保護者合同のオリエンテーションで配付される学生便覧には、内表紙に教育三綱領を明記し、学則施行細則第1条においても明確に示し、後ページの岡山学院大学校歌の歌詞にも織り込まれていることを学長が講話する。この他学内に対して、事務部局や主要教室にも教育三綱領とその解説を掲示し、日常的な啓発にも徹している。また、年頭および年度初めの全教職員が集合する会議など機会あるごとに学長からの講話等で歴史・経緯を含めて説明がある。

更に、「建学の精神と教育理念」、そして「教育の目的・目標」、「学生の学習成果」それぞれの相互の関係を明確にして表明し、「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（三つの方針）を明解に示しているかを点検する学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の仕組の流れについて全教職員に対して日常的に認識を促し実践を求めている。

以上の通り学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、大学の向上・充実に向けて努力している。

理事会によって平成27年4月1日に制定施行された岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程及び懲戒の運用に関する基準を学生便覧（提出-3）に示し、岡山学院大学学則の第45条及び第46条に規定する次の事項

第45条 学生にして、学校の内外を問わず学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者には、その軽重により、訓告、停学、退学処分に付することができる。

（2）前項の手続は学長が別に定める。

岡山学院大学学則の第46条

第46条 前条の規定のほか、次の一に該当する者は学長が別に定める手続を経て退学に処する。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
2. 学業劣等で成績の見込みがないと認められた者
3. 正当の事由なく出席常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

について手続きを定めている。

学長（任期4年）の選考は岡山学院大学学長選考規程により理事会において選任する。

学長は理事会において理事定員の3分の2以上の議決により任命される。学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、理事長が学長代行となり、1ヶ月以内に理事会を招集し、新しい学長を任命しなければならない。

岡山学院大学学長選考規程

学長となる者は、岡山学院大学建学の精神を継承し、学園創立者の教育理念を理解尊重し、学園及び大学の伝統と特色とを重んじ、私立学校教育の特性を理解できる教育者でなければならない。また、教育基本法と私立学校法の精神を体し、経営基盤の健全性と公共性を尊重できる者でなければならない。その他、次の各項に抵触する者であってはならない。

1. 法律で定める刑罰を受けた者
2. 非合法的政治活動に従事した者
3. 経済的破綻者
4. 心身に著しく障害のある者
5. その他理事会において不相当と認めた者

以上の通り学長は学長選考規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

大学の管理運営体制は、学長の下に食物栄養学科と事務部で体制を整えている。

理事長が任命する学科長が学科の管理を行っている。主として学科の教学運営は学長が統括している。

学長は、本学の教育研究活動全般についての諸事項の決定は、法令に規定されるものは決定を行うに当たり意見を求め、それ以外のは学長の専決事項として決定し、後の教授会でその旨を報告している。教授会は毎月第1木曜日を定例とし、年間行事予定表にも新年度開始時から組み込まれている。予定に変更がある場合は、速やかに全教授に対する掲示によりその旨連絡をする。また、緊急を要する場合は、電話にて全教授に対して開催を通知し、過半数の出席者が確保できる最も早い時間に開催し、審議により議決を図る。

岡山学院大学学則に規定する教授会

教授会は、本学の教授をもって組織し、准教授、その他の教員を加えることができる。

教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1. 学生の入学及び卒業に関する事
2. 学位の授与に関する事
3. 教育課程の編成に関する事
4. 学生の懲戒に関する事
5. その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定める事

教授会は学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

であるので、本学の教授会規程との整合性も図られている。

本学の教授会は、岡山学院大学教授会規程に則って学長及び専任の教授をもって構成し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。

(提出-35, 36, 37, 38, 39, 40)

- (1) 学生の入学に関すること
- (2) 卒業認定に関すること
- (3) 学位の授与に関すること
- (4) 教育課程の編成に関すること
- (5) 学生の懲戒に関すること
- (6) 教育職員の資格審査についてのこと
- (7) 学則その他関係の規程の制定・改廃についてのこと
- (8) 諸施設の新設・改廃についてのこと
- (9) 学生の退学・休学・再入学・復学・転学・編入学・科目等履修生及び聴講生についてのこと
- (10) 大学の行事に関すること
- (11) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めたこと

また、教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることになっているが、現在のところ事例はない。

大学短大の合同教授会は、岡山学院大学岡山短期大学合同教授会規程に即して学長及び大学及び短大の専任の教授をもって構成し、学生の生活指導に関することや学園全体の教育及び行事に関することを審議議決する。

教授会の議事録は総務課が作成し総務課において整備してある。

教授会は、理事会で制定された岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針（提出-2）及び学習成果を獲得させるために、三つの方針のもとに「学習成果を基にした教育の方法、実践」を行い、成績評価など学習の結果について量的・質的データをもとにして学習成果の獲得状況について分析を行うアセスメント・ポリシーを共有している。また、学生の学習成果、三つの方針の点検、教育の方法・実践、および学生のニーズの点検などにおいて PDCA サイクルを用いて本学の教育の質保証の向上・充実を図ることを岡山学院大学 FD 委員会で進めている。

学長の下に次の委員会を設置し、大学の管理運営に努めている。（提出-80）

大学短大 FD 委員会（岡山学院大学岡山短期大学 FD（ファカルティ・ディベロプメント）委員会規程）

教員の大学教育に対する教育研究の使命及び教育意識の改革を含めて、大学の教育、研究、社会サービスの機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、岡山学院大学及び岡山短期大学の全ての教員組織でもって岡山学院大学 FD 委員会及び岡山短期大学 FD 委員会（以下「FD 委員会」という。）を組織し、教育課程や特に授業に関する資質開発を最重要とし、大学の教育課程にある授業の構成要素への理解を深め、教育課程を改善することを目的とし、それらと関わる教員自らの資質開発を目指している。また、大学の教育理念及び目標の認識、各学科の教育目標とカリキュラム構成の原理、担当授業科目の授業設計、

教授法、成績評価の原理等を毎年12月にワークショップ形式で、関係教員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の教育の在り方を具体にしている。

学生相談室運営委員会（岡山学院大学岡山短期大学学生相談室規程）

本学の学生生活を営む上で、学生の修学及び学生生活の相談に適切に対応するため、岡山学院大学及び岡山短期大学学生相談室を置き、委員会は、相談室が診療及び治療を行うものではなく、学生生活を営む学生に対する学生サービスの一環として、学生の個人的諸問題について相談に応じ、援助を行うことを前提とする相談室の運営について審議する。

大学奨学生選考委員会（岡山学院大学奨学生選考委員会規程）

日本学生支援機構及び各種公的奨学金の奨学生候補者を選考するため、奨学生選考委員会を置き、奨学生候補者を面接及び選考、奨学生の指導等を行っている。

図書館委員会（岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程）

岡山学院大学及び岡山短期大学の教育方針に即した効果的な図書館運営を行うため本学に図書館委員会を置き、図書館の運営及び図書の購入の方針、その他図書館の閲覧規則及び運営規則等に関する事項について審議する。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

41. 令和5年度評議委員会議事録
42. 令和4年度評議委員会議事録
43. 令和3年度評議委員会議事録

備付資料

81. 監事の監査状況（令和5年度）
82. 監事の監査状況（令和4年度）
83. 監事の監査状況（令和3年度）

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

<現状>

監事は、評議員会の同意を得て理事会において選出した学外の者2人（定数2）がその任に当たっている。平成17年4月から私立学校法の改正を受けて、文部科学省が開催した監事研修会に毎年出席しガバナンスの強化を図っている。

学校法人の業務及び財産の状況について理事会及び評議員会に出席して理事の業務執行状況及び議題によっては予算の執行状況を監査する。（備付-81, 82, 83）

議事録

理事会及び評議員会に出席しての監事の意見は、主として経営改善計画についてである。文部科学省に経営改善計画の実施報告を提出する際に、監事の所見を提出するので、理事会において所見を述べている。

監事は学校法人監査基準の基に次の職務を遂行している。

- 一、この法人の業務を監査すること
- 二、この法人の財産の状況を監査すること
- 三、この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- 四、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 五、第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- 六、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- 七、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

また、第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができることになっているがこのような事例はない。

更に、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができることになっているが同様に事例はない。

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表し、私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。それらは本学公式ウェブサイトの「情報の公開等」で掲載している。また、財務情報は経理課の所在するM棟1階の事務室に備え置き、本学に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている。

【区分 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。】

＜現状＞

評議員会は、理事長の諮問機関として15人の評議員(定数15～20)で構成している。15人の評議員は、本学の教職員4人(定数3～5)、25才以上の卒業生2人(定数2)、理事から選任された理事2人(定数2)、学長1人(定数1)、在学生の保護者3人(3～5)及び学校法人に関係ある学識経験者3人(定数2～5)となっている。評議員会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した評議員会会議規則により開催運営している。

評議員会の会議

評議員会の議長は会議のつど評議員の互選で定める。評議員会の会議は定例及び臨時会とし、定例会は毎年3月及び5月に招集する。臨時会は理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合に、その請求のあった日から20日以内に招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない。

理事長は、理事会で審議する前に、次に掲げる諮問事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことになっており、評議員会の会議で了承を得た後、理事会を開催している。(提出-41, 42, 43)

一、予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)基本財産の処分、及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項。

二、事業計画及び事業に関する中期的な計画に関する事項。

三、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。

四、合併。

五、寄附行為の変更に関する事項。

六、理事の三分の二以上の同意による事由及び目的たる事業の成功不能の事由による解散。

七、残余財産の処分に関する事項。

八、役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

九、その他学校法人の業務に関する重要事項。

また、理事会において議決された決算及び実績の報告は、理事長が監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めることとなっている。

【区分 基準IV-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】

＜現状＞

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表し、私立学校法の規定に基づき、

財務情報を公開している。それらは本学公式ウェブサイトの「情報の公開等」で掲載している。また、財務情報は経理課の所在するM棟1階の事務室に備え置き、本学に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

特にないが、法令遵守に一層努める。

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回は日本高等教育評価機構で受審したため、その報告書に記述した改善計画及び実施状況を報告する。

4-1 の改善・向上方策（将来計画）

この自己点検・評価は、平成22年度に引き続いて毎年実施した結果、体制が徐々に整備されてきた。今後は、この体制を強化しつつ、自己点検・評価の内容を充実させていく。平成28年度の自己点検・評価は、可能な限りエビデンスとなる資料を収集して実施してきた。今後も点検・評価しなければならない課題を見だし、継続して改善していく。このようにして今後は定期的に検討して、自己点検・評価が円滑に実施できるような体制を整えていく。また、教育方法の問題点把握と見直し、そしてこれに基づく改善方策などについて検討するための組織整備を進めていく。

4-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価によって提示された課題は、関係する委員会および学科FD会議で活発に論議し、自己点検・評価のあり方について教職員共通の理解を深めていく。また、学生による授業評価アンケートのように、データが集積している事項については、今後も引き続き実施するとともに分析結果を報告書にまとめていく。また、自己点検・評価を効率的に実施できる体制を整えるとともに重点となる点検項目を加えていく。

4-3 の改善・向上方策（将来計画）

前回認証評価を受けた平成22年度に比べ、資料の収集体制が整備されてきた。これまで多くの課題とその解決は、委員会等において課題が提起され、改善方策を検討する体制で進んできた。本年度の自己点検・評価の実施によって、委員会を中心とする体制が自己点

検・評価の中へ集約されるようになっている。今後、大学全体として理事会、教授会、各種委員会、事務組織の職務と連携を明確にしながら、PDCA サイクルを円滑に進捗できる体制の整備を図っていく。

《実施状況》

4-1 の改善・向上方策の実施状況

自己点検・評価が円滑に実施できるような体制を整えた。また、教育方法の問題点把握と見直し、そしてこれに基づく改善方策などについて検討するための組織整備を進めた。

教育の質保証を図るために、令和 2 年度から自己点検・評価の基準を大学・短期大学基準協会の評価基準に則った自己点検を行った。

4-2 の改善・向上方策の実施状況

自己点検・評価によって提示された課題は、関係する委員会及び岡山学院大学 FD 委員会で活発に論議し、自己点検・評価のあり方について教職員共通の理解を深めた。また、学生による授業評価アンケートのように、データが集積している事項については、今後も引き続き実施するとともに分析結果を岡山学院大学 FD 委員会で検討している。また、自己点検・評価を効率的に実施できる体制を整えとともに重点となる点検項目を変更した。

4-3 の改善・向上方策の実施状況

今後、大学全体として理事会、教授会、各種委員会、事務組織の職務と連携を明確にしながら、PDCA サイクルを円滑に進捗できる体制の整備を図った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特にないが、法令遵守に一層努める。